東京	山梨	五、三四五	五、三五三	六、六八五	九、五〇二	九、六九四	一八、〇二七	一五、八三六	一二、六六三	一五、八四四	一〇八、四三四	七七、九八三
	栃木	一〇、六九七	九、四六四	一〇、一三四	一六、四八五	一六、一〇二	二六、二五一	二〇、一九六	一七、六六五	三三、〇四七	一八六、一九二	八〇、七一八
	茨城	一七、六六七	一四、六七三	一五、五二五	二五、八七五	二三、五七九	四一、五二五	三二、五〇六	二五、七三六	五二、八一〇	二八七、八八五	一四四、一三八
	群馬	一一、二九九	八、〇一九	八、二六八	一四、五二七	一六、三九二	三一、八五六	二四、四〇四	一七、九七四	二九、二六〇	一八三、四二六	一三九、〇七九
	計	九四、五一五	七五、七七二	八一、二四〇	一三六、二七三	一三八、一八一	二五四、二六七	一九一、九一五	一四三、一六四	二三〇、二九四	一、五六一、九五八	八一四、七七四
大阪	大阪	一三、九九九	一一、五二五	一一、〇四六	一六、〇二六	一三、四一六	一九、九四三	一四、四八六	九、四四七	一三、九六三	一六六、九二一	三六、九九一
	京都	一三、一四八	一〇、四四二	一〇、六八〇	一六、二九一	一四、一六二	二五、四〇三	二五、〇四二	一九、八三五	三三、四一四	一九一、六九〇	九五、六九一
	兵庫	三二、二一六	一七、一九九	一七、二五七	二七、二三八	二三、三三七	四七、〇九五	五〇、三四七	四〇、四〇九	六三、八〇八	三五七、七八八	一六五、一一七
	奈良	七、四六一	六、〇四五	六、〇二六	八、七四八	七、九三七	一三、六六九	一四、二二四	一三、六六五	二六、四六二	一一八、二三九	五四、三二一
	和歌山	八、六四三	七、四六八	七、〇二九	一一、一八七	九、二〇三	一六、一〇二	一七、五一四	一七、二六四	二九、三三八	一三八、四三一	六〇、五五五
	滋賀	一三、三四一	八、五〇〇	八、四〇一	一三、八二三	一三、八七六	二六、六四四	二〇、六六六	一四、二九八	二一、三三九	一三〇、八五六	七三、六七九
	福井	七、八三二	五、二三一	五、一一七	八、五九二	八、二四九	一六、四七七	一六、二六五	一四、三一四	三一、〇六六	一七二、九一四	七七、〇三六
	石川	一〇、二二八	七、三二四	七、四九二	一二、七九五	一二、八三三	二六、〇六二	二五、二二五	二四、六二五	六〇、七二六	二〇七、六一一	一一四、四九八
	富山	九、二〇二	六、八三三	六、五二六	一〇、二四九	九、五二六	一九、三二八	一八、四八三	二〇、七五五	五五、一八六	一七九、二五九	八九、〇九三
	香川	七、七〇二	六、三七一	六、七九一	一一、〇五九	一〇、三六六	一七、五八三	一四、一一五	一一、一九八	一五、九四八	一一五、九二三	四六、三〇一
	徳島	七、四六三	六、二七二	六、八七一	一一、八〇九	一一、六二三	二〇、二〇二	一八、〇八八	一八、一一四	二四、八九七	一三八、六一六	八六、〇三五
	高知	七、三〇一	六、一六三	六、五六一	一〇、一九八	九、三〇四	一六、六九一	二一、一六一	二三、六八一	五一、六二五	一六四、一五一	一二七、七九二
	計	一三八、五二六	九九、三七三	九九、七九七	一五八、〇一四	一四三、八三一	二六五、一九九	二五五、六〇六	二三五、六〇五	四二七、七七二	二、〇八二、三九九	一、〇三七、〇〇九
札幌	北海道	七、〇六二	八、六〇九	八、五七九	一三、三一五	九、七八九	一四、六九八	一四、七二九	一九、四七六	三五、〇八九	一四一、一四六	三三、五二〇
仙臺	宮城	八、四八一	六、八五四	七、四六四	一三、八九九	一二、七九七	二三、二三〇	二一、八六三	一九、一七四	二六、三七三	一五七、六一六	九三、五〇六
	岩手	九、九二九	七、三三五	七、八六二	一三、二七二	一三、四三八	二五、五五三	二四、三五九	二一、七二七	三四、六六六	一七二、九三九	一一六、一四六
	福島	一八、三八七	一三、七四四	一一、六七〇	一九、六四四	一七、七四〇	三二、八〇〇	三二、二八四	三一、七四八	八五、四七九	二九七、九二五	一五〇、一六〇
	秋田	八、七九八	六、九八二	六、九四一	一〇、六七三	一〇、五三三	二〇、七八三	二一、三一〇	一九、八二三	四三、六八三	一六七、八八七	九一、〇六一

	青森	七、六七三	五、八四六	六、一七七	九、五九九	八、八六五	一八、五一三	二〇、二六四	一九、九九四	二六、四〇二	一三六、五四六	八四、一八九
	山形	一〇、三七一	七、七九三	七、九五四	一三、七七三	一三、四七六	二八、〇五六	二四、四九九	二〇、六七四	三七、五一〇	一八八、三九二	七七、〇五七
	計	六三、六三九	四七、五五四	四八、〇六八	七九、八六〇	七六、八三八	一四八、九三五	一四三、五七九	一三三、一四〇	二五四、一一三	一、一三一、三〇五	六二三、一一九
名古屋	愛知	二六、二五一	一八、六九七	一八、六八五	三〇、五四〇	三一、五三四	六〇、四三五	四一、八九七	二九、二三六	五四、一四七	三六〇、八五九	一八七、六一三
	静岡	一五、五九五	一二、三二二	一三、三九九	二二、五四二	二二、九八〇	四八、二五〇	四五、五八二	三五、四二五	五一、一一一	二九四、八五一	一八〇、九八三
	三重	一七、二四二	一二、一六〇	一一、七六五	一八、〇四八	一六、四四六	三二、八一三	三〇、八六〇	二六、〇二〇	五四、九三三	二五四、九七〇	一三二、八九〇
	岐阜	一三、四七六	九、九九一	一〇、七五六	一七、九五〇	一八、〇九六	三六、三〇二	三四、〇六一	三〇、三三九	六〇、六六九	二五四、三七〇	一五八、二一九
	長野	一八、八六九	一四、〇六九	一三、〇八一	二〇、九〇五	二〇、八〇四	四五、八七五	四六、五九四	三四、六七七	七〇、二六八	三一四、四八八	二二五、五三三
	新潟	一八、四五〇	一三、六八四	一三、四九五	二〇、八三一	二〇、五八六	四四、六一九	四八、三三一	四二、六六七	七二、四三三	三三六、二九二	二二九、八〇九
	計	一〇九、八八三	八〇、九二三	八一、一八一	一三〇、八一六	一三〇、四四六	二六八、二九四	二四七、二一五	一九八、三六四	三六三、五六〇	一、八一五、八三〇	一、〇八五、〇四七
廣島	廣島	一九、四七三	一四、七六九	一四、七九四	二三、八一四	二一、四〇八	四四、〇二〇	四八、四二八	四三、二九三	一一三、一七三	三七一、九五六	二〇九、八三六
	山口	一二、一四四	九、八九七	一〇、八一九	一七、一三五	一五、六三六	二八、四六六	三一、九一二	三五、八一九	六四、七〇九	二四四、六八〇	一四五、九〇八
	岡山	二〇、七三三	一六、二二二	一六、三七二	二四、九三五	二二、一九七	四三、七二〇	四三、八五四	三三、四〇九	八六、九一四	三四二、三二八	一八一、二四三
	鳥取	五、三六五	三、八七六	四、三六〇	六、八二七	六、〇五九	一一、一四八	一一、五三五	一〇、七〇一	二九、〇六八	九八、九六七	五二、三九四
	島根	九、七八四	八、三〇四	八、一八一	一二、二五四	一一、五九九	二三、三四三	二六、三九六	二八、三七六	五七、一五四	二〇〇、四七八	一二五、六三九
	愛媛	一〇、三〇〇	八、九二二	九、九六四	一六、〇三二	一五、四三六	二九、七七七	三二、五三一	三三、二六三	六二、二五八	二三五、七七五	一六四、八四六
	計	七七、七九九	六二、〇〇〇	六四、四九〇	一〇〇、九九七	九二、三三五	一七九、四七四	一九四、六五七	一八四、八六一	四一三、二七六	一、四九四、一八四	八七九、八六六
熊本	熊本	一五、〇四六	一一、八〇四	一二、五〇一	一九、三四八	一七、七三四	三二、九一五	三一、一一五	三三、九九五	六九、四四三	二七三、二八七	一五二、二八七
	福岡	二〇、七三四	一九、一七九	一九、九九六	三二、一一三	二七、九四九	四八、四九一	三八、六二一	三四、一八二	五六、五四三	三四〇、三九七	一一四、四〇八
	大分	一三、九六七	一一、三〇九	一二、五六〇	一八、六三八	一七、九〇七	三三、七〇九	三六、〇六九	三三、九七五	六五、九五二	二六一、三二四	一六四、三四九
	長崎	八、二二九	七、五七二	八、八八一	一四、九四一	一三、四二八	二五、八一四	二八、七五七	二九、八四〇	六〇、三六三	二一〇、三四七	一三八、二八三
	佐賀	一〇、九五三	八、〇三八	七、三六二	一一、二二〇	九、七〇二	一九、五九五	一九、五六四	一五、三五三	三二、五三〇	一五六、七三三	七二、五二二
	鹿兒島	一〇、七八八	九、〇三七	一〇、九七六	一九、九二三	二三、二四六	五二、二七六	六一、二一八	七〇、九八七	一三二、九六六	四〇五、二八二	二六二、〇四六

總計	沖縄計	宮崎				
五七一、四三六	九〇、〇二二	七、九八六	六、四九三	六、一八六	一〇、四〇八	一一、六二五
四五〇、一九四	七五、九六三	三、三〇九	二、五三一	三、一一五	五、四四九	五、三五二
四六四、九三三	八一、五七七	一三、一〇五九	七五〇、三三四	七八、三五三	一、三七五、四八二	一、三〇六、七七一
一七五、〇八〇	二七〇、四七〇	三三、三七四	四四、三〇一	二、二七、七九八	一〇、一四三、九〇六	五、五四、六九〇

（備　考）一、本表は市町村地租名寄帳に依り調製せり。
二、地租條例第十三條ノ二及大正十五年法律第四十七號に依り地租を徴收せざるものは算入せず。

第六表　罹災地地租年賦延納表

年次	段別	地價	地租	筆數
明治三十五年	二九、九五一町一反三三	五、七八四、三一五円	一八六、五六七円	四六五、三二八
同三十六年	一、〇三二・三四	一九三、三八八	六、一一三	二九、〇〇四
同三十七年	二二七・四二	六二、九七八	二、七〇八	二、四四五
同三十八年	一四、二〇〇・三四	三、三二一、〇六三	一七一、二三五	二一九、二五四
同三十九年・	三、〇八七・一三	六一二、七四四	三三、六九七	五七、七二〇
同四十年	八、〇八四・九一	一、六六〇、二五八	八九、七九六	八九、五四一
同四十一年	五七〇・三六	二〇八、八九四	一一、四八八	八、六九九
同四十二年	一七五・八〇	五七、二八四	三、一五〇	二、一一九
同四十三年	一、六一三・七三	五〇七、五二四	二四、〇九七	三八、四六二
同四十四年	六、二九〇・五九	一、二七〇、八八一	五九、七三七	五四、〇七五
大正元年	四、四〇三・七二	一、三七一、二七一	六四、四四六	八九、七四六
同二年	五三、三七五・〇三	一一、一六〇、〇三三	五二〇、三〇六	四一五、〇七九

（備　考）曆年に依り處分濟のものを掲ぐるも、大正二年に於ては會計年度に依り調査す。

第七表　罹災地地租免除表

罹災年別	關係法律	被害區別	人員	段別	地價	地租	筆數
明治二四年	明治二十五年法律第一號	震災	—	未詳	円	二〇八、四六三円	—
同二七年	同二十八年法律第二十九號	同上	—	同上	—	三、八一六	—
同二九年	同三十年法律第二十二號	同上	—	同上	—	三、三五五	—
同年	同年法律第三十號	水害	—	未詳	—	一、九二二、二〇八	—
同三〇年	同三十一年法律第二十二號	同上	—	七五、六〇二・六〇	—	五六五、五九七	—
同三一年	同三十二年法律第三號	同上	—	三九、二九五・二〇	—	四五〇、八九三	—
同三二年	同三十三年法律第一號	同上	—	二五七・六〇	—	三三、六三〇	—
同年	同年法律第二十四號	蟲害	—	—	—	五、八〇三	—
同三三年	同三十四年法律第二十七號	水害	—	七、三三〇・二〇	—	六二、六一五	—
同年	同年	蟲害	—	一、八七〇・三〇	—	二七、八三七	—
同年	同年	風害	—	四、六二七・九〇	—	五九、六八二	—
同年	同年	旱害	—	三、六二四・六〇	—	二七、九六四	—
同三四年	同明治三十五年法律第二十五號	蟲害	—	三、二八九・九〇	—	四八、九八五	—
同年	同年法律第二十六號	雹害	—	二、四四六五・八〇	—	八、二三三	—
同年	同年法律第二十七號	水害	—	二、〇三五・二〇	—	一一、三六二	—
同三五年	同	同上	—	三七、五三三・六一	七、五〇九、八六三	二四七、七二三	—
同三六年	同	同上	—	二一、一四六・三一	四、四二六、五一九	内 六〇、〇二九	—
同三七年	同	同上	—	六、三〇二・二四	九二四、一九八	内 一四五、八一四 三五、三六五	—
同三八年	同	同上	—	三五、九五六・〇五	七、一六一、六四四	内 三九、〇五一 一六、三一一	—
同三九年	同	同上	—	六六、八三三・一四	一五、六八四、八五九	八七二、八二四	八五四、九二二

明治四〇年	明治三十五年法律第二十七號	天候不順水害	—	三八、一二九・三一	九、七〇三、三一六	五三、六五五	五六八、六一三
同　四一年	同　上	同　上	—	三、八五七・七二	一七、六六二	二八、四七一	五八、三四九
同　四二年	同　上	同　上	—	五、二七五・三五	八〇〇、九四〇	四四、〇五一	八四、三三九
同　四三年	同　上	同　上	—	一三、五〇四・三四	三一、五三五、七七九	一、四八一、六一八	一、九九六、八七一
同　四四年	同　上	同　上	—	三七、三三・四八	七、一五三、八六八	三三六、二三一	六七四、七三一
大正元年	同　上	同　上	—	一一、〇六四・四〇	二、〇六〇、一五五	九六、八二五	二〇八、八一三
同　二年	同　上	同　上	—	六四、五九一・九六	一三、一一〇、九三〇	六、一六、二一八	一、〇五五、五八六
同　三年	大正三年二月法律第一號災害地租免除法	同　上	三三五、二六三	一一三、八四七・三〇	二四、〇二九、三九六	一、二六、四七五	一、四二三、六二七
同　四年	同　上	同　上	七三、六一六	二四、五二一・三〇	四、八六四、七五六	二三三、六三三	三〇五、八五〇
同　五年	同　上	同　上	七八、七七一	二三、七五五・六〇	六、〇一三、六一三	二七〇、六〇七	三〇七、九六二
同　六年	同　上	同　上	二八一、六四	九、二〇〇・〇〇	三、〇四〇、一五〇	一三六、八〇六	一三八、八三一
同　七年	同　上	同　上	五二、〇二八	三三、三五九・五〇	五、七七、三一四	二五七、七二七	二六六、六二五
同　八年	同　上	同　上	五二、一八〇	一六、五六四・九〇	三、六二〇、八〇六	一六二、九三五	二三五、六四〇
同　九年	同　上	同　上	四〇、五〇四	一五、五九二・七〇	二、三五九、三六六	一〇五、二四七	一七八、八六七
同　一〇年	同　上	同　上	三九、一二八	一一、三三四・五〇	二、六九八、九六六	一二一、四二九	一七三、七三三
同　一一年	同　上	同　上	四五、五六四	一三、三八四・一八	二、九三九、四三七	一三〇、六五四	一五六、四八四
同　一二年	同　上	同　上	五二、六八〇	一八、三六三・六〇	三、三七二、二六七	一四八、三五六	一七四、五三三
同　一三年	同　上	同　上	三八九、六七八	七七、八四五・一〇	三三、四六三、七四一	一、〇一〇、八五九	一、二六五、八八五
同　一四年	同　上	同　上	六四、〇九一	一五、五三三・三九	三、六二一、八〇八	一六二、五一五	二三六、三三九
昭和元年	同　上	同　上	一一八、四四六	三二、二四三・三一	七、九四九、八七二	三五七、四三九	五八〇、九〇三

（備考）一、明治三十八年以前の分は被害の年別に依り記入し、明治三十九年以降は層年に依り處分濟のものを掲ぐ。
二、地租は地價に稅率を乘じたるものとし、內書は增徵租額なり。
三、大正十一年分に於ては神奈川縣中震火災に依り燒失し、材料不明となりたる稅務署分を除算しあり。
四、單位未滿は之を切捨とす。

第二節　所得稅

第一款　日露戰役以前の所得稅

第一項　所得稅法の制定

我國所得稅の制度は明治二十年を以て創設せられたり。當時我國國庫歲入の過半は之を租稅收入に仰ぎ、租稅收入の大部分は之を地租及酒稅等に依りしと雖も、國費の膨脹は國運の進展に伴ひ年年著しきものあるに加へ、國際的情勢に鑑み海軍擴張の急務を告ぐるものありて、國庫收入の增加を圖るの必要は甚だ緊切なるものを存したり。然るに當時の稅法は概ね維新創業の際の制定に係り其の後の國情の推移に伴はざるもの多く、且租稅負擔の輕重甚だ均衡を得ざるものありて、單に從來の租稅を增徵することに依りて當時の財政需要を充すことは到底不可能なりしのみならず、當時租稅制度革新の機運漸く迫れるものありしを以て、玆に政府は外國の制度を參酌して新に所得稅を起し、以て歲入の增加を期すると共に、租稅制度の革新を圖ることと爲し、卽ち明治二十年三月二十三日勅令第五號を以て所得稅法を公布し、同年七月一日より之を實施したり。同法は全文二十九箇條及附則より成り、一箇年三百圓以上の個人所得に對して課稅せんとするものにして、所得額を三萬圓以上、二萬圓以上、一萬圓以上、千圓以上、三百圓以上の五等級に分ち、之に對し夫々百分の三、百分の二半、百分の二、百分の一半及百分の一の累進稅率を適用し、又同居家族の收入は之を戶主の所得に合算課稅

し、法人の所得に對しては課稅せざることとせり。而して各郡區役所管轄內に所得稅調査委員會を設置して所得の調査に當らしめ、之が決定に關する事務は府縣知事及郡區長をして管掌せしめたり。尙同法の制定に伴ひ同年五月大藏省令第八號を以て其の施行細則を公布し、以て同法施行上の手續を定めたり。今右所得稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

所得稅法（明治二十年三月二十三日勅令第五號）

第一條　凡ソ人民ノ資產又ハ營業其他ヨリ生スル所得金高一箇年三百圓以上アル者ハ此稅法ニ依テ所得稅ヲ納ムヘシ

但同居ノ家族ニ屬スルモノハ總テ戶主ノ所得ニ合算スルモノトス

第二條　所得ハ左ノ定則ニ據テ算出スヘシ

第一　公債證書其他政府ヨリ發シ若クハ政府ノ特許ヲ得テ發スル證券ノ利子、營業ニアラサル貸金預金ノ利子、株式ノ利益配當金、官私ヨリ受クル俸給、手當金、年金、恩給金及割賦賞與金ハ直ニ其金額ヲ以テ所得トス

第二　第一項ヲ除クノ外資產又ハ營業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ應シ收入金高若クハ收入物品代價中ヨリ國稅、地方稅、區町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物代價、販賣品ノ原價、種代、肥料、營利事業ニ屬スル場所物件ノ借入料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雜費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス

第三　第二項ノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ但所得收入以來未タ三年ニ滿タサルモノハ月額平均其平均ヲ得難キモノハ他ニ比準ヲ取リテ算出スヘシ

第三條　左ニ揭クルモノハ所得稅ヲ課セス

第一　軍人從軍中ニ係ル俸給

第二　官私ヨリ受クル旅費、傷痍疾病者ノ恩給金及孤兒寡婦ノ扶助料

第三　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

第四條　所得稅ノ等級及稅率左ノ如シ

等級	稅率
第一等　所得金高三萬圓以上	百分ノ三
第二等　所得金高貳萬圓以上	百分ノ二半
第三等　所得金高壹萬圓以上	百分ノ二
第四等　所得金高千圓以上	百分ノ一半
第五等　所得金高三百圓以上	百分ノ一

但所得金高ハ圓位未滿ノ端數ヲ算セス

第五條　所得稅ハ前半年分ヲ其年九月ニ後半年分ヲ翌年三月ニ納ムヘシ

第六條　此稅法ニ依リ稅金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其年所得ノ豫算金高及種類ヲ記シ毎年四月三十日マテニ居住地ノ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出ヘシ

第七條　各郡區役所管轄內ニ七名以下ノ所得稅調査委員ヲ置キ毎年調査委員會ヲ開キ所得稅ニ關スル調査ヲ爲サシム

調査委員定數ノ外五名以下ノ補缺員ヲ置キ缺員ノ補充ニ備フヘシ

調査委員及補缺員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第八條　調査委員ハ其郡區內ノ選擧ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　調査委員ノ選擧人被選人ハ二十五歲以上ノ男子ニシテ其郡區內ニ現住シ所得稅ヲ納ムル者ニ限ル但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款第四款ニ觸ルヽ者ハ被選人タルコトヲ得ス同條第一款第二款第三款ニ觸ルヽ者ハ選擧人タルコトヲ得ス

第十條　郡區長ハ各町村內ニ五名ヨリ多カラサル町村選擧人ノ員數ヲ定メ其町村人民中第九條ノ資格ヲ有スル者ヲシテ互選セシム但シ便宜ニヨリ數町村ヲ合シテ五名ヨリ多カラサル選擧人ヲ定ムルコトヲ得

町村選擧人ハ第九條ノ範圍內ニ於テ調査委員及補缺員ヲ選擧スヘシ

第十一條　調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス但第一回ノ改選ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

第十二條　調査委員ノ手當、旅費其他調査ニ關スル費用ハ國庫ヨリ之ヲ支給ス

第十三條　郡區長ハ第六條ノ屆書ニ據リ所得金高下調書ヲ製シ其屆書ト共ニ調査委員會ニ付スヘシ

第十四條　郡區長ハ納稅者ト認ムルモノニシテ第六條ノ期限ヲ過キテ其屆出ヲ爲サヽル者アルトキハ所得金高ノ見積ヲ立テ之ヲ調査委員會ニ付スヘシ

第十五條　調査委員會ハ郡區長ノ招集ニ由リ之ヲ開ク調査委員會ノ會長ハ郡區長ヲ以テ之ニ充ツ郡區長缺席スルトキハ會員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　調査委員會ハ會員過半數出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス會議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ可否スル所ニ依ル但自己ノ所得ニ關スルトキハ其會議ニ與ルコトヲ得ス

第十七條　郡區長ハ調査委員會ノ決議ニ據リ各納稅者ノ所得稅等級金額ヲ定メ之ヲ納稅者ニ達スヘシ

第十八條　郡區長ハ調査委員會ノ決議ニ關シ意見アルトキハ府縣知事ニ具狀シ指揮ヲ請フヘシ

第十九條　納稅者ニ於テ所得稅ノ等級金額ヲ不當トスルトキハ其達ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ所得金高明細書及其證憑トナルヘキモノヲ添ヘ府縣知事ニ申出ルコトヲ得但此場合ニ於ケルモ其稅金ハ達ヲ受ケタル金額ニ從テ之ヲ納ムヘシ

第二十條　府縣知事ハ第十八條第十九條ノ場合ニ於テハ府縣常置委員會ニ付シテ調査セシメ其決議ニ據テ之ヲ處分スヘシ但其處分納稅後ニ涉ルトキハ稅額ノ不足アルモノハ之ヲ追徵シ過剩アルモノハ之ヲ還付スヘシ

第二十一條　調査委員會又ハ常置委員會ハ此稅法ニ關シ調査上必要ト認ムルトキハ納稅者ニ尋問スルコトヲ得

第二十二條　調査委員其他所得稅ノ調査ニ關スル者ハ納稅者ノ資產及所得ニ係ル事件ヲ他ニ漏洩スヘカラス

第二十三條　納稅者其納期前ニ於テ所得金高十分ノ五以上ヲ減損シタルトキハ郡區長ニ申出

ルコトヲ得郡區長ハ事實ヲ審査シテ其稅額ヲ減シ所得金高一箇年三百圓ヲ下ルモノハ之ヲ免稅スヘシ但既納ノ稅金ハ之ヲ還付セス

第二十四條　所得金高ヲ隱蔽シテ逋稅シタル者ハ其逋稅金高三倍ノ罰金ニ處ス但自首スル者ハ其稅金ヲ追徵シ其罪ヲ問ハス

第二十五條　第二十二條ヲ犯シタル者ハ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條　第六條ノ屆出ヲ爲サヽル者ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十七條　此稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十八條　此稅法施行ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二十九條　此稅法ハ明治二十年七月一日ヨリ施行ス

但北海道、沖繩縣及東京府管轄小笠原島、伊豆七島ニ於テハ官府ヨリ受クル俸給、手當、年金及恩給金ノ外ハ當分ノ內之ヲ施行セス

附則

本法第六條ノ屆書ハ本年ニ限リ七月三十一日マテニ差出スヘシ

第二項　所得稅法の改正

所得稅法は爾後明治三十二年に至る迄十數年間、何等の改正なくして施行せられしが、此の間に於ける世運の推移は頗る著しきものあり、之に伴ひ從來の制度に根本的改革を加ふるの必要を生せしのみならず、時恰も日清戰役の終局に際して、戰後經營に伴ふ歲入增加の必要に迫られしを以て、政府は玆に新に所得稅法の全體に亙りて改正を行ふことゝ爲し、明治三十二年二月法律第十七號を以て改正所得稅法を公布したり。今其の要點を擧ぐれば從前の所得稅法が個人所得に就てのみ課稅せしを改め、所得の種類を三種に分ち、第一種を法人所得、第二種を公債社債の利子と爲して、何れも源泉に於て之に課稅し、第三種を三百圓以上の個人所得と爲し、各個人に就き累進率を以て課稅したり。而して各稅務署所轄內に所得調査委員會を置きて、第三種所得に關する調査に當らしむることゝ爲し、從來府縣知事及郡區長の管掌せし所得の調査決定に關する事務を、獨立の稅務機關たる稅務管理局及稅務署に移したり。本法は明治三十四年四月二日に至り法律第十七號を以て其の一部に改正を加へられ、以て日露戰役開始の時に至れり。今右一部改正を經たる改正所得稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

所得稅法（明治三十二年二月十三日法律第十七號）

第一條　帝國內此ノ法律施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一箇年以上居所ヲ有スル者ハ此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ニ該當セサル者此ノ法律施行地ニ資產營業又ハ職業ヲ有シ若ハ公債社債ノ利子支拂ヲ受クルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス（明治三十四年四月法律第十七號ヲ以テ本條改正）

第三條　所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得　千分ノ二十五

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子　千分ノ二十

第三種　前各種ニ屬セサル所得

十萬圓以上　千分ノ五十五
五萬圓以上　千分ノ五十
三萬圓以上　千分ノ四十五
二萬圓以上　千分ノ四十
一萬五千圓以上　千分ノ三十五
一萬圓以上　千分ノ三十
五千圓以上　千分ノ二十五
三千圓以上　千分ノ二十
二千圓以上　千分ノ十七
千圓以上　千分ノ十五
五百圓以上　千分ノ十二
三百圓以上　千分ノ十

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ第三種ニ限リ之ヲ合算シ其ノ總額ニ依リ本條ノ稅率ヲ定ム戶主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四條　所得ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ算定ス（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本條第三號中改正）

一　第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金及保險責任準備金ヲ控除シタルモノニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル各事業年度ノ益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタルモノニ依ル

二　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

三　第三種ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ依ル但シ此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル公債社債ノ利子、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受ケタル配當金、俸給、給料、手當金、歲費、年金、恩給金ハ其ノ收入額ノ豫算年額ニ依リ山林ノ所得ハ前年ノ所得ニ依ル田畑ノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

第五條　左ニ揭クル所得ニハ所得稅ヲ課セス（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本條第七號中改正）

一　軍人從軍中ニ係ル俸給
二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給
三　旅費學資金及法定扶養料
四　營利ヲ目的トセサル法人ノ所得
五　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
六　外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資產營業又ハ職業ニ依ル所得但シ此ノ法律施行地ニ本店ヲ有スル法人ノ所得ヲ除ク
七　此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金及割賦賞與金

第六條　第三種ノ所得ハ三百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス但シ第三條第二項ノ場合ニ於テ其ノ合算額三百圓ニ滿ツルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　納稅義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ但シ第二條ニ該當スル法人ハ各事業年度毎ニ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シ其ノ計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第八條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第九條　第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

調査委員會閉會後第三種ノ所得アル者新ニ納稅義務アルコトヲ申出タルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本項追加）

第十條　稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

第十一條　各稅務署所轄內ニ所得調査委員會ヲ置ク

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　調査委員ハ調査委員選擧人之ヲ選擧ス

第十三條　調査委員ノ選擧區域ハ稅務署ノ管轄區域ニ依ル

調査委員選擧人ノ選擧區域ハ市町村ノ區域ニ依リ東京市、京都市、大阪市、札幌區、函館區ニ在テハ區ノ區域ニ依ル

第十四條　選擧區域內ニ住居シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調査委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ調査委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經サル者

四　剝奪公權者及停止公權者

五　禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者

六　第四十六條ニ依リ處罰セラレタル後五箇年ヲ經サル者

第十五條　調査委員選擧人ノ定數ハ其ノ選擧區域內ニ於ケル第八條ノ申告ヲ爲シタル者十人ニ付一人トス但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十人ニ止メ申告者十人未滿ナルトキハ一人トス

第十六條　調査委員選擧人ノ選擧事務ハ市區町村長又ハ戶長之ヲ執行シ調査委員ノ選擧事務ハ稅務署長之ヲ執行ス

第十七條　稅務署長ハ調査委員選擧人ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戶長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示

スヘシ

第十八條　選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第十九條　選擧ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　調査委員選擧人ノ選擧終了シタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十一條　稅務署長ハ選擧期日ヲ定メ少クトモ七日前ニ公示シ調査委員及之ト同數ノ補闕員ノ選擧ヲ行ハシムヘシ

前項ノ選擧ニ關シテハ第十八條及第十九條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條　調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十三條　調査委員及補闕員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十四條　調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ其ノ半數ヲ改選ス但シ第一回ノ改選期ニ於テハ抽籤ヲ以テ其ノ退任者ヲ定ム

補闕員ハ二年毎ニ之ヲ改選ス

調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ數最モ多キ補闕員ヨリ順次之ヲ補充ス但シ投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

補闕員ヨリ調査委員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第二十五條　調査委員會ハ遲クトモ毎年八月一日マテニ開會スルヲ要ス

第二十六條　調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十七條　調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第二十八條　調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十九條　調査委員ハ自己ノ所得金ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第三十條　八月三十一日マテニ調査委員會成立セサルカ又ハ調査結了セサルトキハ所得金額調査未濟ノ者ニ付テハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一條　政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ十五日以內ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第三十二條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十三條　調査委員ニハ日當及旅費ヲ支給ス

第三十四條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第三十五條　政府ハ第一種及第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十六條　納稅義務者政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出テ審査ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條　前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

審査委員會ハ收稅官吏三人調査委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

審査委員會ノ所屬區域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

審査委員會ハ前條ノ申立ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第三十一條ノ規定ハ之ヲ審査委員會ノ決議ニ準用ス（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本項追加）

第三十八條　納稅義務者ハ第三十六條ノ審査ヲ求メタル場合ト雖通知ヲ受ケタル所得金額ニ依リ稅金ヲ納ムヘシ

第三十九條　所得金額ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第四十條　山林ノ所得ヲ除クノ外第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得ス（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本條改正）

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ヲ適用セス

第四十一條　前條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ所得金額ヲ査覈シ決定額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アリタルトキハ所得金額ヲ更訂ス

第四十二條　第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ其ノ都度之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ二分シ其ノ年九月及翌年三月之ヲ徵收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メスシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第四十三條ノ一　第四十條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ確定ニ至ルマテ稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ第四十三條ノ一トス）

第四十三條ノ二　第三種ノ所得ニ付二箇以上ノ稅務署管內ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅者ノ住所地若シ住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ（明治三十四年法律第十七號ヲ以テ本條追加）

第四十四條　第三種ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ以テ納稅地トシ住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納稅地トス但シ納稅者ハ申告シテ住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

此ノ法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第四十五條　納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲ニ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

第四十六條　所得金額ヲ隱蔽シテ逋稅シタル者ハ其ノ逋稅金高三倍ノ罰金ニ處ス但自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第四十七條　所得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

附　則

第四十八條　此ノ法律ハ明治三十二年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

第四十九條　明治二十年勅令第五號所得稅法ハ明治三十一年分所得稅限リ廢止ス

第五十條　此ノ法律ハ沖繩縣小笠原島及伊豆七島ニ當分之ヲ施行セス

第三項　附屬法規の制定及改正

所得稅法の改正に伴ひ、明治三十二年三月三十日勅令第七十八號を以て同法施行規則を制定し、稅法施行上の取扱手續を定めしが、右は明治三十五年十月勅令第二百五十四號を以て其の一部を改正せられ、以て日露戰役開始の時に至れり。今右一部改正を經たる施行規則を掲ぐれば左の如し。

所得稅法施行規則（明治三十二年三月三十日勅令第七十八號）

第一條　所得稅法第四條第一項第三號ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキモノハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費、其ノ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他其ノ收入ヲ得ルニ必要ナル經費ニ限ル但シ家事上ノ費用及之ト關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第二條　第三種ノ所得金額ハ申告、調査又ハ決定當時ノ現況ニ依リ所得稅法第五條ノ所得ヲ除キ之ヲ算出スヘシ

第三條　納稅義務アル法人ハ毎事業年度通常總會後七日以內ニ損益計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第四條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類及金額ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法第三條第二項ニ依リ同居者ノ所得ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ其ノ所得ヲ區分シ同時ニ之ヲ申告スヘシ

第五條　所得調査委員ノ定數ハ五人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ增減スルコトヲ得

第六條　稅務署長ハ調査委員選擧人ノ選擧前選擧資格ヲ有スル者ノ住所氏名ヲ其ノ市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

第七條　調査委員選擧人ノ選擧ヲ執行スルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ其ノ選擧資格ヲ有スル者二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

第八條　調査委員ノ選擧ヲ執行スルトキハ稅務署長ハ調査委員選擧人二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

第九條　調査委員選擧人及調査委員ノ選擧ニ於テ投票ニ記載シタル人員其ノ選擧スヘキ定數ニ超エタルトキハ末尾ニ記載シタル人名ヲ順次棄却スヘシ

第十條　調査委員又ハ補闕員ヲ辭スルコトヲ得ル者ハ稅務署長ニ於テ已ムヲ得スト認ムヘキ事故アル者ニ限ル（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第十一條　調査委員會ノ會長出席セサルトキハ出席シタル調査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第十二條　調査委員會ノ決議ハ會長ヨリ之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第十三條　稅務署長ハ所得稅法第九條第三十條第三十一條ニ依リ所得金額ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第十四條　所得稅法第三十六條ニ依リ審査ヲ求メムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ（同上）

第十五條　各稅務監督局所轄內ニ審査委員會ヲ置ク（同上）

第十六條　收稅官吏ヲ以テスヘキ審査委員ハ大藏大臣之ヲ命シ調査委員ヲ以テスヘキ審査委員ハ稅務監督局所轄內ノ調査委員之ヲ選擧ス（同上）

第十七條　審査委員ノ選擧事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス（同上）

第十八條　審査委員ノ選擧ヲ執行セムトスルトキハ稅務監督局長選擧期日ヲ定メ所轄內調査委員ノ氏名ト共ニ之ヲ各調査委員ニ通知スヘシ（同上）

第十九條　選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ稅務監督局ニ差出スヘシ

第二十條　稅務監督局長ハ所轄內調査委員二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第二十一條　選擧ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ一　審査委員ノ選擧終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第二十二條ノ二　審査委員ハ稅務監督局所轄內ニ於テ調査委員ノ改選アル每ニ之ヲ改選ス（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ本條追加）

第二十三條　審査委員會ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク（同上ヲ以テ條中改正）

第二十四條　審査委員會ハ改選後第一回開會ノ初ニ於テ審査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ（同上）

第二十五條　審査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條　審査委員會ノ會長出席セサルトキハ出席シタル審査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第二十七條　審査委員ハ自己ノ所得金ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第二十八條　稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ審査委員會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第二十九條　審査委員會ノ決議ハ會長ヨリ之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ（同上）

第三十條　稅務監督局長ハ所得稅法第三十七條ニ依リ所得金額ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ（同上）

第三十一條　納稅義務アル法人損益計算書ヲ提出セサルトキハ政府其ノ損益ヲ調査シ其ノ所得金額ヲ定ム

第三十二條　所得稅ハ所得稅法第九條第三十條第三十一條ニ依ル決定金額ニ依リ之ヲ徵收ス」

前項ノ決定金額ハ所得稅法第三十七條第三十九條第四十一條ノ結果ニ依ルノ外之ヲ變更セス

第三十三條　所得稅法第三條第二項ノ場合ニ於テ同居者所得金額決定後別居スルモ所得金額決定當時ノ稅率ニ依リ其ノ年ノ所得稅ヲ納ムヘシ

第三十四條　公ニ募集シタル公債社債ノ利子ヲ支拂フ者ハ支拂ノ際所得稅金額ヲ控除スヘシ

第三十五條　營利ヲ目的トセサル法人ニシテ無記名ノ公債證券又ハ社債券ヲ取得シタルトキハ其ノ發行者又ハ讓渡人ノ證明ヲ得テ之ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知シ其ノ所有ヲ證明スヘシ但シ從來無記名ノ公債證券又ハ社債券ヲ所有スル者ハ本令施行ノ際利子支拂ノ取扱所ニ通知シ便宜ノ方法ニ依リ其ノ所有ヲ證明スヘシ

第三十六條　府縣郡市區町村其ノ他公共ノ團體若ハ組合又ハ會社ニ於テ公債社債ノ利子ニ付所得稅ヲ徵收シタルトキハ直チニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ其ノ所在地ノ金庫ニ拂込ムヘシ

國債利子支拂ノ取扱銀行ニ於テ國債ノ利子ニ付所得稅ヲ徵收シタルトキハ大藏大臣ノ命令ニ依リ之ヲ本店所在地ノ金庫ニ拂込ムヘシ

第三十七條　所得稅法第四十條ノ申出アリタルトキハ稅務署長ハ其ノ年所得ノ實況ヲ調査シ所得金額四分ノ一以上ノ減損アルトキハ所得金額ヲ更訂シテ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

（明治三十五年勅令第二百五十四號ヲ以テ條中改正）

第三十八條　前期納稅後所得金額ノ變更ニ因リ所得稅金額ヲ減シタルトキ既納ノ稅金全額以上ナルトキハ其ノ超過額ヲ還付シ全額以下ナルトキハ後納期ニ於テ其ノ不足額ヲ徵收スヘシ

第三十九條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者納稅地ノ稅務署管轄以外ニ於テ所得ヲ取得スルトキハ納稅地ヲ其ノ地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第四十條　納稅義務者住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納メムトスルトキ又ハ所得稅法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅地ヲ定メ其ノ地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第四十一條　納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第四十二條　納稅義務者帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ其ノ旨稅務署ニ申告スヘシ

第四十三條　納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法の改正及同法施行規則の制定に伴ひ、明治三十二年四月一日大藏大臣は各稅務監理局に對して內訓を發し、以て稅務機關の稅法施行上取扱方の統一を期したり。右內訓は後明治三十四年三月及三十五年十一月の兩度に於て其の一部に改正を加へられ、以て日露戰役開始の時に至れり。今其の全文を示せば左の如し。

所得稅法施行上取扱方心得（明治三十二年四月一日大藏大臣內訓）

第一條　第一種ノ所得ヲ算出スルトキ純益金ヨリ前年度繰越金ヲ控除スルハ前年所得稅ヲ課セラレタルモノニ再ヒ所得稅ヲ課セサルノ旨趣ニ出テタルモノナルヲ以テ前年度ニ於ケル益金中ニ包含セラレサルモノハ之ヲ控除スルニ及ハサルモノトス

第二條　第三種ノ所得ヲ算出スルニハ申告調査又ハ決定ヲ爲ス時ノ現況ニ依リテ各種ノ所得ヲ推定シ所得稅法第五條ニ該當スル所得ヲ除キ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ所得金額決定以後ニ於テ所得中第五條ニ該當スルモノヲ生スルニ至ルモ所得金額ノ變更ヲ爲スヘキモノニアラス但シ所得稅法第五條ニ該當スルニ至リタル所得ニシテ決定金額ノ四分ノ一以上ニ及フ場合ニ於テ所得稅法第四十一條ニ依リ所得金額更訂ノ請求アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス（明治三十四年三月但書追加）

所得稅法第三十六條ニ依リ審査ヲ求メタル者アル場合ニ於テ所得ヲ算出スルニハ審査要求アル所得金額ヲ決定シタル時ノ現況ニ依リ算定ヲ爲スモノトス（明治三十五年十一月本項追加）

第三條　第三種ノ所得ヲ計算スル爲メ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ其ノ收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル旨趣ナルヲ以テ家事用ニ兼用スル場所物件ノ修繕費、借入料、公課、家事用ニ使用スル雇人ノ給料又ハ所得ノ起因ニアラサル負債ノ利子ノ如キハ之ヲ控除スヘカラサルモノトス

第四條　田畑ヨリノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ田畑ノ增減ニ應シ之ヲ算出スヘキモノナリト雖モ其前三箇年間ニ田畑ヨリノ所得ナキモノハ總テ豫算當時ノ現況ニ依リテ算出スヘキモノトス

第五條　所得金額ノ調査ヲ爲スニ當リテハ各人ノ生活ノ狀況等ニ依リ所得ノ全體ニ着眼シ大體ニ於テ其ノ所得ノ實額ヲ得ムコトヲ期スヘク徒ラニ些細ノ點ニ關スル計算ニ重キヲ置キ全體ニ於テ所得ノ實額ヲ得サル如キ調査ヲ爲ササルヲ要ス

第六條　第三種ノ所得ニ關スル申告書ハ所得決定ノ參考ニ過キサルヲ以テ收稅官吏ハ申告ノ如何ニ拘ラス常ニ各人ノ所得ニ注意シ申告ニ脫漏又ハ誤記アリト認ムルトキハ別ニ申告書ヲ訂正セシムルニ及ハス其見込ヲ以テ所得金額ヲ調査シテ調査委員會ニ送附スヘキモノトス

第七條　土地ノ廣狹納稅者ノ多少其ノ他特別ノ事由アリテ調査委員ノ定數ヲ增減スルヲ必要トスルトキハ事由ヲ具シテ稟申スルモノトス

第八條　所得稅法施行規則第三十二條第二項ハ政府ノ決定シタル所得金額ハ所得稅法第三十七條第三十九條第四十一條ノ結果ニ依ルノ外變更セサルコトヲ規定スト雖左ノ場合ニ該當スルトキ其誤謬ヲ訂正スルハ妨ナキモノトス

一　決定シタル所得金額カ其內譯金額ノ合計ト符合セサルトキ

二　同一ノ所得ヲ重複ニ計算シタルトキ

三　所得稅法第五條ニ該當スル所得ヲ算入シタルトキ

第九條　所得稅法第四十條ノ申告アリタルトキハ其年所得ノ全般ニ涉リテ實況ヲ調査シ之ヲ決定所得金額ニ對比シ四分ノ一以上ノ減額アルコトヲ確認シタル上ハ所得金額更正ノ手續ヲ爲スモノトス

第十條　各稅務署長ハ其ノ管轄以外ニ於テ納稅地ヲ有スルモノニシテ其ノ管轄內ニ於テ第三種ノ所得ヲ取得スルトキハ其ノ所得ニ關スル事項ヲ納稅地ノ稅務署長ニ通報スルモノトス

第十一條　納稅義務者ノ住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ申告シタルトキハ納稅地ノ稅務署長ハ納稅義務者ノ住所又ハ居所ノ稅務署長ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第十二條　納稅地變更ノ申告アリタルトキハ稅務署長ハ舊納稅地ノ稅務署長ニ通牒シテ所得事項ノ通知ヲ求ムルモノトス舊納稅地納稅義務者ノ住所又ハ居所以外ナルトキハ納稅義務者ノ住所又ハ居所ノ稅務署ニモ納稅地變更ノ通知ヲ爲スモノトス

第二款　日露戰時の所得稅

第一項　非常特別稅の徵收

第一目　第一次徵收

明治三十七年日露戰役開始の結果、之に要する費用を支辨する爲め、政府は同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、各種租稅の增徵又は新設を行ひしが、此の中所得稅に關しては第一種及第三種の所得に對して、定率以外に更に其の十分の七を增徵することと爲し、右增徵は明治三十七年分より之を實行したり。蓋し所得稅の性質たる、所得の多寡に應じて租稅を賦課するものにして、而も一定限度以下の所得に對しては課稅を免除せるが故に、概して言へば本稅は多少の資產を有する者に賦課せらるるものと稱し得べく、其の收入最も確實にして、而も納稅者は其の負擔に苦痛を感ずること比較的僅少なるを以て、當時國家非常の際に於て特別增稅を必要とするに當り、先づ本稅の增徵を以て最も適當なりと認められしものなり。然れども其の增徵率が右の如く一擧本稅の七割に及びしことは、極めて急激なる增稅と稱すべく、納稅者の負擔固より輕からざるものありと雖も、政府に在りては、此の國家非常の際に於ける財政の運用に支障なからしめんが爲には、增稅收入の大半を地租・所得稅・營業稅の如き、最も確實なる財源に仰ぐことを絕對必要なりと認めしものにして、此の點よりして所得稅に對する七割の增徵も亦已むを得ざるものとせられしなり。而して所得稅の增徵に際して、累進法を採らずして比例法を採りし理由は、卽ち本次の增稅が全く戰時非常の增稅たるの性質に基くものに外ならず。蓋し所得稅の如き租稅に在りては、負擔の公平を計らんが爲に累進稅率を採用するの適當なるは、固より當然なりと雖も、而も如何なる程度の累進率を適用すべきやは最も重要なる問題にして、平時に於て愼重なる研究調査を遂げたる上之を決定するを要し、戰時非常の際に急遽之を爲すが如きは、却て大なる誤謬を生ずるの虞あるが故に、本次の如き一時的增稅には、寧ろ現行の課稅標準を基礎として簡單に增徵を爲すの方法を選ぶを以て、安全なりと爲せしなり。又本次の增徵に於て、第二種所得に對して增徵を行はざりしは、公債政策上の必要より出でしものにして、蓋し該所得は主として公債の利子より成るものなるを以て、公債利子に對する課稅を成るべく低率に止むることは、戰時に於て公債の價格を維持する上に必要なるを以てなり。政府は所得稅に對する右の如き增徵に依り、明治三十七年度の所得稅に於て、五百二十八萬七千三百十五圓の增收を得るの豫算を立てしが、實際に於ては其の收入額は尙增加して五百六十九萬六千三百七十圓に達した

第二目　第二次徵收

明治三十八年一月に至り政府は非常特別稅法を改正し、更に第二次の租稅增徵を行ふことを計畫したり。而して所得稅は前述の如く第一次增徵に於て一律に七割を增徵せられ、其の負擔甚だ輕からざるものありと雖も、政府は第二次增稅に於て、殆ど總ての租稅に亙りて增徵を行ふことと爲せしを以て、此の際に於て本稅獨り增徵を免るべきの理なく、寧ろ其の性質上增徵を行ふに最も適當なるものの一と認め、玆に所得稅に對し三十八年分以降更に增徵を行ふことと爲したり。而して政府は今次の增徵に於ては、第一種所得を甲乙の二種に分ち、甲に對しては一率に定率の八割を增徵するも乙及第三種所得に對しては、所得の多少に從ひ累進的に增課するの方法を採用することと爲し、卽ち非常特別稅法中改正法律案の一部として、左記の如き所得稅增徵案を第二十一回帝國議會に提出したり。

第一種所得

甲　株主二十一人以上又は株主及社員の數二十一人以上を以て組織したる株式會社又は株式合資會社　定率の八割

乙　其の他の法人

所得金額	五千圓未滿	定率の一割
同	一萬圓未滿	同七割
同	一萬五千圓未滿	同十三割
同	二萬圓未滿	同二十一割
同	三萬圓未滿	同二十九割
同	五萬圓未滿	同三十九割
同	十萬圓未滿	同五十一割
同	十萬圓以上	同六十四割

第三種所得

所得金額	五百圓未滿	定率の三割
同	千圓未滿	同四割
同	五千圓未滿	同六割
同	一萬圓未滿	同七割
同	一萬五千圓未滿	同八割
同	二萬圓未滿	同十割
同	三萬圓未滿	同十二割
同	五萬圓未滿	同十四割
同	十萬圓未滿	同十七割
同	十萬圓以上	同二十割

政府が所得稅の增徵に當り、第一次の際には比例率を採用したるに拘らず、第二次に於ては右の如く累進率を採用せし所以は、若し所得稅の增徵が極めて小額に止まるときは、大小所得者に對し一律

に比例稅を課するも甚しき支障なかるべしと雖も、今次の如く平均八割に及ぶ巨額の增徵を爲さんとする場合に於て、比例稅を採用するときは、負擔の均衡は全く失はるるに至るべく、殊に前年に於て既に一時的增稅なるのを故を以て、一律に七割の增稅を課し、爲に負擔の公平は大に失はれ居れるにも拘らず、今又更に一律に八割に及ぶの增徵を行ふときは、假に大所得者は必ずしも忍び得ざるに非ずとするも、小所得者は殆ど其の苦痛に堪へ得ざるに至るべきを以てなり。更に又第一種所得を甲乙の二種に區別せし所以は、元來法人は結局其の利益を多數の株主又は社員に配當するものにして法人の所得は大なるも、各自に配當せらるるときは小額の所得となるべきが故に、法人の所得には原則として累進稅を課すべきものに非ずと雖も、均しく法人中に在りても合名會社及合資會社なるものは、多くは親族又は相知の間に組織せられ、從つて其の社員の數も多からざるを常とするものなるが故に、此の種の法人に在りては、其の所得の大なることは卽ち社員の所得の大なることを示すものにして、斯かる場合に於ては、個人の所得と異りたる稅率を適用すべき理由甚だ乏しく、又少數の株主又は社員を有する株式會社及株式合資會社に於ても、其の趣は之と同樣なり。政府は以上の如き見解の下に、株主二十一人以上の株式會社又は株主及社員二十一人以上の株式合資會社を甲と爲して之に比例稅を課し、合名會社・合資會社・株主二十人以下の株式會社・株主及社員二十人以下の株式合資會社を乙と爲して、之に累進稅を課せんとせしものにして、從つて第一種乙に對する增徵割合は第三種所得に對する增徵率と比較して、兩者の負擔額を同一ならしめんことを期して之を定めたり。

然るに衆議院は、右政府原案中第一種所得乙に就ては其の增率高きに失し、名義上の法人組織變更に依る脫稅を促すの虞ありと爲し、之に修正を加へて、第一種乙の稅率を左の如く輕減し、貴族院亦此の修正案を可決せしを以て、改正法律は明治三十八年一月法律第一號を以て公布せられたり。

所得金額	定率の	
五千圓未滿	一割	
一萬圓未滿	二割	同
一萬五千圓未滿	三割	同
二萬圓未滿	五割	同
三萬圓未滿	十割	同
五萬圓未滿	十六割	同
十萬圓未滿	二十三割	同
十萬圓以上	三十三割	同

最初政府の原案に依れば、第二次增稅に依り明治三十八年度以降每年度五百八十六萬二千二百四十圓の增收を得るの計算なりしが、議會に於ける修正の結果右の豫算は減じて五百二十八萬六千四百六十二圓となり、第一次增稅に依る增收と合して、三十八年度以降に於ける所得の增收見込額は一千五十五萬三千百三圓となりたり。而して實際の成績は常に良好にして、年々右の豫算を超過せしことは、既に前章に於て述べたる所の如し。

今所得稅に對する非常增徵の沿革を表示すれば左の如し。

種別	定率	第一次增徵	第二次增徵	增徵合計	定率增徵合計
第一種甲	千分の二五・〇	千分の一七・五	千分の二〇・〇	千分の三七・五	千分の六二・五
第一種乙					

五千圓未滿	千分の二五・〇	千分の一七・五	千分の二・五	千分の二〇・〇	千分の四五・〇
一萬圓未滿	同	同	同	同	同
一萬五千圓未滿	同	同	同	同	同
二萬圓未滿	同	同	同	同	同
三萬圓未滿	同	同	同	同	同
五萬圓未滿	同	同	同	同	同
十萬圓未滿	同	同	同	同	同
十萬圓以上	同	同	同	同	同
第二種	千分の二〇・〇				
第三種					
三百圓以上	千分の一〇・〇	千分の七・〇	千分の三・〇	千分の一〇・〇	千分の二〇・〇
五百圓以上	同	同	同	同	同
千圓以上	同	同	同	同	同
二千圓以上	同	同	同	同	同
三千圓以上	同	同	同	同	同
五千圓以上	同	同	同	同	同
一萬圓以上	同	同	同	同	同
一萬五千圓以上	同	同	同	同	同
二萬圓以上	同	同	同	同	同
三萬圓以上	同	同	同	同	同
五萬圓以上	同	同	同	同	同
十萬圓以上	同	同	同	同	同

第二項　所得稅制度の改正

第一目　所得稅法の改正

政府は第二十一回帝國議會に於て前述の如く第二次非常增徵案を提出すると共に、更に所得稅法中改正法律案を提出したり。此の改正案には多くの改正條項を包含せりと雖も、其の主眼とする所は、所得調査委員會に關する點と、所得稅の納期に關する點の二點に在るものにして、其の他の條項は皆此の機會に於て、從來の經驗に徵し稅法施行上不便とする點を除去せんとせしものなり。今改正案の主なる條項を說明すれば左の如し。

（一）稅法第二條中の『職業』なる句を削除すること。

稅法第一條に於ては、法律施行地に一年以上居所を有せざる者は、所得稅納稅の義務なきことを規定すれども、第二條は斯かる者と雖も、法律施行地に職業を有する者は納稅の義務あるものと規定するが故に、事實上前記第一條の規定の主旨を沒却せしむることとなるを以て、第二條中『職業』なる句を削除することとしたり。

（二）納稅義務者の希望に依り所得調査委員會の調査を受けざることを得るの規定を設くること。

納稅義務者中には自己の商機の秘密を保つが爲に、調査委員の調査を受くることを欲せざるも

のあり。斯くの如き者に對しては、其の申出に依り調査委員會の調査を經すして、所得額を決定するを得ることと爲したり。

(三) 市と郡と獨立して所得調査委員會を置くことを得しむること。

市と郡とは所得の種類、產業の狀態等其の事情を異にするもの多きを以て、從前の如く稅務署所轄內の市郡を通じて所得調査委員會を置くときは、調査上の不便又は不都合少からず、從つて又調査の正鵠を得ること能はざるの憾あり。故に市又は北海道の區に於ては、命令を以て特に調査委員會を設置するを得ることとしたり。

(四) 所得調査委員會の開會日數を制限すること。

從來は調査委員會の開會日數を制限せざりしが爲め、往々調査緩漫に涉り、甚しきは調査に託して故らに日數を遷延するの事實を見るに至りしを以て、斯くの如き弊を矯正すると共に、費用を節減して、前項增設の調査委員會の費用に充當せんが爲め、開會日數を十五日以內と改むることと爲し、尙同樣の趣旨に依り、再調査に附したる場合の制限日數十五日をも五日に短縮することとしたり。

(五) 金錢又は物品支拂の義務ある者に對し質問を爲すことを得しむること。

從來の稅法に於ても、稅務署長又は其の代理官は調査上必要あるときは、納稅義務者又は納稅義務ありと認むる者に對して、其の所得に關する事項を質問することを得るの規定ありと雖も、尙納稅義務者にして、其の所得を隱蔽して眞實を申告せざるものあるを以て、間接調査の方法として、納稅義務者又は納稅義務ありと認むる者に對して、金錢又は物品を支拂ふの義務ある者に就き、其の金額・數量・價格又は支拂期日に關して質問することを得るの規定を新に設くることと爲したり。

(六) 納期を增加して四期と爲すこと。

所得稅は兩次の增稅に依りて著しく稅率を高められしを以て、納稅を容易ならしめんが爲め、從來二期の納期を改めて四期に分ちて、徵收することと爲したり。

衆議院は右政府原案に對して多少の修正を加へたり。今其の修正の中最も主要なる點を擧ぐれば左の如し。

(一) 所得調査委員會の調査を受けざることを得るの規定を削除したること。

政府案に於ては、所得調査委員會の調査に關し右の如き除外例を設けたりと雖も、衆議院は斯くの如き除外例を設くることは、結局調査會をして不必要たらしむるの結果に陷るものとして、之に關する規定を總て削除し、從前通り納稅義務者は總て調査委員會の調査を受けしむることとしたり。

(二) 所得調査委員選擧の投票は郵便を以て送付することを得るの明文を設けしこと。

所得調査委員選擧の投票は、從來と雖も郵便を以て送付せしものを有效と認められしも、法律中に之に關する明文を缺くが故に、今回更めて之を設け、以て選擧人の便宜を計ることとしたり。

(三) 所得調査委員會の開會日數を訂正したること。

政府原案は所得調査委員會の開會日數を十五日とし、再調査の場合の制限日數を五日と爲せしも、衆議院は右の日數を以てしては調査の完了を期し難き場合ありと認め、委員會の開會日數を

改めて三十日以內と爲すと共に、地方の情況に依り命令を以て其の日數を定むるものと爲し、又再調査の場合の制限日數を七日に改めたり。

貴族院は右衆議院の修正案を可決せしを以て、所得稅法中改正法律は明治三十八年三月法律第三十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十四號（明治三十八年三月一日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第二條中「營業又ハ職業」ヲ「又ハ營業」ニ改ム

第十一條　各稅務署所轄內ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄內ニ在ル市又ハ北海道ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ增減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條　調査委員ノ選擧區域ハ調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ調査委員選擧人ノ選擧區域ハ市町村及北海道ノ區ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市及大阪市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第十四條及第十五條中「第八條ノ申告ヲ爲シタル者」ヲ「前年所得稅ヲ納メタル者ニシテ第八條ノ申告ヲ爲シタル者」ニ改ム

第十八條ニ左ノ二項ヲ加フ

選擧人ハ自ラ投票所ニ到リ投票スヘシ但シ郵便ヲ以テ投票ヲ送付スルコトヲ得

郵便ヲ以テ投票ヲ送付スル場合ニ於テ投票時間ノ終了スルマテニ到達セサリシ投票ハ無效トス

第二十四條ニ左ノ二項ヲ加フ

調査委員ノ定數ヲ增加シタル場合ニ於テ新ニ選擧セラルヘキ調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ稅務署長之ヲ定メ選擧期日ト共ニ之ヲ公示ス

調査委員ノ定數ヲ減少シタル場合ニ於テ退任者ヲ定ムル必要アルトキ又ハ前項ニ依リ調査委員ヲ增加シタル場合ニ於テ各調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條　調査委員會ノ開會日數ハ三十日以內トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條　八月三十日マテニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス

調査委員會開會ノ日ヨリ第二十五條ノ期間以內ニ又ハ八月三十日マテニ調査結了セサルトキハ所得金額調査未濟ノモノニ限リ政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一條中「十五日」ヲ「七日」ニ改ム

第三十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十四條ノ二　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價額又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第四十二條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メスシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期　其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期　其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期　翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期　翌年三月一日ヨリ三十一日限

第四十四條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ住所地以外ニ在ル納稅者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

附　則

本法ハ明治三十八年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

第二目　附屬法規の改正

所得稅法の改正に伴ひ、所得稅法施行規則及同法施行上取扱方に關する大藏大臣內訓をも改正するの必要を生せしを以て、同年三月左の如く夫々改正を加へたり。

勅令第五十五號（明治三十八年三月十八日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第四條ノ二　所得稅法第十一條但書ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市又ハ北海道ノ區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第七條ノ二　調査委員選擧人ノ選擧終了シタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ當選人ノ氏名ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第七條ノ三　稅務署長所得稅法第二十一條ニ依リ調査委員選擧ノ期日ヲ公示シタルトキハ同時ニ之ヲ調査委員選擧人ニ通知スヘシ

第十一條ノ二　調査委員會ノ開會日數ハ各調査委員會ノ區域內ニ於ケル前年所得稅納稅者ノ數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ　三十日以內

三千人以上ナルトキ　二十五日以內

千人以上ナルトキ　二十日以內

五百人以上ナルトキ　十五日以內

五百人未滿ナルトキ　十日以內

第三十八條　稅金ノ一部ヲ納付シタル後所得金額ノ變更ニ因リ所得稅金額ヲ減シタル場合ニ於テ既納ノ稅金カ變更シタル所得稅金額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ還付シ不足スルトキハ其ノ不足額ヲ後納期ニ平分シテ徵收ス

第四十條中「住所又ハ居所以外ノ地ニ於テ」ヲ「住所以外ノ地ニ於テ」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十八年法律第三十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年四月內訓所得稅法施行上取扱方中左ノ通追加ス（明治三十八年三月十八日大藏大臣內訓）

第六條ノ二　他人ニ金錢又ハ物品支拂ノ義務ヲ有スル者ニ對シ質問ヲ爲スハ之ヲ爲スニ非サレハ所得調査ヲ完フスル能ハサル如キ場合ニ限ルヘク爲ニ秘密ヲ漏洩シ又ハ取引ヲ妨害スルノ虞ナカラシムルコトニ深ク注意ヲ要ス

所得稅法改正の結果、特定の市及區には特に所得調査委員會を設置するを得ることとなりしを以て、同年四月大藏省令第二十八號を以て、特に所得調査委員會を置くべき市及區二十三箇所を指定したり。爾後此の指定市區の數は屢〻追加せられし結果逐次增加せしが、今其の詳細を揭ぐるは煩に堪へざるを以て、之を省略す（明治四十年三月大藏省令第七號・同四十二年四月同第二十九號・同年十一月同第五十三號（全部改正）・同四十四年五月同第二十一號・同四十五年一月同第三號・大正二年三月同第三號・同年六月同第二十號・同三年四月同第六號・同六年二月同第四號・同年五月同第十六號・同七年二月同第三號・同年五月同第十五號・同八年八月同第二十四號・同九年一月同第二號）。

尙所得調査委員の定數に關しては、既に明治三十二年制定の所得稅法施行規則中に之を定められ五人を以て原則とするも、特別の事由ありと認むるときは之を增減することを得るものとせられたり。故に右に基き明治三十二年四月大藏省令第十三號を以て、特別の事由ありと認むる地方百三十七箇所の定員を定めしが、爾後此の特定地方及定數に關しても、屢〻改廢增減を行はれたり（明治三十五年十一月大藏省令第三十一號・同三十七年七月同第三十一號・同三十八年四月同第二十九號・同四十年三月同第八號・同四十二年四月同第三十號・同年十一月同第五十四號（全部改正）・同四十四年五月同第二十二號・同四十五年一月同第四號・大正二年三月同第四號・同年六月同第二十一號・同三年四月同第七號・同六年二月同第五號・同六年五月同第十七號・同七年二月同第四號・同年五月同第十六號・同八年八月同第三號・同九年一月同第二十五號・同九年一月同第三號）。

後大正十年五月に至り、大藏省令第十四號を以て新に所得稅法施行細則を制定し、所得調査委員會を特置する市區及所得稅法施行規則に依る所得調査委員の定數に關しては、共に右細則中に規定せらるることとなるに及び、前記兩省令は共に廢止せられたり。

第三項　戰時國債利子の所得稅免除

日露戰役の勃發するや、政府は之に要する經費を支辨する爲め、巨額の國債を發行せしが、國債發行額の激增に伴ひ、其の價格の維持を計るの必要は益〻大となるに至り、政府は之に關して種々の方策を採用したり。而して所得稅の方面に於ける國債價格維持策としては、前述の如く非常特別稅の賦課に際しても、第二種所得に對しては之を行はざることと爲せしが、更に明治三十八年に至りて此の趣旨を一層徹底せしめ、戰時國債の利子に對しては全然所得稅を課せざることと爲したり。而して當時政府は戰局の進展に伴ひ、將來尙巨額の國債を發行せざるべからざることを豫期せしが故に、國債に對して斯かる特典を附與することは、既發國債の價格維持のみならず、將來發行すべき國債の募集を圓滑ならしめんとするの目的をも包含せしものなり。斯くて國債利子の所得稅免除に關する法律は、第二十一回帝國議會の協贊を經て、明治三十八年二月法律第十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十九號（明治三十八年二月十六日）

軍備補充ノ爲及臨時事件費支辨ノ爲明治三十七年以降政府ノ發行スル國債證券ノ利子及貯蓄

債券法ニ依リ發行スル貯蓄債券ノ利子ハ所得稅ヲ免除ス但シ既納ノ稅金ハ之ヲ還付セス

而して右の法律に於て、戰時國債の外貯蓄債券の利子に對する所得稅をも免除せし理由は、蓋し貯蓄債券は軍費の放散に因りて生ずる兌換券の膨脹を防ぐの目的を以て、零細の資金を吸收せんが爲に政府が勸業銀行をして發行せしめしものなるが故に、戰時國債に準じて同樣の特典を與ふるを適當と認めしを以てなり。

第三款　日露戰後の所得稅

第一項　緒言

既述の如く政府は日露戰役に際し、之に要する經費に充つる爲め前後二回に亙りて非常特別稅を課し、所得稅を始めとして各種の租稅に亙りて增徵を行ひしを以て、戰役終結後に於て此等の諸稅に對する整理を行はんことを期し、先づ明治三十九年四月稅法審査委員會を設けて、大藏部內の官吏を委員に任命して稅制整理の調査に從事せしめ、更に翌四十年三月稅法整理案審査會を設けて、官民の學識經驗ある者を委員に擧げ、稅法審査委員會に於て立案したる整理案を審議せしめたる上、其の成案に基き各種の租稅整理法律案を帝國議會に提出したり。斯くて此等各種租稅整理案は概ね第二十四回又は第二十六回帝國議會に於て可決せられ、玆に日露戰後に於ける租稅整理は明治四十三年を以て一應完了を告げしが、獨り所得稅のみは其の整理案は遂に議會の協贊を得るに至らずして、依然整理未了の儘行はれ、大正二年に至りて始めて整理を遂げられたり。斯くて所得稅整理の問題は明治時代に於ては遂に其の解決を見るに至らざりしと雖も、之が整理案は他の租稅整理案と共に前記兩議會に提出せられ、而も之が整理案の調査に就ては、稅法審査委員會及稅法整理案審査會共に、何れも各種稅目中最も力を注ぎしものなるを以て、以下項を改め此等兩委員會に於ける調査の概要、竝に議會に於ける整理案審議の經過を概說すべし。

第二項　稅法審査委員會の調査

明治三十九年四月稅法審査委員會設置せらるるや、同會は所得稅の整理に就きては、所得稅負擔の輕重・各種所得負擔の權衡・所得課稅の範圍・課稅組織及稅率等、各種の問題に就きて調査を遂げたる末一の整理案を作成したり。今左に之が經過を概說すべし。

第一　第一種所得に關する問題

第一種所得に關する最も重要なる問題は、第一種所得に對し所得稅法に於けるが如く、一律に比例率を適用するを可とするや、又は非常特別稅法の如く之を甲乙に區別し、甲に對しては比例率を適用し、乙に對しては累進率を適用するを可とするやの問題なりしが、委員會は非常特別稅に於ける甲乙區別の理由を認め、株主又は社員二十一人以上と二十人以下とに依り、第一種所得を甲乙二種に區別し、甲には比例率を課し、乙には第三種所得と同一又は之に近き累進率を課することと決したり。第一種所得に關しては、右の外尙第一種所得の甲乙の區別を廢し、法人の所得には低率の課稅を爲すと同時に、所得稅を課せられたる法人より受くる所得には、更に第一種又は第三種の所得として課稅すべしとの意見提出せられしも、贊成を得ずして否決せられたり。

第二　第二種所得に關する問題

第二種所得に就て先づ審議せられしは、國債の利子に所得稅を課すべきや否やの問題なり。抑、國債の利子に對する所得稅に關しては、既述の如く明治三十八年二月法律第十九號を以て、軍備補充の爲及臨時事件費支辨の爲明治三十七年以降政府の發行したる國債の利子に對して之を免除せられしが、右特典は戰時國債のみに止まりて、其の他の一般の國債には及ばざりしものなるを以て、爾來等しく國債にして、一は課稅せられ一は課稅を免るるものあるに至り、其の間頗る不公平を生ずるに至れり。茲に於て委員中、斯かる不公平を匡正すると同時に、國債價格を維持する爲め、總ての國債の利子に對して所得稅を免除すべしと爲す說と、斯かる不公平を匡正すると同時に、社債又は株式等に對する不公平をも匡正するが爲め、總ての國債の利子に課稅すべしと爲す說とを生せしが、結局本問題に關しては總て從前の狀態を維持し、現在免稅せらるる國債は將來も亦之を免稅し、現在課稅せらるるものは將來も亦免稅せざることと決したり。

第二種所得に關する第二の問題は、其の稅率に就てなり。元來公債・社債の利子は其の所得確實安固にして、管理保存に要する勞費も少く、他の資產より生ずる利子に比して、遙に優越の地位に在るものなり。然るに之に對して非常特別稅を課せざりし所以は、既述の如く全く公債政策上の必要に基きしものに外ならざるなり。是を以て委員會は第二種所得に對する稅率を增加することに依り、第三種資產所得の稅率と權衡を保たしむるの必要を認め、第一種所得を(甲)國債(乙)其の他の二類に分ち前者に對しては前述の如く全然現狀を維持することと爲し、後者に對しては其の稅率を大に增加することとしたり。

以上の外尙第二種所得に關する問題として、貯金及預金の利子を第二種所得に編入すべしとの意見行はれしが、審議の末之を否決し、貯金・預金の利子は從來の如く、第三種所得中に包含せしめて課稅することに決したり。

第三　第三種所得に關する問題

第三種所得に關し委員會に於て論議せられし問題の中最も重要なるものは、所得の種類に應じて租稅負擔の權衡を圖る方法に就てなり。蓋し資產より生ずる所得と、勤勞より生ずる所得との間に租稅の負擔力に差等あるは多言を要せざる所にして、前者は所得者の一身の外に獨立存在するが故に、其の收入確實にして、生存中間斷なく所得を生ずるのみならず、死後之を子孫に繼承することを得るに反し、後者は所得者の一身に附隨するものなるが故に、其の收入不確實にして、疾病死亡に因り直に其の收入を減損若くは消滅せしむるの差あり。加之前者は資產所得と同時に勤勞所得を享受し得ると雖も、後者は勤勞所得の外他の所得を享受するの途なきものなり。是を以て委員會は第三種所得を(甲)資產所得(乙)勤勞所得(丙)資產勤勞共働所得の三種に分ちて、稅金の負擔に差等を設くべしとの提案に對し、全會一致を以て之を可決したり。然れども如何なる方法に依りて、此の三者の稅金負擔に差等を設くべきやの點に至りては、委員會に於ても論議の存せし所にして、委員會は之に關して種々研究の結果、所得の種類に依り課稅價格を異にする方法を採用することと爲し、而して其の課稅價格に差等を設くる割合を、甲は十割、乙は六割、丙は八割と定めたり。蓋し勤勞所得者が其の老衰又は死亡する迄に、相當の所得を生ずべき資產を得んが爲には、勤勞所得の四割を貯蓄するの必要あるものと計算し、從つて國家が課稅するに當りても、資產所得に對して一箇を課すれば、勤勞所得に對

しては六割を課し、又資產勤勞共働所得に對しては、其の中間八割を課するを相當と認めしなり。然れども資產所得には所得稅の外地租・家屋稅等の賦課あり、資產勤勞共働所得には營業稅の賦課ありて、既に幾分勤勞所得との權衡を保たしむるものあり、且又餘り多額の租稅收入を減少せしむることは、財政上許さざる事情ありしを以て、委員會は更に審議を遂げたる末、乙種所得に對しては七割、丙種所得に對しては八割五分を以て、課稅價格と爲すことに決定したり。而して七割又は八割五分を所得額に乘じたる結果、其の課稅價格が免稅點の三百圓未滿となりたる場合に於ては、之に課稅せざることと爲したり。

第三種所得に關して次に問題となりしは、第三種所得の算定に就てなり。卽ち所得稅法に依れば第三種所得は總收入金額より必要經費を控除したる豫算年額に依りて算定するの規定なるが、此の必要經費の見積如何は常に官民間の紛議の原因となり、官民共に煩累に苦しむの狀態なりしを以て委員中斯かる弊を避けんが爲に、同種の收入より控除すべき必要經費の平均を求め、之を同種の收入に適用することと爲すの案を提出したり。然れども委員會は、各府縣に於ける控除額を調査の結果最高控除額と最低控除額との懸隔甚だ大なるものあるを認め、若し强ひて控除步合を一定するときは甚しき不公平の結果を生ずるに至るべしとして、右の意見を否決したり。

委員會は以上の問題に引續き、更に第三種所得の課稅範圍に關し、各種の方面に亙りて研究論議せしが、其の結果左の如く決したり。

（一）所得稅納稅義務者が支拂ふべき生命保險料は、百圓を限度として其の所得より控除すること。

委員會は生命保險料を控除するは、社會政策上極めて必要と認め之を可決せしが、控除すべき限度を百圓と爲せしは、當時に於ける平均統計に基き百圓の保險料は保險金二千七百圓に相當するものと計算し、之以上の保險を爲す者は、之を保護するの必要少しと認めしに因るものなり。而して右の如く保險料を所得より控除したる爲め所得金額を減少せし結果、適用すべき稅率を異にするか、又は免稅點以下に下りたる場合に於ては、保險料を控除したる殘額に相當する稅率を適用し、若し其の殘額が免稅點以下に下りたる場合には、全く課稅せざることに決したり。

（二）個人營業に於ける船舶運送業者の船舶又は倉庫業者の倉庫の減價は、必要なる經費と見做して所得より控除すること。

當時の所得稅法に依れば、法人に在りては事業年度損益計算表に依り課稅するの規定なるを以て、船舶倉庫の減價償却金は總益金の內より控除して所得を算出するに反し、個人に在りては原則として豫算に依り課稅するの規定なるを以て、此等の減價を控除することを得ざるものとす。委員會は之を以て公平を得たるものに非ずと爲し、個人營業に在りても、減價償却金を所得より控除することを至當と認めたり。而して之を單に船舶又は倉庫に限り、廣く固定資本の減價償却に及ぼさざりしは、實行上困難を伴ふことを慮りしに因るものなり。

（三）乘馬を有する義務ある軍人が、政府より受くる馬糧・繫畜料及馬匹保續料は、之を課稅外に置くこと。

乘馬を有する義務ある軍人に馬糧・繫畜料・馬匹保續料等を交付するは、元來政府自ら馬匹を飼養し軍人をして乘用せしむべきものを、飼養の煩を避くる便宜手段に出でたるものなるを以て、委員會は斯かる交付金に對しては、普通の俸給・手當等と異り課稅すべき性質のものに非ずと認め

て、之を除外することと爲したり。

第三種所得の課稅範圍に關しては、委員會は右の外尙左記の諸案に就て審議を遂げしが、此等の諸案は何れも多數の贊成を得るに至らずして、否決せられたり。

（一）生活必要費を控除したる殘額に課稅すること。

（二）家族數、生計困難等の事情を斟酌して減稅又は免稅すること。

（三）居住者の所有に係る家宅の賃貸價格を所得に加算すること。

（四）所得稅を課せられたる法人より受くる割賦賞與金に課稅すること。

第三種課稅範圍の問題に關聯して尙附記すべきは、免稅點に關する問題なりとす。蓋し第三種所得稅の課稅最低限は、明治二十年所得稅創設の際に三百圓と定められ、爾來當時に至る迄何等異動なかりしものなるが、此の間に於ける經濟の發達は著しきものあり、物價の騰貴亦甚しく、國民生活の程度は昔日の比に非ざるに至れり。是を以て委員中免稅點の三百圓を引上げて、五百圓乃至六百圓と爲すべしと唱ふる者ありしも、委員會は前述の如く、勤勞所得に對する課稅價格を低減することと爲したる上、更に後述の如く少額所得の稅率をも多少輕減せしを以て、此の上更に免稅點を引上ぐることは其の必要なきのみならず、租稅收入に多大の減少を來すの虞ありとして、免稅點引上の議は之を否認したり。

第四　稅率に關する問題

第一種乙及第三種所得に適用すべき稅率に關しては、委員會は從來の如く比例率又は單純なる累進率を廢して、超過累進率を採用することに決定したり。蓋し從來の所得稅法に採用せられたる單純なる累進率は、其の性質上所得額別の前階級と後階級との間に、著しき課稅上の不權衡を生ずるを免れざるを以て、委員會は斯かる弊害を除去する爲め、相續稅法に於けるが如く、超過金額に對してのみ遞次に累進率を適用するの主義を採用したり。

委員會は又右の如き超過累進率を適用すべき所得金額の階級に關して、重要なる改正を加へたり。即ち所得金額の階級の區分少數なるときは、勢ひ稅率の間差大となり、稅率の間差大なるときは、隨つて負擔の公平を期する能はざるを以て、委員會は斯かる弊を防ぐ爲には、成るべく所得の階級を細別して、稅率の間差を少からしむべしと爲し、即ち第一種及第三種の何れに對しても、其の所得金額の階級數を大に增加し、之と同時に其の稅率は多額所得には之を高め、少額所得には之を低くするの方針を採ることとしたり。

右の如き方針に基き委員會の作成したる稅率改正案を、當時現行の稅率と比較して揭ぐれば左の如し。

種別	現行稅率（累進）	改正稅率（超過累進）	種別	現行稅率（累進）	改正稅率（超過累進）
第一種甲	千分の六二・五	千分の六五	二千圓超	千分の四五・〇	千分の五〇
第一種乙			三千圓超	四五・〇	六〇
五百圓以下	千分の四五・〇	千分の一五	四千圓超	四五・〇	七〇
五百圓超	同 四五・〇	同 二〇	五千圓超	同 四七・五	同 八〇
七百圓超	同 四五・〇	同 二五	七千圓超	同 四七・五	同 九〇
千圓超	同 四五・〇	同 三〇	一萬圓超	同 五〇・〇	同 一〇五
千五百圓超	同 四五・〇	同 四〇	一萬五千圓超	同 五五・〇	同 一二〇

二萬圓超	千分の六七・五	千分の一三五
二萬五千圓超	同　六七・五	同　一五〇
三萬圓超	同　八二・五	同　一六五
四萬圓超	同　八二・五	同　一八〇
五萬圓超	同　一〇〇・〇	同　一九五
六萬圓超	同　一〇〇・〇	同　二一〇
七萬圓超	同　一〇〇・〇	同　二二五
八萬圓超	同　一〇〇・〇	同　二四〇
九萬圓超	同　一〇〇・〇	同　二五五
十萬圓超	同　一二五・〇	同　二七〇
第二種甲	千分の二〇・〇	千分の二〇
第二種乙	千分の二〇・〇	千分の五〇
第三種		
五百圓以下	千分の二〇・〇	千分の一七
五百圓超	同　二五・〇	同　二三
七百圓超	同　二五・二	同　三〇
千圓超	同　三四・五	同　四〇
千五百圓超	同　三四・五	同　五〇
二千圓超	千分の三九・一	千分の六五
三千圓超	同　四六・〇	同　八〇
四千圓超	同　四六・〇	同　九五
五千圓超	同　六〇・〇	同　一一〇
七千圓超	同　六〇・〇	同　一二五
一萬圓超	同　七五・〇	同　一四〇
一萬五千圓超	同　九四・五	同　一五五
二萬圓超	同　一一六・〇	同　一七〇
二萬五千圓超	同　一一六・〇	同　一八五
三萬圓超	同　一三九・五	同　二〇〇
四萬圓超	同　一三九・五	同　二二〇
五萬圓超	同　一七〇・〇	同　二四〇
六萬圓超	同　一七〇・〇	同　二六〇
七萬圓超	同　一七〇・〇	同　二八〇
八萬圓超	同　一七〇・〇	同　三〇〇
九萬圓超	同　一七〇・〇	同　三二〇
十萬圓超	同　二〇三・五	同　三四〇

右に依れば、第一種甲に對しては第三種所得に比準を採りて現行稅率を高め、乙に對しては第三種の改正稅率よりも稍〻低き超過累進率を採ると共に、其の階級別を第三種と同一ならしめ、又第二種所得に於ては國債に對しては現行稅率を維持し、其の他のものに對しては其の稅率を高めたり。而して右の如く第一種乙及第三種所得に超過累進率を採用したる結果、第一種乙に在りては四千六百四十圓、第三種に在りては二千四百二十九圓を限界と爲し、之より未滿の所得は從來よりも租稅の負擔を輕められ、之より以上の所得は其の負擔を增すこととなれり。

第三項　稅法整理案審査會の審議

翌明治四十年三月に至り政府は官民の學識經驗者を以て稅法整理案審査會を設置し、前項稅法審査委員會の整理案を原案として、之に就き更に審議を遂げしめたり。審査會に於ても先づ課稅組織の問題に關し種々の議論を生じ、第一種所得稅第二種所得稅及會社に對する營業稅を廢して、之に代ふるに會社稅及資本利子稅を創設すると同時に、個人所得に對しては綜合的に所得稅を課すべしとの說、或は第一種甲の所得に低率を課し、甲種法人より受くる配當金に對しては第三種所得として課稅するの說等提出せられしが、審査會は結局課稅組織に就ては、原案の如く從來の稅法を變更せざることに決したり。次で審査會は各種の所得に就き、其の稅率及課稅範圍等に關して反覆審議を遂げ其の結果原案に對し多少の修正を加へたり。今左に審査の概要を記述すべし。

第一　第一種所得に關する問題

第一種所得に關し審査會の原案に加へたる修正は、其の稅率に關する點なり。卽ち審査會は第一種所得を有する者は、第三種の所得者に比し概して擔稅能力に富む者なるに拘らず、乙種法人に對する稅率は第三種稅率に比して低率に在るは、權衡を得ざるものと爲し、乙種稅率を引上げて第三種稅

率と同一と爲すと同時に、甲種法人に對する稅率をも增加し、斯くして得たる多少の財源に依り、後述の如く第三種所得中少額所得者の負擔の輕減を計らんと爲せしなり。

第一種所得に關しては、右の外尙株式會社及株式合資會社の全部を甲種に編入すべしと爲す說、第一種乙に對しても第三種同樣免稅點を設くべしと爲す說等行はれしが、何れも多數の贊成を得るに至らざりき。

第二　第二種所得に關する問題

第二種所得に關して審査會の審議を遂げしは、國債の利子に對する免稅の問題なり。蓋し整理原案に依れば、或種の國債に對しては千分の二十の稅金を課し、或種の國債に對しては免稅の特典を與へしが、審査會は、斯くの如く同一の國債にして一は課稅せられ一は免稅せらるるは、不統一且不公平の甚しきものにして、當然課稅・免稅何れか其の一に統一せざるべからずと爲し、而して其の統一の方針として、審査會は公債政策上の見地より斷然免稅の方法を採ることに決したり。斯くて審査會は第二種所得中國債の利子に對しては全部免稅することと爲し、其の他の公債・社債に對しては、原案通り千分の五十の稅率を課することとしたり。

第三　第三種所得に關する問題

第三種所得に關しては、審査會は整理原案に對し多くの重要なる修正を加へたり。今其の修正條項を揭ぐれば左の如し。

（一）免稅點を高めたること。

課稅最低限に關しては既述の如く、稅法審査委員會に於ても種々討議を盡したる上、從前通り三百圓を維持することに決せしが、審査會に於ては此の三百圓の最低限は物價騰貴、生活向上の程度に伴はざるものと認め、之を引上げて四百圓としたり。

（二）乘率適用の爲め免稅點以下に減じたる所得に對して課稅すること。

勤勞所得に百分の七十、資産勤勞共働所得に百分の八十五を乘じたる結果、其の課稅價格が免稅點に達せざるに至りしものに對しては、原案は所得稅を課せざることと爲せしが、審査會に於ては、既に課稅價格に於て斟酌を加ふる以上は、此の斟酌に因りて免稅點以下に下りしものに對して更に恩典を與ふるは、保護に失して却て負擔の不公平を生ずるに至るべく、殊に前項の如く免稅點を四百圓に高むるものとせば、益〻其の必要なきのみならず、斯かる特典を許すときは、歲入上巨額の減少を生ずべしと爲して、原案を修正したり。

（三）生命保險料控除の結果、所得が免稅點以下に下る場合にも課稅すること。

原案は生命保險料を所得より控除したる爲め、所得殘額が課稅最底限に達せざるに至りしときは、所得稅を課せざることに決せしが、審査會は前項の如く、勤勞所得等に乘率適用の結果免稅點以下に下りし場合に於て、之に課稅することに改めし以上は、生命保險料の場合に於ても、之に課稅するを相當なりと認めたり。尙所得より控除すべき保險料の制限金額に關しては、原案は何等の明文を設けざりしも、審査會は原案の精神を酌みて、同居の戶主家族又は同居の家族の支拂ふものを通算して、百圓を超えざる限度に止むるの明文を設けたり。

（四）製造業に於ける機械の減價を經費として所得より控除すること。

原案は船舶運送業の船舶及倉庫業の倉庫の減價は、之を經費として所得より控除することを許

せしが、審査會に於ては此の理論を擴張して、製造業に於ける機械の減價に迄及すべしとの說提出せられたり。而して此の說に對しては、機械減價の控除を許すべきものと然らざるものとの間に、限界を立つるは殆ど不可能なるが故に、實行上困難なりとの意見を存せしも、審査會は多數を以て機械の減價を經費と認むることに決し、而して其の減價の控除を許すべき機械の範圍は動力に依り運轉する機械、其の他適當なる標準に依り、命令を以て之を限定することに決したり。

（五）稅率を改めしこと。

原案に於ては所得階級を二十二級に分ち、之に對して千分の十七乃至千分の三百四十の稅率を適用するものと爲せしが、審査會に於ては右の最高稅率千分の三百四十は高きに失するものと爲して、之を千分の三百に改め、以下の稅率を相當に按排することとしたり。尙審査會に於ては最高所得階級を五十萬圓を超ゆる金額に迄高むべしとの議提出せられしも成立せず、原案の通り十萬圓を超ゆる金額に止むることに決したり。

第三種所得に關して特に附記を要するは、第三種所得の種別に關する問題なり。蓋し原案に於て第三種所得の種類を資産所得・勤勞所得・資産勤勞共働所得の三種に分ち、其の納稅能力の差等に從ひ稅金負擔の輕重を異にせしめたるは、從來の所得稅制度に對する極めて重要なる改正なるが、審査會に於ても、所得の種類に依り負擔に差等を設くるの主義に就ては、毫も異論なかりしと雖も、所得種別の分類法に關しては議論種々に岐れ、或は(一)所得の分類を勤勞所得及其の他の所得の二種と爲すべしとの說、或は(二)所得の分類を廢止すべしとの說、或は又(三)三種分類を一定制限內の所得金額に限りて適用すべしとの說等、種々の意見提出せられたり。而して第一說の根據と爲す所は、主として資産所得と資産勤勞共働所得との限界甚だ不明瞭なるの點に存し、第二說の根據は、所得の種類を三分して負擔に等差を設くるの實益は、主として少額所得者に在るものなるが故に、免稅點を四百圓に高むる以上は、殆ど三種分類を行ふの必要なしと云ふに在り。更に又第三說の主張せらるる理由は、所得の種類を三分して負擔に差等を設くるは、少額所得者に對しては大に必要なりと雖も、多額の勤勞所得又は資産勤勞共働所得を有する者に對しては、毫も課稅價格を割引するの必要を見ざるが故に一定の制限を設けて、其の制限を超ゆる所得金額には、課稅價格を割引せざるを可とすと云ふに在りたり。審査會は審議の結果此等の諸說を排して原案の趣旨を是認し、原案の如く三種分類方法を採用することに決したり。

以上の外審査會に於て、種々の見地より提議せられし多くの意見存せしと雖も、何れも多數の同意を得ずして止みたり。今其の重なる事項を揭ぐれば左の如し。

（一）所得千五百圓未滿の者に限り、家族（小兒及老人）の多少に依り所得の課稅價格に斟酌を加ふること。

（二）所得の半額を超えざる限度に於て、負債の利子を所得より控除すること。

（三）住居者の所有に係る家宅の賃貸價格を所得に加算すること。

（四）日本の屬地又は治外法權を有する土地に住居する者に、所得稅を課すること。

（五）所得調査委員會の弊習を矯正する爲め、委員會の選擧及會議の組織を改正すること。

上述の如き趣旨に依り審査會の作成したる稅率改正案を、當時の現行稅率及稅法審査委員會案と比較對照して揭ぐれば左表の如し。

種別	現行稅率（累進）	稅法審査委員會案（超過累進）	審査會稅法整理案（超過累進）
第一種甲	千分の六・五	千分の六	千分の七
第一種乙	千分の四・五	千分の一・五	千分の一・七
五百圓以下	同	同	同
五百圓超	同	同	同
七百圓超	同	同	同
一千圓超	同	同	同
二千五百圓超	同	同	同
三千圓超	同	同	同
四千圓超	同	同	同
五千圓超	同	同	同
一萬五千圓超	同	同	同
二萬五千圓超	同	同	同
三萬五千圓超	同	同	同
四萬五千圓超	同	同	同
五萬圓超	同	同	同
一萬五千圓超	同	同	同
二萬圓超	同	同	同
三萬圓超	同	同	同
四萬圓超	同	同	同
五萬圓超	同	同	同
一萬五千圓超	同	同	同
二萬圓超	同	同	同
三萬圓超	同	同	同
四萬圓超	同	同	同
五萬圓超	同	同	同
第二種甲	千分の一〇〇・〇	千分の一一〇	千分の一三〇
第二種乙	千分の一〇〇・〇	千分の一三五	千分の一四五
五百圓以下	千分の一〇〇・〇	千分の一四〇	千分の一六〇
五百圓超	千分の一〇〇・〇	千分の一五〇	千分の一六〇
七百圓超	千分の一〇〇・〇	千分の一七〇	千分の二〇〇
一千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の一八〇	千分の一
二千五百圓超	千分の一〇〇・〇	千分の一九〇	千分の二〇
三千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二〇〇	千分の二一〇
四千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二一〇	千分の二二〇
五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二二〇	千分の二三〇
一萬五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二三〇	千分の二四〇
二萬五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二四〇	千分の二五〇
三萬五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二五〇	千分の二六〇
四萬五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二六〇	千分の二七〇
五萬圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二七〇	千分の二八〇
一萬五千圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二八〇	千分の二九〇
二萬圓超	千分の一〇〇・〇	千分の二九〇	千分の三〇〇
三萬圓超	千分の一〇〇・〇	千分の三〇〇	千分の三一〇
四萬圓超	千分の一〇〇・〇	千分の三一〇	千分の三二〇
五萬圓超	千分の一〇〇・〇	千分の三二〇	千分の三三〇

以上の如き整理案に基き、審査會に於て計算したる所得稅收入見込額は合計二千百八十七萬餘圓にして、現行法に比すれば百三十六萬三千九百十七圓の減額となり、稅法審査委員會作成の原案に比するも、尙四十四萬一千二百九十七圓の減額を見るの計算となりたり。左に之を對照表掲すべし。

種別	四十年度豫算額	稅法審査委員會案に依る整理見込額	稅法整理案審査會案に依る整理見込額	同上豫算額と四十年度との比較
第一種	六、〇九八、四一五円	八、六六五、〇〇二円	一〇、〇七四、六二七円	增 三、九七六、二一二円
第二種甲	四、六九八、八七三	六、〇四〇、九六九	六、七九四、五九四	增 二、〇九五、七二一
第二種乙	一、三九九、五四二	二、六二四、〇三三	三、二八〇、〇三三	增 一、八八〇、四九一
第三種	三二四、二六三	五三三、八七八	三〇三、六〇七	減 二〇、六五六
共同債務	二三九、九三〇	二三〇、二七一	—	減 二三一、九三〇
其他債務	八四、三三三	三〇三、六〇七	三〇三、六〇七	增 二一九、二七四
合計	一六、八一二、七二四	一三、一一三、九〇二	一一、四九三、二五一	減 五、三一九、四七三
合計	二三、二三五、四〇二	二二、三一二、七八二	二一、八七一、四八五	減 一、三六三、九一七

第四項　第一次整理案の議會提出

稅法整理案審査會の審議修正を經たる所得稅整理案は、明治四十一年一月第二十四回帝國議會の開會に當り、他の各種租稅整理案と共に衆議院に提出せられしが、此等各種租稅整理案は其の立案の根本方針として、努めて租稅總額を動かさざる範圍內に於て負擔の衡平を圖らんとするの趣旨に依りしものなるが故に、一方に於て減稅するものあると同時に他方に於て增稅となるものを存し、全體としては負擔の輕減を見ることを得ざるものなりしを以て、衆議院は斯かる負擔の輕減を伴はざる整理案は、衆議院當初の希望に副はざるものとして排斥することに決し、所得稅整理案を始め租稅整理に關する十七法律案は滿場一致を以て總て之を否決したり。今參考の爲め右所得稅整理案の全文を揭ぐれば左の如し。

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス

第三條　所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得

甲　株主二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式會社又ハ株主及社員ノ數二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式合資會社　千分ノ七十五

乙　其ノ他ノ法人　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五百圓以下ノ金額　千分ノ十七

五百圓ヲ超ユル金額　千分ノ二十三

七百圓ヲ超ユル金額　千分ノ三十

千圓ヲ超ユル金額　千分ノ四十

千五百圓ヲ超ユル金額　千分ノ五十

二千圓ヲ超ユル金額　千分ノ六十

三千圓ヲ超ユル金額　千分ノ七十二

四千圓ヲ超ユル金額　千分ノ八十四

五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ九十七

七千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百十

一萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百二十五

一萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百四十

二萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百五十五

二萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百七十

三萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百八十五

四萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百

五萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百十五

六萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百三十

七萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百四十五

八萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百六十

九萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百八十

十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ三百

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子　千分ノ五十

第三種　前各種ニ屬サセル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五百圓以下ノ金額	千分ノ十七
五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十三
七百圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
千五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十二
四千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十四
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十七
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十五
二萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百八十五
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百十五
六萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百三十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十五
八萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百六十
九萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百八十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百

前項ノ株主又ハ株主及社員ノ數ハ其ノ事業年度間ノ最少數ニ依ル

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ第三種ニ限リ之ヲ合算シ其ノ總額ニ依リ本條ノ稅率ヲ適用ス戶主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四條　所得ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

一　第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金、保險責任準備金及保險支拂備金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル各事業年度益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

二　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

三　第三種ノ所得ハ左ノ金額ニ依ル

甲　地代、小作料、家賃、配當金其ノ他資產ヨリ生スル所得

イ　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル公債社債ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受クル配當金、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

ロ　田、畑ノ小作料ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均金額

ハ　其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額

乙　俸給、給料、手當金、歲費、年金、恩給金其ノ他勤勞ヨリ生スル所得

イ　俸給、給料、手當金、歲費、年金、恩給金ハ收入豫算額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額

ロ　其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額

丙　農業、商業、工業、鑛業、林業、水產業其ノ他資產及勤勞ノ共働ヨリ生スル所得

イ　田、畑耕作ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均金額ニ百分

ノ八十五ヲ乘シタル金額

ロ　林業所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

ハ　其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

船舶運送業者ノ船舶、倉庫業者ノ倉庫又ハ製造業者ノ機械ノ減價ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ經費ト看做ス」

生命保險契約ニ依リ納稅義務者ノ支拂フ保險料ハ納稅義務者ノ請求ニ依リ百圓ヲ超エサル限度ニ於テ第三種ノ所得ヨリ之ヲ控除ス但シ同居ノ戶主家族又ハ同居ノ家族ノ支拂フ保險料ハ之ヲ通算ス

第五條ニ左ノ二號ヲ加フ

八　國債ノ利子

九　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第六條　第三種ノ所得ハ四百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　第三條第三項ノ場合ニ於テ所得ノ合算額四百圓ニ滿ツルトキ

二　第四條第一項第三號乙又ハ丙ノ場合ニ於テ所得ヲ算定スヘキ標準金額ノ合算額四百圓ニ滿ツルトキ

三　生命保險料控除ノ爲四百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ

附　則

本法ハ明治四十二年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

非常特別稅法中所得稅ニ關スル規定ハ明治四十一年分所得稅限之ヲ廢止ス

第五項　一般國債利子の所得稅免除

第二十四回帝國議會に提出せし所得稅整理案は上述の如くにして遂に成立するに至らざりしが右整理法律案中に包含せられし一般國債利子に對する所得稅免除の規定に關しては、政府は國債政策上至急之を實施するの必要を認めて、特に單行法を以て之が規定を設くることと爲し、之に關する法律案を翌第二十五回帝國議會に提出して其の協贊を經、明治四十二年三月法律第七號を以て左の如く之を公布したり。

法律第七號（明治四十二年三月二十二日）

國債ノ利子ニハ所得稅ヲ課セス

附　則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて國債利子に對する所得稅免除の制度は、所得稅の一般的整理に先ち明治四十二年四月より實施せられ、茲に從來日露戰役關係の國債利子に限定せられし所得稅免除の制度は、總ての國債に及ぼさるることとなれり。而して此の法律の結果所得稅收入の減少額は、從來の國債利子に對する分約二十三萬圓、及今後鐵道買收の爲に交付すべき國債の利子に對する分約四十五萬圓、合計約六十八萬圓の見込なりとす。

第六項　第二次整理案の議會提出

前述の如く第二十四回帝國議會に提出せられたる所得稅整理案は、他の租稅整理案と共に衆議院の否決する所となりて成立するに至らざりしを以て、政府は更に調査研究を遂げたる末、明治四十三年一月第二十六回帝國議會の開會と同時に、第二次整理案を提出したり。右第二次整理案は第一次

整理案を基礎として立案せしものなるを以て、稅法改正の大體の主義に於ては敢て前案と異る所なかりしと雖も、其の細目に至りては前案を修正したる點尠からず。而して其の最も重要なる修正點は、所得稅收入の減少額を前案に比し遙に大ならしむるに努めし點に在り。蓋し第一次整理案が議會の容るる所とならざりしは、前述の如く整理に關する根本方針が議會の期待する所と一致せざりしに因るものなるを以て、第二次整理案の立案に當りては、國民負擔の衡平を圖ると同時に、歲計の許す範圍內に於て能ふ限りの減稅的整理を行ひ、以て多少共國民の苦痛を除去せんことを其の方針と爲したり。然るに所得稅は各種の階級及職業に通じ、國民多數の負擔に最も關係深き租稅なるのみならず、非常特別稅課徵後の稅率は、各國に多く其の比を見ざる高率となりしを以て、政府は本稅に於て最も多くの減稅的整理を行ふことは、前記の整理方針に最も良く適合するものと認め、本整理案に於ては其の稅率を各種の所得を通じて總て前案よりも輕減することと爲したり。今本整理案と第一次案と比較して、其の異る主要なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）第一種所得を甲乙に分類し、乙に對して超過累進率を適用することは前案に同じと雖も、甲種法人に就ては前案の千分の七十五を改めて、當時の現行法と同樣千分の六十二半と爲し、乙種法人に就ては前案の千分の十七乃至千分の三百を改めて、千分の十七乃至千分の二百に減じたり。

（二）第二種所得中國債の利子に就ては、既述の如く特別法を以て免稅することとし、國債以外の公債及社債の利子に對しては、前案の千分の五十を減じて、當時の現行法に於ける千分の二十の稅率を維持したり。

（三）第三種所得を勤勞所得及其の他の所得の二種に分類し、前者に對しては其の八割、後者に對しては其の全額に課稅することに改めたり。本案に於て、稅法審査委員會以來採り來りたる三種分類主義を捨てたる理由及勤勞所得の八割を課稅價格と爲したる理由は左の如し。

（イ）資產所得と資產勤勞共働所得との區別は、大體之を立て得べしと雖も、其の實行に際し官民の間に見解を異にし、紛議を釀すの虞あると同時に、場合に依りては資產勤勞共働所得の或るものの方が、資產所得の或るものよりも納稅力大なるが如き場合ありて、却つて負擔の不公平を來すことなきを保せず。故に寧ろ此の兩者は之を合併するを實際上便宜なりとす。

（ロ）稅率を輕減したる上、更に資產勤勞共働所得に對して割引課稅を爲すときは租稅の減收巨額に達し、他の租稅と權衡を失するを以て、之に對して割引課稅を爲さざるは、歲入不足を大ならしめざる點に於ても亦便宜なりとす。

（ハ）單に負擔力の點より見れば、稅法審査委員會の所說の如く勤勞所得は資產所得に對して六と十との割合に在りと雖も、資產所得又は資產勤勞共働所得は、夫々所得稅の外地租・家屋稅・營業稅等を負擔するものなる上に、本案に於ては資產勤勞共働所得の別を廢して、其の全額に課稅することとなりしを以て、勤勞所得のみに對して多額の割引を爲すときは、其の他の所得との間に負擔の公平を失するの虞あり。故に其の中間八割を課稅價格と爲すを適當とす。而して勤勞所得に八割の乘率適用の結果免稅點以下に降りたる場合にも、尙之に課稅することは前案と異ることなし。

（四）免稅點に就ては、前案の四百圓を排して三百圓と爲したり。之れ本案に於ては前案と異り稅率大に輕減せらるるを以て、更に免稅點を高むるときは稅額の減少巨額に達し、歲入不足を告ぐ

るに至るべきを以てなり。

（五）第三種所得の稅率に就ては、前案の千分の十七乃至千分の三百を減じて、千分の十七乃至千分の二百六十五に改めたり。

（六）個人所得に於て、前案の如く船舶運送業者の船舶、倉庫業者の倉庫又は製造業者の機械の減價を經費と看做して、所得より控除することを認むるの外、更に法人所得に於て、固定資本に對する減價積立金を損金と看做すことを認めたり。蓋し當時現行の法人所得算定方法に依れば、固定資本の減價償却積立金は、現實に之を消費せざる限り課稅を免れざりしも、斯くては法人をして固定資本を不當に低價に見積るの弊を助長するのみならず、減價償却積立金は結局會社の所得とならざるものなるを以て、寧ろ命令を以て減價歩合を一定し、其の範圍內に於ては現實に消費せざるも、尙損金と看做して免稅するを可なりと認めしを以てなり。

（七）生命保險料を所得より控除するは、稅法審査委員會及第一次整理案に共通の一項たりしも、本案の如く一般に稅率を輕減したる上に、尙生命保險料をも所得より控除するときは、所得稅の輕減大に過ぎ、他稅との權衡を失するを以て、生命保險料を控除するの案は之を撤廢したり。

（八）當時の所得稅法に依れば、山林所得は前年の所得を標準として課稅せらるるものなるが故に山林所得者中には山林の所得を收めたる後、山林の所有權其の他の權利を賣却して、翌年には課稅の源泉たる山林の所有權其の他の權利を喪失せしめ、以て課稅を免れんとする者を生ずるに至れり。故に此の弊を除かんが爲め、本案に於ては前年に於て山林の所得を有したる者は、其の山林を賣却したる場合と雖も、尙前年の所得に付き納稅の義務あることを定めたり。

（九）乘馬を有する義務ある軍人が、政府より受くる馬糧・繫畜料・馬匹保續料を課稅外に置くことは前案の如くなるが、本案に於ては更に傷痍疾病者の受くる退隱料にも、課稅せざる旨を明定することとしたり。

今本案に於ける各種稅率を、當時の現行法及第一次案と比較表示すれば左の如し。

種別	現行稅率（累進）	第一次整理案（超過累進）	第二次整理案（超過累進）
第一種甲	千分の六二・五	千分の七五	千分の六二・五
第一種乙			
五百圓以下	千分の四五・〇	千分の一七	千分の一七
五百圓超	同四五・〇	同二三	同二〇
七百圓超	同四五・〇	同三〇	同二五
千圓超	同四五・〇	同四〇	同三〇
千五百圓超	同四五・〇	同五〇	同三五
二千圓超	同四五・〇	同六〇	同四〇
三千圓超	同四五・〇	同七二	同五〇
四千圓超	同四五・〇	同八四	同六〇
五千圓超	同四七・五	同九七	同七〇
七千圓超	同四七・五	同一一〇	同八〇
一萬圓超	同五〇・〇	同一二五	同九〇
一萬五千圓超	同五五・〇	同一四〇	同一〇〇
二萬圓超	千分の六七・五	千分の一五五	千分の一一〇
二萬五千圓超	同六七・五	同一七〇	同一二〇
三萬圓超	同八二・五	同一八五	同一三〇
四萬圓超	同八二・五	同二〇〇	同一四〇
五萬圓超	同一〇〇・〇	同二一五	同一五〇
六萬圓超	同一〇〇・〇	同二三〇	同一六〇
七萬圓超	同一〇〇・〇	同二四五	同一七〇
八萬圓超	同一〇〇・〇	同二六〇	同一八〇
九萬圓超	同一〇〇・〇	同二八〇	同一九〇
十萬圓超	同一二五・〇	同三〇〇	同二〇〇
第二種	千分の二〇・〇	千分の五〇	千分の二〇
第三種			
五百圓以下	千分の二〇・〇	千分の一七	千分の一七
五百圓超	同二五・二	同二三	同二〇

七百圓超	千分の二五・二	千分の三〇	千分の二五	二萬圓超	千分の一六・〇	千分の一五五	千分の一三〇
千圓超	同 三四・五	同 四〇	同 三〇	二萬五千圓超	同 一六・〇	同 一七〇	同 一四五
千五百圓超	同 三四・五	同 五〇	同 四〇	三萬圓超	同 一三九・五	同 一八五	同 一六〇
二千圓超	同 三九・一	同 六〇	同 五〇	四萬圓超	同 一三九・五	同 二〇〇	同 一七五
三千圓超	同 四六・〇	同 七二	同 六〇	五萬圓超	同 一七〇・〇	同 二一五	同 一九〇
四千圓超	同 四六・〇	同 八四	同 七〇	六萬圓超	同 一七〇・〇	同 二三〇	同 二一〇五
五千圓超	同 六〇・〇	同 九七	同 八〇	七萬圓超	同 一七〇・〇	同 二四五	同 二三〇
七千圓超	同 六〇・〇	同 一一〇	同 九〇	八萬圓超	同 一七〇・〇	同 二六〇	同 二三五
一萬圓超	同 七五・〇	同 一二五	同 一〇〇	九萬圓超	同 一七〇・〇	同 二八〇	同 二五〇
一萬五千圓超	同 九四・五	同 一四〇	同 一二五	十萬圓超	同 二〇三・五	同 三〇〇	同 二六五

卽ち本案に於ける稅率を現行稅率に比較するに、第一種乙所得に在りては、六千五百五十五圓以下の所得は其の負擔を輕減し、其れ以上の所得は多少稅額を增加するの結果となり、又第三種所得に在りては、所得各階級とも槪ね負擔を輕減せらるることとなりたり。

斯くて本整理案に依り計算したる所得稅收入見込額は二千七百五十萬一千六百四十四圓にして、當時現行の所得稅法に依りて計算したる明治四十三年度豫算に比して、四百四十七萬六千二十七圓を減少するの計算となれり。今其の明細表を揭ぐれば左の如し。

種別	四十三年度豫算	整理見込額	增減
第一種 甲	八、三八一、八三六円	九、〇三四、七七四円	增 六五二、九三八円
第二種 乙	一、九一七、五九八	二、五七〇、五三六	增 六五二、九三八
第三種	九八、三八八	九八、三八八	—
合計	六、四六四、二三八	六、四六四、二三八	—
第二種 乙	二三、四九七、四四七	一八、三六八、四八二	減 五、一二八、九六五
第三種	三一、九七七、六七一	二七、五〇一、六四四	減 四、四七六、〇二七

以上は第二十六回帝國議會に提出せられたる第二次所得稅整理案の大要なり。然るに右整理案の衆議院に提出せらるるや、當時偶〻米價の大下落に會して地租の輕減論盛に唱へられ、衆議院は政府提出の地租整理案を修正して、田畑地租に限り明治四十三年分より稅率八厘を輕減することと爲し政府亦之に同意したり。茲に於て右地租八厘減に要する財源を他に求むるの必要を生ずるに至りしを以て、政府は之が財源の一部に充つるが爲め所得稅の輕減を中止することに決定し、再調査の必要を名として衆議院委員會に於て審査中、遂に右所得稅整理案を撤回したり。翌第二十七回帝國議會に於て政府は再び右整理案を提出せんとせしが、偶〻明治四十三年に於て全國に大洪水ありて、之が應急施設に巨額の經費を要せしのみならず、四十四年度豫算に於ては治水費・製鐵所擴張費・海軍軍備補充費增額等の爲に多額の經費を必要とせしを以て、所得稅の整理に依り負擔の輕減を圖るの餘裕なきに至り、已むなく之が提案を延期したり。然るに衆議院に於ける一部の議員は、所得稅の整理は刻下の最大急務なりとして、右第二十七回及翌第二十八回兩次の帝國議會に於て、前記の第二次整理案と殆んど同一なる整理案を提出せしが、政府は右の如き財政上の理由に依りて之に反對し、衆議院亦此等の整理案を否決したり。斯くの如くにして所得稅の整理は明治年間に於ては遂に之が實現を見るを得ず、依然非常特別稅の增徵を課せられし儘にて大正二年に至れり。今參考の爲め第二十六議會に提出せられたる第二次整理案の全文を揭ぐれば左の如し。

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス

第三條　所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得

甲　株主二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式會社又ハ株主及社員ノ數二十一人以上ヲ以テ組織シタル株式合資會社　千分ノ六十二半

乙　其ノ他ノ法人ノ所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五百圓以下ノ金額	千分ノ十七
五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十
七百圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十
千五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十
四千圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十
二萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十
六萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百六十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
八萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百八十
九萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百九十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子　千分ノ二十

第三種　前各種ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五百圓以下ノ金額	千分ノ十七
五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十
七百圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十
千五百圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十
四千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百

一萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百十五
二萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百三十
二萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百四十五
三萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百六十
四萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百七十五
五萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百九十
六萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百五
七萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百二十
八萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百三十五
九萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百五十
十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百六十五

前項ノ株主又ハ株主及社員ノ數ハ其ノ事業年度間ノ最少數ニ依ル

戶主及其ノ同居家族ノ所得ニ付テハ第三種ニ限リ之ヲ合算シ其ノ總額ニ依リ本條ノ稅率ヲ適用シ戶主及其ノ同居家族ノ所得ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四條　所得ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

一　第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金、保險責任準備金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資本又ハ營業ヨリ生スル各事業年度益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

二　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

三　第三種ノ所得ハ左ノ金額ニ依ル

甲　勤勞ヨリ生スル所得

イ　俸給、給料、手當金、歲費、年金、恩給金、退隱料ハ收入豫算額ニ百分ノ八十ヲ乘シタル金額

ロ　其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ百分ノ八十ヲ乘シタル金額

乙　其ノ他ノ所得

イ　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル公債社債ノ利子、此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受クル配當金、營業ニ非サル貸金、預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

ロ　田畑ノ所得ハ前三箇年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均金額但シ前三箇年間繼續シテ田畑ナラサリシ土地ニ付テハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額

ハ　山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

ニ　其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス

第一種ノ所得ヲ算定スル場合ニ於テ固定資本ノ減價ニ對シ償却積立金ヲ爲スモノニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ損金ト看做ス

第三種ノ所得ヲ算定スル場合ニ於テ船舶運送業者ノ船舶、倉庫業者ノ倉庫又ハ製造業者ノ機械ノ減價ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ經費ト看做ス

第四條ノ二　前年ニ於テ山林ノ所得ヲ有シタル者ハ其ノ山林ノ所有權其ノ他ノ權利ヲ喪失シタルトキト雖其ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第五條中「恩給」ヲ「恩給、退隱料」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

八　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第六條　第三種ノ所得ハ三百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　第三條第三項ノ場合ニ於テ所得ノ合算額三百圓ニ滿ツルトキ

二　第四條第一項第三號甲ノ場合ニ於テ所得ヲ算定スヘキ標準金額又ハ標準金額ト他ノ所得トノ合算額三百圓ニ滿ツルトキ

第四十六條及第四十七條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

・附　則

本法ハ明治四十三年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

非常特別稅法中所得稅ニ關スル規定ハ明治四十二年分所得稅限之ヲ廢止ス

第四款　大正初期の所得稅

第一項　臨時制度整理局の所得稅整理案

日露戰役終局後に於ける稅制整理の事業は、明治四十一年及四十三年兩次の整理に依り一應其の結了を告げしが、右整理の結果は二三の稅種に於て多少負擔の輕減を見し外は、多くの租稅に於ては單に定率と非常特別稅の增率とを合せしものを改正定率と爲せしに止まり、中には整理に依りて新に增徵せられしものも存せしのみならず、租稅體系中の中樞にして國民一般の負擔に關係ある所得稅に至りては、前述の如く遂に其の整理を見るに至らざりしを以て、右整理の結果は未だ必ずしも世論の滿足を買ふを得ずして、之に對し種々の異論又は攻擊を生じたり。是を以て政府は廣く行政及財政の制度を整理すると共に、更に稅制の整理を行はんことを期し、明治四十四年十二月に至り內閣に臨時制度整理局を設置して之が調査を行はしむることと爲せしが、同局は稅制整理の調査に關し特に特別委員を設け、各種租稅に就て銳意調査研究を遂げたる末整理案を作成し、大正元年十二月に至り之を同整理局總裁に報告したり。今其の中所得稅整理案の要綱を揭ぐれば左の如し。

（一）大體に於て負擔を輕減し賦課を公平ならしむる方針を以て整理すること。

（二）所得を分つて第一種法人所得・第二種利子配當金所得・第三種個人所得の三種とすること。

（三）第一種　法人所得に關しては左の如く改正すること。

（甲）合名會社及合資會社

（イ）現行稅率は小所得に對し割合に高く、大所得に對し割合に低く、彼此權衡を得ざるものあり、且第三種個人所得に比し低率に過ぐる爲め、個人事業を會社事業に變更して負擔の輕減を圖るの弊あるを以て、小所得に對する稅率を低め、大所得に對する稅率を高むると同時に、第三種個人所得との權衡を稽へ個人所得の稅率に多少の斟酌を加へ、大體に於て之より一級を低下せる超過累進稅率を適用すること。

（ロ）現行法は事業年度毎の所得金額に對して直に稅率を適用せる爲め、各會社事業年度の長短に依り負擔に不公平あるを以て、所得金額の年分を見積り、其の金額に對する稅率を適用すること。

（乙）株式會社・株式合資會社及其の他の法人

（イ）現行稅率千分の六十二半を千分の六十に低減すること。

（ロ）現行法は千分の六十二半の比例稅率を適用せる爲め、甲種法人所得及第三種個人所得との間に權衡を得ざるのみならず、大小株主及社員の間にも負擔の公平を失するを以て、一年千圓以上の配當金を受くる者には、別に第二種所得として其の金額に應じ累進稅率を適用

すること。

（ハ）株式會社・株式合資會社にして株主又は株主及社員の數二十人以下を以て組織するもの又は拂込株金額及現實出資金額の二分の一以上が同一人又は同一親族の拂込又は出資に係るものなるときは、甲種法人類似のものと看做し、甲の稅率を適用することとし、法人の組織變更に依り負擔の輕減を圖るの弊を防ぐこと。

（四）第二種　利子及配當金所得に就ては左の如く爲すこと。

（甲）公債社債の利子・銀行定期預金の利子

（イ）公債社債の利子の稅率は現行の通千分の二十と爲すこと。

（ロ）銀行定期預金の利子は、公債社債の利子に類似せる資本利子所得なるにも拘らず、現行法は個人所得として課稅するが爲め過半課稅漏となり、他の所得と權衡を失するを以て、第二種所得として利子支拂者より其の稅金を徵收することとし、其の稅率を千分の二十と爲すこと。

（乙）株式會社・株式合資會社の一年千圓以上の配當金

株式會社・株式合資會社の配當金は法人所得として、一般に千分の六十の課稅を受くるも、其の年額千圓以上を受くるものに在りては、甲種法人所得及第三種個人所得との權衡上負擔輕きに過ぐるを以て、千圓以上の配當金所得を六階級に區分し、千分の十乃至千分の百二十の累進稅率を適用し、第二種所得として配當金支拂者より其の稅金を徵收すること。

（五）第三種　個人所得に就ては左の如く改正すること。

（イ）現行稅率は單純なる累進稅率を適用し、前階級と後階級との間に大なる懸隔を生ずるを以て、之を矯正する爲め所得階級を增加すると同時に、超過累進稅率を適用すること。

（ロ）現行稅率の最低千分の二十は高きに過ぐるを以て、千分の十八に低減すると同時に、一般に其の負擔を緩和すること。

（ハ）第三種所得を有する者自己所有の家宅に居住するときは、其の家宅の賃貸價格は所得百分の五を超過せざる限度に於て所得に加算し、借家居住者との負擔の權衡を圖ること。

（ニ）俸給・給料・手當・歲費の所得は、資產所得又は資產勤勞の共働所得に比し負擔能力薄弱なるのみならず、其の所得を得るに必要なる多少の經費を伴ふが故に、之を控除するを適當と認め、收入豫算年額より其の十分の二を減じたるものを所得とすること。

（ホ）千圓未滿の小所得者の負擔を輕減する爲め、自己又は其の同居戶主家族の爲に支拂ふ保險料は年額五十圓を限り、同居の戶主家族中義務敎育年限中に在る者あるときは一人每に金二十圓を、所得より控除すること。

（ヘ）乘馬を有する義務ある軍人が政府より受くる馬糧・繫畜料及馬匹保續料には所得稅を課せざること。

（ト）職務上受くる賞與金は前年の收入金額に依り第三種所得として課稅すること。

（チ）第三種所得の課稅最低限たる現行法の三百圓は低きに失するものと認め、之を四百圓に高むること。

（リ）戶主又は家族の所得を合算すべき場合に於て、一人の所得十圓に滿たざる零細の所得は之

を合算せざること。

（六）現行法に於ける營利を目的とせざる法人の所得に課稅せざる旨の規定を改め、公共團體・神社・寺院・祠宇・佛堂及民法第三十四條に依り設立したる公益法人には課稅せずとする規定とし、從つて相互保險會社及會員組織の取引所に對し所得稅を課すること。

（七）重要物產製造業の發達を圖るが爲め、勅令を以て指定したる重要物產の製造業を營む者には命令の定むる所に依り開業の翌年より三年間所得稅を免除すること。

（八）所得調査委員の任期を四年とし、每二年半數改選の制を改むること。

（九）調査委員選擧人・調査委員及補缺員の選擧竝に調査委員會の會議に關する規定を勅令に移すこと。

（一〇）第三種所得に屬する俸給・給料・手當・年金・恩給金・退隱料・賞與金の支拂を爲す者に、其の支拂を受けたる者の住所・氏名・金額を政府に申告する義務を命じ、之に手數料を交付すること。

（一一）第二種所得稅を徵收納付したるものに對しては、命令の定むる所に依り手數料を交付すること。

（一二）國庫收支の調節を圖り大藏省證券の發行を防止するの必要上、所得稅納期中第二期乃至第四期の月末限を十五日限に改むること。

（一三）無申告者・虛僞申告者・收稅官吏職務執行妨害者に罰金又は科料の制裁を付すること。

（一四）改正稅法は大正二年四月一日より施行すること。

（一五）沖繩縣に所得稅法を施行すること。

（一六）所得稅率對照表

所得金額別	第一種甲（現行乙）改正稅率（超過累進）	第一種甲（現行乙）最多額に對する歩合	第一種甲（現行乙）現行稅率（累進）	第一種乙（現行甲）改正稅率	第二種乙改正稅率	第一種乙及第二種乙合計稅率	第三種改正稅率（超過累進）	第三種最多額に對する歩合	第三種現行稅率（累進）
五百圓以下	千分の三〇	千分の三〇・〇	千分の四五・〇	千分の六〇	—	千分の六〇	千分の一八	千分の一八・〇	千分の二〇・〇
五百圓超	三〇	三〇・〇	四五・〇	六〇	—	六〇	二三	一九・四	二五・二
七百圓超	三〇	三〇・〇	四五・〇	六〇	—	六〇	二九	二三・三	二五・二
千圓超	三五	三二・五	四五・〇	六〇	一〇	七〇	三五	二六・五	三四・五
千五百圓超	三五	三二・五	四五・〇	六〇	一〇	七〇	四二	三〇・四	三四・五
二千圓超	四〇	三五・〇	四五・〇	六〇	二〇	八〇	五〇	三六・九	三九・一
三千圓超	五〇	四一・〇	四五・〇	六〇	二〇	八〇	六〇	四六・一	四六・〇
五千圓超	六〇	四六・四	四七・五	六〇	四〇	一〇〇	七〇	五三・九	六〇・〇
七千圓超	七〇	五三・五	四七・五	六〇	四〇	一〇〇	八五	六二・五	六〇・〇
一萬圓超	八五	六四・〇	五〇・〇	六〇	六〇	一二〇	一〇〇	七五・〇	七五・〇
一萬五千圓超	一〇〇	七五・〇	五五・〇	六〇	六〇	一二〇	一二〇	八六・二	九四・五
二萬圓超	一二〇	八六・六	六七・五	六〇	八〇	一四〇	一四〇	一〇四・一	一一六・〇
三萬圓超	一四〇	一〇九・二	八二・五	六〇	八〇	一四〇	一六五	一二八・五	一三九・五
五萬圓超	一六五	一二五・一	一〇〇・〇	六〇	一〇〇	一六〇	一九〇	一四六・〇	一七〇・〇
七萬圓超	一九〇	一四四・六	一〇〇・〇	六〇	一〇〇	一六〇	二二〇	一六八・二	一七〇・〇
十萬圓超	二二〇	一二五・〇	一二五・〇	六〇	一二〇	一八〇	二五〇	二〇九・一	二〇三・五

（備考）一、第一種乙（現行甲）の現行稅率は千分の六十二半。
二、第二種甲の稅率は變更なし。

（一七）改正所得稅見込額

種別		現行稅額	改正稅額	增減（△）額
第一種	甲（現行乙）	一、三八七、〇七七円	一、九七二、三五四円	五八五、二七七円
	乙（現行甲）	六、九八七、九九〇	六、七〇八、四六九	△二七九、五二一
	計	八、三七五、〇六七	八、六八〇、八二三	△三〇五、七五六
第二種	甲	二二七、二九二	五八一、二二七	三五三、九三五
	乙	―	一、三五八、四〇三	一、三五八、四〇三
	計	二二七、二九二	一、九三九、六三〇	一、七一二、三三八
第三種		二六、八六九、三一七	一九、四〇三、一六九	△七、四六六、一四八
合計		三五、四七一、六七六	三〇、〇二三、六二二	△五、四四八、〇五四

（備考）一、第一種は明治四十四年度以前二箇年度所得決定平均額（東京鐵道株式會社の分を除く）に稅率を乘じたるものを以て第二種甲は明治四十四年度實收額を以て、第三種は大正元年所得決定額に稅率を乘じたるものより減少見込百分の二箇半を減じたるものを以て現行稅額とせり。

二、改正稅額三〇、〇二三、六二二圓を明治四十五年度豫算額三二、七二五、二八二圓に對照するときは、差引二、七〇一、六六〇圓の減額となる。

第二項　所得稅の整理

第一目　所得稅法の改正

臨時制度整理局の稅制整理に關する成案は、上述の如くにして大正元年十二月に至り政府に提出されしが、政府は之を基礎として更に審議を遂げたる上、先づ所得稅及營業稅の改正案を大正二年三月第三十回帝國議會に提出したり。右改正案は大體に於て臨時制度整理局の成案に準據せしものなりと雖も、之に對して修正を加へし點亦少からず。今所得稅改正案に就き議會提出案を整理局案に比較して、其の主要なる相異點を擧ぐれば左の如し。

（一）第一種甲の稅率を最低千分の四十、最高千分の二百二十とせしこと（整理局案、最低千分の三十乃至千分の二百二十）。

（二）第一種乙の稅率を千分の六十五とせしこと（整理局案、千分の六十）。

（三）銀行定期預金の利子及株式會社又は株式合資會社の一年千圓以上の配當金に對し、第二種所得稅を課するの案は之を採用せざりしこと。

（四）第三種所得に關しては左の如く改めしこと。

（イ）稅率を最低千分の二十五、最高千分の二百二十とせしこと（整理局案、最低千分の十八乃至千分の二百五十）。

（ロ）第三種所得を有する者自己所有の家宅に居住するとき、其の賃貸價格を所得に加算するの案は之を採用せざりしこと。

（ハ）勤勞所得に對する控除額を一割とせしこと（整理局案二割）。

（ニ）免稅點を三百五十圓とせしこと（整理局案四百圓）。

（ホ）千圓以下の所得に對しては、其の所得より五十圓乃至百五十圓を控除したる殘額に對して課稅するの規定を設けしこと。

（ヘ）千圓以下の所得者に對し、其の所得中より、同居戶主家族の爲に支拂ふ保險料、竝に同居戶主

家族中義務教育年限中に在る者一人毎に二十圓を控除するの案は、之を採用せざりしこと。

（五）第二種所得稅を徵收納付したるものに對し手數料を交付するの案は之を採用せざりしこと。

（六）改正案は大正三年一月一日より施行すること。

（七）議會提出案及整理局案に付き收入見込額を比較すれば左の如し。

種別		現行稅額	議會提出案	整理局案	議會提出案の整理局案に比し增減（△）	議會提出案の現行に比し增減（△）
第一種	甲（現行乙）	一、三八七、〇七七円	一、九五七、二九九円	一、九七二、三五四円	△一五、〇五五円	五七〇、二二二円
	乙（現行甲）	六、九八七、九九〇	七、二六七、五〇九	六、七〇八、四六九	五五九、〇四〇	二七九、五一九
	計	八、三七五、〇六七	九、二二四、八〇八	八、六八〇、八二三	五四三、九八五	八四九、七四一
第二種	甲	二二七、二九二	二二七、二九二	五八一、二二七	△三五三、九三五	―
	乙	―	―	一、三五八、四〇三	△一、三五八、四〇三	―
	計	二二七、二九二	二二七、二九二	一、九三九、六三〇	△一、七一二、三三八	―
第三種		二七、五五八、二七四	二一、〇四八、六八四	一九、四〇三、一六九	一、六四五、五一五	△六、五〇九、五九〇
合計		三六、一六〇、六三三	三〇、五〇〇、七八四	三〇、〇二三、六二二	四七七、一六二	△五、六五九、八四九

（備考）第一種は明治四十四年度以前二箇年度所得決定額（東京鐵道株式會社の分を除く）に稅率を乘じたるものを以て、第二種は明治四十四年度實收額を以て、第三種は大正元年所得決定額に稅率を乘じたるものを以て、現行稅額とせり。

右所得稅改正案が衆議院の審議に付せらるるや、衆議院は之に對して重要なる修正を加へたり。今其の主要なる條項を說明すれば左の如し。

（一）第一種法人所得稅に對する改正條項は、我國現時の經濟狀態に鑑み商工業の發達を阻害する虞あるものと認め、左記の如き修正を加へたり。

（イ）第一種甲の稅率は現行稅率以上に增加せざる程度迄減少を加へて、千分の四十乃至百三十とすること。

（ロ）第一種乙の稅率は現行の通千分の六十二半とすること。

（ハ）株式會社・株式合資會社にして、拂込株金額及現實出資金額の二分の一以上が同一人又は同一親族の拂込又は出資に係るものなるときは、甲種法人類似のものと看做して甲の稅率を適用するの規定を削除すること。

（二）第三種所得に對する課稅最低限は、現在我國の生活費に鑑み、更に之を引上ぐるの必要ありと認め、四百圓に修正したり。

（三）無申告者・虛僞申告者・收稅官吏職務執行妨害者に罰金又は科料の制裁を付せんとする條項は實際に當り納稅義務者に對し圖らざる迷惑及損害を與ふる虞ありと認め、之を削除したり。

（四）沖繩縣に對し今直に所得稅法を施行することは、同縣現在の經濟狀態に鑑み其の負擔重きに過ぐるを以て、之が施行を五箇年間延期し、大正七年分より施行することに修正したり。

（五）所得稅の改正は年來の宿題にして、其の實施は能ふ限り速かなるを要するを以て、改正法律は之を大正二年五月一日より實施し、第三種所得に對しては大正二年分より適用することに修正したり。

右の外尙第三種所得に對する課稅最低限を五百圓迄引上ぐるの意見、勤勞所得に對する控除を二割とするの意見、一千圓以下の所得に對する控除を總て百五十圓乃至二百圓に增加するの意見等提出せられしも、何れも少數にて否決せられたり。

政府は以上の修正中他の條項は總て之に同意せしと雖も、改正法律實施期日の繰上に關する條項のみは、財政計畫上の理由を以て極力之に反對せしも、衆議院は多數を以て之を可決し、貴族院亦衆議院の修正通り可決せしを以て、衆議院の修正に依る所得稅法中改正法律は、大正二年四月法律第十三號を以て公布せられたり。斯くて以上の如き修正の結果、減稅見込額は更に百四十八萬五千餘圓を增加して、七百十四萬五千餘圓となりしのみならず、大正二年度に於ても右の減稅財源の拈出を必要とするに至れり。今政府提出原案竝に議會修正に依る所得稅額を比較對照すれば左の如し。

種別	現行稅額	政府原案	議會修正案	政府原案の現行稅額に比し增減（△）	議會修正案の現行稅額に比し增減（△）	議會修正案の政府原案に比し增減（△）
第一種 甲（現行乙）	一、三八七、〇七七円	一、九五七、二九九円	一、三四九、三九〇円	五七〇、三二二円	△三七、六八七円	△六〇七、九〇九円
第一種 乙（現行甲）	六、九七七、九九〇	七、二六七、五〇九	六、九七七、九九〇	二七九、五一九	—	△二九、五一九
第一種 計	八、三五五、〇六七	九、二四四、八〇八	八、三五七、三八〇	八四九、七四一	△三七、六八七	△八八七、四二八
第二種	三二七、二九二	三二七、二九二	三二七、二九二	—	—	—
第三種	二七、五六八、二七四	三〇、四四八、六八四	三〇、四四八、三三五	△六、一五〇、九、五九〇	△七、一〇七、九九九	△五九八、三四九
合計	三六、一二〇、六三三	三〇、五〇〇、六四四	三九、〇一五、〇〇七	△五、六二九、八四九	△七、一四五、六六六	△一、四八五、七七七

尙政府は右所得稅の整理に關聯して別に非常特別稅法廢止法律案を議會に提出せしが、之に關しては議會は所得稅改正案の施行期日に對する修正に伴ひ、其の施行期日を右と同一に改めたる上之を可決せしを以て、同法律は大正二年四月法律第十四號を以て公布せられたり。斯くて所得稅に對してのみ從來其の名を存せし非常特別稅は、所得稅法の改正と共に茲に全く廢止せらるることとなれり。今所得稅法中改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第十三號（大正二年四月八日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第三條　所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得

甲　合名會社、合資會社　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五千圓以下ノ金額　千分ノ四十
五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ五十
一萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ六十
一萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ七十
二萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ八十
三萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ九十
五萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百
七萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百十
十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百二十
二十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百三十

乙　株式會社、株式合資會社、其ノ他ノ法人　千分ノ六十二、五

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子　千分ノ二十

第三種　前二條ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

千圓以下ノ金額　千分ノ二十五

千圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十五
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百六十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百八十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十

株式會社、株式合資會社ニシテ株主又ハ株主及社員ノ數二十人以下ヲ以テ組織シタルモノナルトキハ其ノ所得ニ對シテ第一種甲ノ稅率ヲ適用ス

前項ノ株主又ハ社員ノ數ハ事業年度末日ノ現在ニ依ル

前二項ノ場合ニ於テ會社カ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ無記名式ノ株券ニ對スル株主ノ數ハ其ノ無記名式ト爲スコトヲ請求シタル株主ノ數ニ依ル

第一種甲ノ稅率ヲ適用スヘキ場合ニ於テハ法人ノ事業年度ノ月數ヲ以テ十二月ヲ除シタル數ヲ其ノ事業年度ノ所得金額ニ乘シタルモノニ對シ適用シテ算出シタル金額ヲ十二分シ其ノ事業年度ノ月數ヲ乘シテ其ノ稅額ヲ定ム

第三種ノ稅率ヲ適用スヘキ場合ニ於テ戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ適用シテ算出シタル金額ヲ戶主及其ノ同居家族ノ所得ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四條　第一種ノ所得ハ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依リ其ノ他ノ法人ニ在リテハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スルモノニ限ル

前項ノ場合ニ於テ總益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金又ハ此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同シ

第四條ノ二　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第四條ノ三　第三種ノ所得ハ左記各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給、給料、手當、歲費、年金、恩給、退隱料、營業ニ非サル貸金預金ノ利子及第二種所得ニ屬セサル公債社債ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

二　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三　山林伐採ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受クル配當金ハ前年ノ收入金額

五　其ノ他ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

第四條ノ四　第三種ノ所得中俸給、給料、手當、歲費ニ付テハ收入豫算年額ヨリ其ノ十分ノ一ヲ控除シタルモノヲ以テ所得トス

第四條ノ五　第三種ノ所得ニ付前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額五百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ七百圓以下ナルトキハ百圓ヲ千圓以下ナルトキハ五十圓ヲ其ノ所得ヨリ控除ス

第三條第六項ノ場合ニ於テハ其ノ合算額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス

第四條ノ六　府縣郡市町村其ノ他ノ公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

第五條　第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

一　軍人從軍中ノ俸給、手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給、退隱料

三　旅費、學資金及法定扶養料

四　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

五　外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資產、營業又ハ職業ニ依ル所得

六　此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金及割賦賞與金

七　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第五條ノ二　勅令ヲ以テ指定シタル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第六條中「三百圓」ヲ「四百圓」ニ、但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第三條第六項ノ合算額四百圓ニ滿ツルトキ又ハ第四條ノ五ノ規定ニ依ル金額ヲ控除シタル爲四百圓ニ滿タサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ命令ヲ以テ定ムル期間內ニ各事業年度ニ於ケル財產目錄、貸借對照表、損益計算書及第四條ノ規定ニ依リ計算シタル所得ノ明細書ヲ添附シ政府ニ申告スヘシ但シ第二條ニ該當スル法人ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得ノ明細書ヲ添附スヘシ

第九條　第一種ノ所得金額ハ第七條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第十一條及第十三條中「北海道」ヲ「北海道、沖繩縣」ニ改ム

第十四條　選擧區域內ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メタル者ニシテ第八條ノ申告ヲ爲シタルモノハ調査委員選擧人ヲ選擧シ又ハ調査委員、補闕員若ハ調査委員選擧人ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ニ記載シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者及家資分散又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタル時ヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

五　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテノ者

六　第四十六條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

前項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納稅又ハ申告ト看做ス

第十八條　選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選擧人ハ自ラ投票所ニ至リ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

第二十一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ投票ニ記載スヘキ被選擧人ノ數ハ調査委員又ハ補闕員ノ定數ノ二分ノ一トシ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トシテ計算ス

第二十四條　調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧ノ日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ其ノ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ終了スルモノトス

第二十四條ノ二　調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第二十四條ノ三　調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條ノ四　補闕員ヨリ調査委員ト爲リタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

選擧區域ノ變更ニ依リ新ニ選擧セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選擧ノ日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第二十四條ノ五　調査委員又ハ補闕員ニ選擧セラレタル者第十四條第一項但書各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十三條中「日當」ヲ「手當」ニ改ム

第三十三條ノ二　第三種ノ所得ニ屬スル俸給、給料、手當、歲費、年金、恩給又ハ退隱料ノ支拂ヲ爲ス者ハ其ノ支拂ヲ受クル者ノ氏名、住所及金額ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第三十四條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條ノ規定ニ依リ調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第四十條中「山林ノ所得ヲ除クノ外」ヲ削リ「所得金額四分ノ一」ヲ「收入豫算年額四分ノ一」ニ改ム

第四十一條中「決定額」ヲ「收入豫算年額」ニ改ム

第四十二條中「十一月一日ヨリ三十日限」ヲ「十一月一日ヨリ十五日限」ニ「三十一日限」ヲ「十五日限」ニ

改メ左ノ一項ヲ加フ

第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第四十六條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十七條ノ二　此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス

第五十條中「沖繩縣」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

此ノ法律ハ大正七年分所得稅ヨリ之ヲ沖繩縣ニ施行ス

附　則

本法ハ大正二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正二年分所得稅ヨリ本法ヲ適用ス但シ大正二年分ニ限リ第八條ノ每年四月中ハ大正二年五月三十一日迄、第三十條ノ八月三十日ハ九月三十日、第四十二條ノ九月一日ヨリ三十日限ハ十月一日ヨリ十五日限トス

本法施行ノ際現ニ所得調査委員及補闕員タル者ノ任期ハ大正二年五月末日ヲ以テ終了ス

第二目　附屬法規の改正

所得稅法の改正に伴ひ其の施行規則にも改正を施す必要を生せしを以て、同年四月勅令第六十五號を以て左の如く改正勅令を公布したり。

勅令第六十五號（大正二年四月二十八日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「第四條第一項第三號」ヲ「第四條ノ三」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

山林ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ立竹木ノ所得ハ之ヲ山林伐採ノ所得トス

第三條　第一種ノ所得ニ付納稅義務アル法人ハ每事業年度決算確定ノ日ヨリ七日內ニ所轄稅務署ニ所得稅法第七條ノ申告ヲ爲スヘシ

株式會社又ハ株式合資會社ハ其ノ事業年度末日ノ現在ニ依リ株主又ハ社員ノ數ヲ併セテ申告スヘシ但シ會社カ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ無記名式ト爲スコトヲ請求シタル株主ノ數ヲ附記スヘシ

第四條中「第二項」ヲ「第六項」ニ改メ第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ俸給、給料、手當、歲費ニ付テハ其ノ收入豫算年額ヲ併セテ申告スヘシ

第四條ノ二中「北海道」ヲ「北海道、沖繩縣」ニ改ム

第九條中「及調査委員」ヲ「調査委員及補闕員」ニ改ム

第十九條　審査委員ノ選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選擧人ハ自ラ投票所ニ至リ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

投票ハ郵便ヲ以テ送付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間ノ終了スル迄ニ到達セサリシ投票ハ無效トス

第三十一條　所得稅法第三十三條ノ二ニ依リ調書ヲ提出スル場合ニ於テ手當ニ付テハ前年分支拂金額ヲモ調書ニ記載スヘシ

第三十一條ノ二　所得稅法第三十三條ノ二ニ依リ調書ヲ提出スル義務アル者ハ毎年四月中ニ所轄稅務署ニ之ヲ提出シ其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ金額ニ異動アリタルモノニ付テハ異動前ノ金額、異動月日及其ノ事由ヲ調書ニ附記スヘシ

前項ノ調書ヲ提出シタル後六月三十日迄ノ間ニ異動アリタルトキハ七月十日迄ニ其ノ異動調書ヲ提出スヘシ

第三十一條ノ三　前條ノ調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ其ノ調書ニ記載シタル一件一人毎ニ金五厘ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ明細書ヲ添附シ七月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ之ヲ請求スヘシ

第三十二條　削除

第三十三條中「第二項」ヲ「第六項」ニ改ム

第三十四條中「公ニ募集シタル」ヲ削ル

第三十五條中「營利ヲ目的トセサル法人」ヲ「所得稅ヲ課セサル法人」ニ改メ但書ヲ削ル

第三十七條　所得稅法第四十條ノ申出アリタルトキハ稅務署長ハ左記各號ノ定ムル所ニ依リ所得金額ヲ改算更訂シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

一　收入豫算年額ニ減損ヲ生シタルトキハ其ノ減損額カ收入豫算年額ノ四分ノ一ニ達スル場合ニ限リ其ノ收入豫算年額ヨリ之ヲ控除ス但シ俸給、給料、手當又ハ歲費ノ收入豫算年額又ハ減損額ニ付テハ十分ノ九ヲ乘シタルモノニ依リ之ヲ計算ス

二　所得稅法第四條ノ五ニ依リ控除スヘキ金額ハ前號ニ依リ計算シタル後之ヲ控除ス

附　則

本令ハ大正二年法律第十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正二年ニ限リ第三十一條ノ二ノ毎年四月中ハ大正二年五月三十一日迄、六月三十日ハ七月三十一日、七月十日ハ八月十日、第三十一條ノ三ノ七月三十一日ハ八月三十一日トス

尙所得稅法の施行に關しては、明治三十二年四月大藏大臣は各稅務監督局に對し內訓を發し、其の施行上取扱方心得を示達せしが、右取扱方心得も所得稅法の改正に伴ひ改正を必要とせしを以て、同年四月二十八日左の如く之が改正に關して內訓を發したり。

明治三十二年四月內訓所得稅法施行上取扱方中左ノ通改正ス

第一條　第一種ノ所得ヲ算出スル場合ニ於テ總益金中前年度繰越益金ヲ包含スルモノハ前年既ニ所得稅ヲ課セラレタルモノナルヲ以テ之ヲ控除シ又總損金中前年度繰越損金ヲ包含シ若ハ之ヲ包含セサルモ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル純益金ヲ以テ前年度繰越損金ノ補塡ニ充當シタルトキハ前年度繰越損金ハ損金トシテ純益金ヨリ控除スヘキモノトス

第一條ノ二　保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ヲ算出スル場合ニ於テ保險契約ノ配當金又ハ配當準備金中保險料ノ拂戻ニ相當スル金額アルトキハ其ノ金額ハ之ヲ控除スルコトニ取扱フヲ要ス

前項ニ依リ保險料ノ拂戻ニ相當スル金額トシテ控除スヘキ金額ハ會社財產ヨリ生スル諸利息、財產ノ賣却益、評價益及雜益ヨリ財產ノ維持ニ必要ナル費用、財產ノ賣却損、評價損及雜損ヲ控除シタル金額ヲ利益金又ハ剩餘金ヲ以テ除シタル數ニ保險契約ノ配當金又ハ配當準備金ヲ乘シタル金額ヲ保險契約ノ配當金又ハ配當準備金ヨリ控除シタルモノトス

第一項ニ依リ保險契約ノ配當金又ハ配當準備金中保險料ノ拂戻ニ相當スル金額ヲ控除スルモノニ付テハ保險會社ヨリ其ノ計算書ヲ提出セシムルヲ要ス

第二條　第一項但書中「決定金額」ヲ「收入豫算年額」ニ改ム

第四條　田又ハ畑ヨリノ所得ハ前三年以來引續キ同一ノ收益方法ニ依リタル場合及地目ニ變換ナカリシ場合ニ限リ前三年間所得平均高ニ依リ之ヲ算出スヘキモノトス

第五條ノ二　收稅官吏ハ常ニ各人ノ所得ニ注意シ納稅義務者ノ申告ノ當否ヲ勘案シ所得金額ノ調査ヲ爲スヘキハ勿論ナルモ納稅義務者ノ申告ニ重キヲ置クコトニ注意スルコトヲ要ス

第五條ノ三　所得ノ算出ニ當リ所得標準步合ヲ適用スルハ一般ノ取扱ナルモ之ヲ適用スルハ所得推定ノ方法ニ過キサルヲ以テ納稅義務者ノ申告ニシテ誠實ナリト認ムヘキモノニ付テハ其ノ申告ヲ是認スルヲ要ス

第六條　第十條ノ規定ニ依ル各稅務署間ニ於ケル所得事項ノ通報ヲ敏活ニシ資料ノ蒐集ニ遺漏ナキヲ期スルト同時ニ其ノ資料ヲ納稅義務者ノ申告ニ對照シ事實ノ眞相ヲ得ルコトニ注意スルヲ要ス

第八條　政府ノ決定シタル所得金額ハ所得稅法第三十七條、第三十九條及第四十一條ノ結果ニ依ルノ外變更セサルモノトス但シ左ノ場合ニ該當スルトキハ其ノ誤謬ヲ訂正スルヲ妨ケス

一　決定シタル所得金額カ其ノ內譯金額ノ合計ト符合セサルトキ

二　同一ノ所得ヲ重複ニ計算シタルトキ

三　所得稅法第四條ノ四又ハ第四條ノ五ノ規定ニ依ル控除金額ノ算出ヲ誤リタルトキ

四　所得稅法第五條ニ該當スル所得ヲ算入シタルトキ

五　所得ヲ生スヘキ原因決定當時既ニ存在セサルコト明瞭ナルトキ

六　俸給、給料所得ノ如キ明確ナル所得ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ

七　會計檢查院ノ審理ニ依リ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ

第九條　所得稅法第四十條ノ申出アリタルトキハ其ノ年收入豫算年額ニ依リテ算出シタル所得ノ合計金額ニ對比シ四分ノ一以上ノ減損アリタルコトヲ確認シタル上所得金額改算更訂ノ手續ヲ爲スモノトス

第三目　重要物產製造業の所得稅免除

重要物產製造業の發達を圖るが爲め、勅令を以て指定する重要物產の製造業を營む者に對し、命令の定むる所に依り開業の年及其の翌年より三年間所得稅を免除する制度の新設は、今次の所得稅法改正の一特徵を爲すものにして、改正法律第五條ノ二に於て右に關する規定を設くる所ありしが、右の規定に基き大正二年五月勅令第六十九號を以て左の如く公布し、以て所得稅を免除すべき製造業を指定し、且免稅に關する手續を定めたり。

勅令第六十九號（大正二年五月二日）

第一條　左ニ揭クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第五條ノ二ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一　金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二　鐵ノ條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）

三　銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四　汽鑵、原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五　燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六　製紙用パルプ

七　板硝子

八　コンデンスドミルク

九　絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第二條　前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ繼續ト認ムヘキ事實アル者ニ付テハ前ノ製造業者カ所得稅ノ免除期間內ニ在ルトキハ其ノ免除期間ヲ繼承シ免除期間內ニ在ラサルトキハ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第三條　第一條ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ所得稅法第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ所得ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第一條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ第一條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第四條　前條ノ申請アリタルトキハ其ノ免除スヘキ所得ヲ調査シテ申請者ノ所得ヨリ之ヲ控除シ所得稅法第三十五條ノ通知ヲ爲ストキ其ノ金額ヲ附記スヘシ但シ控除ノ結果納稅義務ナキニ至リタルトキハ單ニ其ノ旨通知スヘシ

第五條　第三條ノ申請ヲ爲シタル者ハ收稅官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ帳簿物件ノ檢査ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前開始シタル第一條ノ製造業ニ付テハ本令ヲ適用セス

第五款　歐洲戰時の所得稅

大正三年七月歐洲戰亂勃發するや、我國を始め多數の諸國は相尋いで之に參加し、同七年十一月休戰條約の成立に至る迄前後約四箇年半に亙り、世界を擧げて戰亂の巷と化せしが、帝國政府は右世界大戰の經驗に徵し、且國際的情勢に鑑み、國防の充實を圖りて國家自衞の保障を全うすることを以て刻下の急務なりと認め、大正七年度豫算を編成するに當り、右目的の爲め將來に向つて恒久的財源を求むる爲め租稅收入增加の計畫を樹て、各種稅法改正案を大正七年一月第四十回帝國議會に提出し

たり。而して所得稅に就ては政府は酒稅と共に最も負擔增加の餘地あるものと認めて、各種稅率に亙りて增徵を行ひ、之に依り平年度に於て約一千萬圓の增收を得んことを期せしが、之と同時に社會の趨勢に鑑み小所得者の負擔の輕減を圖る目的を以て各種の改正を行ふことと爲したり。今政府が帝國議會に提出したる所得稅法改正案の概要を揭ぐれば左の如し。

（一）第一種法人所得甲（合名及合資會社）乙（株式及株式合資會社）共に、其の稅率を約二割增率すること。

（二）第二種公債及社債利子の稅率中、公債利子の稅率は之を据置き、社債利子の稅率に對し五割の增率を行ふこと。

公債利子の稅率を增加せざりしは（イ）政府は一面に於て地方團體に對し低利資金を融通し、地方事業の開發を圖りつつあるに拘らず、今等しく地方事業の資金たるべき地方債の稅率を引上ぐるときは、資金の調達困難となり、低利資金融通の方針と矛盾すること（ロ）等しく公債なるに國債の利子には所得稅を免除し、地方債の利子のみ課稅するは既に不權衡の感あるに、此上更に其の稅率を增加するときは一層不權衡の程度を大ならしむること等の理由に因り、又社債利子の稅率を五割增加したるは、社債の利廻は株式の利廻に比し其の割合低廉なるを以て、第一種又は第三種の所得に比し低率を課するは理論上當然なるべしと雖も、現行稅率は餘りに低きに過ぐるものと認めて、其の增徵率を他の所得に比して高からしめしものとす。

（三）第三種個人所得に就ては、現行稅率は大體に於て各所得階級間に權衡を得たるものと認め、各稅率に對し一齊に約二割を增加すること。但し別に以下兩項に於て述ぶるが如き改正を行ふことと爲せし結果、實際上の增徵は約一割三分に止まるものとす。

（四）小所得者の負擔の輕減を圖る趣旨を以て、第三種所得に對する免稅點四百圓を五百圓に引上ぐること。

（五）前項と同一の趣旨を以て、所得金高千圓以下の者の特別控除金額を增加し、七百圓以下に對しては百五十圓（現行百圓）を、千圓以下に對しては百圓（現行五十圓）を控除すること。

（六）從來累進稅率の最高階級は法人（第一種甲）二十萬圓、個人（第三種）十萬圓なりしを改め、前者を三十萬圓、後者を二十萬圓に引上ぐること。

（七）從來所得稅法施行規則中に於て、山林を讓渡したる場合の立竹木の所得は之を山林伐採の所得と見做すの規定を存せしが、右規定は從來法律の規定と牴觸するの嫌ありしを以て、此際之を稅法中に規定するを適當と認め、所得稅法第四條ノ三第三號中に之を追加することとせしこと。

（八）第三種所得稅の第二期以後の納期を各月末と改むること。

現行十五日限を月末と改めしは（イ）月の中途を以て納期とするは一般の取引觀念と相異すること（ロ）納稅者の金融關係上不便なるを以て稅金の滯納多きこと（ハ）現行納期は大正二年に於て從來の月末を改められしものなるも、現時の財政狀態に於ては當時改正を必要とせし如き理由は消滅せしこと等に因るものなり。

今改正案に於ける各種稅率を現行稅率と比較對照すれば左の如し。

種別	現行稅率	改正稅率	種別	現行稅率	改正稅率
第一種甲 五千圓以下	千分の四〇	千分の四五	五千圓超 一萬圓超	千分の五〇 同六〇	千分の五五 同六五

第二種	第一種	第三種	合計
千圓以下	千圓以下	千圓以下	千圓以下
千分の二五	千分の六二・五	千分の七五	千分の七五
二〇	一三〇	一七五	二二〇
同	同	同	同
千分の二五	千分の六二・五	千分の七五	千分の七五
三〇	一三〇	一七五	二二〇
二十萬圓超	二十萬圓超	二十萬圓超	二十萬圓超
千分の七〇	千分の八〇	千分の八五	千分の三五
一〇〇	一二〇	一四〇	一二〇
同	同	同	同
千分の七〇	千分の八〇	千分の八五	千分の四〇
一〇〇	一二〇	一四〇	一二〇
一萬五千圓超	一萬五千圓超	一萬五千圓超	一萬五千圓超
千分の八〇	千分の九〇	千分の一〇〇	千分の四五
一〇〇	一二〇	一四〇	一二〇
同	同	同	同
千分の八〇	千分の九〇	千分の一〇〇	千分の四五
一〇〇	一二〇	一四〇	一二〇
二萬五千圓超	二萬五千圓超	二萬五千圓超	二萬五千圓超
千分の一〇〇	千分の一二〇	千分の一四〇	千分の五五
一二〇	一五〇	一七〇	二七〇
同	同	同	同
千分の一〇〇	千分の一二〇	千分の一四〇	千分の五五
一二〇	一五〇	一七〇	二七〇
三萬圓超	三萬圓超	三萬圓超	三萬圓超
千分の一二〇	千分の一五〇	千分の一七〇	千分の七〇
一四〇	一八〇	二一〇	二八〇
同	同	同	同
千分の一二〇	千分の一五〇	千分の一七〇	千分の七〇
一四〇	一八〇	二一〇	二八〇

次に改正案に依る所得稅額を現行稅額と比較對照して、其の增收見込額を示せば左の如し。

種別	現行稅額	改正稅額	現行に對する增 稅額	現行に對する增 割合
第一種 甲	三、七九一、〇八五円	四、五六七、九一一円	七七六、八二六円	二・〇四
第一種 乙	二二、七九一、四八四	二七、三四九、七六一	四、五八六、二七七	二・〇〇
第一種 計	二六、五八二、五六九	三一、九一七、六七二	五、三三五、一〇三	二・〇〇
第二種 公債利子	二〇四、七三三	二〇四、七三三	—	—
第二種 社債利子	四四〇、一〇二	六六〇、一五二	二二〇、〇五〇	五・〇〇

合計	現行稅額	改正稅額	增收見込額	割合
第一種	三、七九一、〇八五円	四、五六七、九一一円	七七六、八二六円	二・〇四
第二種	四四〇、一〇二	六六〇、一五二	二二〇、〇五〇	五・〇〇
第三種	二六、五八二、五六九	三一、九一七、六七二	五、三三五、一〇三	二・〇〇
合計	二、六七六、二〇九	三、四五九、四四一	七八二、八三五	二・〇四

（備考）一、本表は大正七年度分徵收額の基礎に依り平年分を調査したるものとす。
二、大正七年度分收入見込額は
第一種　二九、二四三、三一九圓
第二種　八六四、八八五圓
第三種　三六、三五三、八九一圓
合計　六六四、六二〇、九五四圓
にして現行稅額に比し七、二七九、五九四圓の增收となるの計算なり。

衆議院は右所得稅改正案に就き審議を遂げたる末、山林讓渡に因る立竹木の所得を山林伐採の所得と見做すの規定を法律中に追加するの件は、納稅者の便益上之を否認するを適當と認めて、改正法律案中より右に關する條項を削除し其の他の點は總て原案の通可決し、政府亦右修正に同意せしを以て、玆に兩院の協贊を經たる所得稅法中改正法律は修正の通之を可決し、政府亦右修正に同意せしを以て、玆に兩院の協贊を經たる所得稅法中改正法律は大正七年三月法律第五號を以て左の如く公布せられたり。

法律第五號（大正七年三月二十三日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得

第二章　直接稅　第二節　所得稅

甲　合名會社、合資會社　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

五千圓以下ノ金額	千分ノ四十五
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十五
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十五
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百六十
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十五

乙　株式會社、株式合資會社、其ノ他ノ法人

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債ノ利子　千分ノ二十、社債ノ利子　千分ノ三十

第三種　前二種ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

千圓以下ノ金額	千分ノ三十
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十五
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百九十五
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十五
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百

第四條ノ五中「百圓」ヲ「百五十圓」ニ「五十圓」ヲ「百圓」ニ改メ「五百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ」ヲ削ル

第六條中「四百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム

第四十二條中「其ノ年十一月一日ヨリ十五日限」ヲ「其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ニ「翌年一月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年一月一日ヨリ三十一日限」ニ「翌年三月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年三月一日ヨリ三十一日限」ニ改ム

第五十條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ大正七年ニ於ケル沖繩縣ノ調査委員、補闕員及調査委員選擧人ノ選擧ニ關シ第十四條及第十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ前年所得稅ヲ納メタル者ト看做シ第二十四條ノ任期ハ大正七年ニ於テ選擧シタル沖繩縣ノ調査委員及補闕員ニ限リ三年トス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正七年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

尙同年九月二十一日に至り大藏大臣は所得稅法施行上取扱方に關する內訓中第一條ノ二を左の如く改正し、保險會社の利益金又は剩餘金算出の場合に於て、配當金又は配當準備金は之を全額控除のことに改めたり。

明治三十二年四月內訓所得稅法施行上取扱方中左ノ通改正ス

第一條ノ二　保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ヲ算出スル場合ニ於テ保險契約ノ配當金又ハ配當準備金ハ之ヲ控除スルモノトス但シ配當準備金ニ付テハ保險約款ノ定ムル處ニ依リ會社カ保險契約者ニ對シ確定的義務ニ基クモノト認ムルモノニ限リ之ヲ控除スルモノトス

第六款　歐洲戰後の所得稅

第一項　所得稅制度の改革

第一目　所得稅法の改定及所得稅法の施行に關する法律の制定

第一　第一次提案

大正七年十一月歐洲大戰の休戰條約成立し、世界の平和は玆に漸く恢復せられしが、戰後に於ける國際的情勢の變化に應ずるが爲め、我國に於て當に行はざるべからざる緊要の施設は甚だ尠からず就中國防の充實は戰後列國の形勢に鑑み、國際平和の維持上一日も之を緩にする能はざる事情ありしを以て、政府は大正九年度豫算の編成に當り、今後十數年度に亙る新規國防充實計畫を樹てて之が豫算を計上したり。而して斯くの如き恒久的國防計畫の實行の爲には、新に之に對する確定的財源を必要とするに至りしは固より當然なるが、政府は右財源は之を租稅收入に求むるの外なきものと認め、卽ち各種租稅中普遍的にして且最も屈伸力に富む所得稅、竝に尙負擔の餘地ありと認めらるる酒稅の兩者に對して增徵を行ひ、之に依りて必要の財源を得んことを期したり。然れども飜て考ふるときは、從來の所得稅法は其の課稅組織に於て幾多の不備を存し、到底課稅の公平、負擔の權衡其の完きを得たるものと稱するを得ざるものあり。故に此の不完全なる課稅組織の下に單に稅率のみを增加するときは、從來の不公平をして一層甚しからしむるの虞あるを以て、若し之が增徵を圖らんとせば必ずや其の課稅組織を改正するの必要あり。加之戰後に於ける社會思想の歸趨に鑑みるときは、租稅立法に就ても亦大に社會政策を加味するの必要ありしを以て、政府は此等の事情を考慮して、所得稅制度の一大革新を行ふと同時に增稅の目的を達せんことを圖り、玆に所得稅法の全文に亙りて改正を行ふことと爲したり。斯くて政府は大正九年一月第四十二回帝國議會に於て酒稅增徵

に關する法律案と共に、所得稅法改正法律案を提出したり。今其の改正條項中主要なるものを概說すれば左の如し。

（一）法人より受くる配當金及賞與金等は總て之を個人に綜合して課稅すること。

之れ改正案の大眼目とする所にして、現行法に於ては、法人の利益は之を其の法人の所得として第一種の所得稅を課し、合名會社・合資會社及株主二十人以下の株式會社に對しては超過累進稅率を適用せるも、其の稅率は個人よりも低く、一般の株式會社に對しては單に百分の七・五の比例稅を課するに止まり、其の利益の分配を受くる各個人に付ては何等の課稅を爲さざるものなるも、法人事業の發達に伴ひ、株式の配當等各個人が法人より受くる所得は漸增し、今や國民所得の重大なる部分を占むるに至りしに拘らず、之に對して比較的低率なる源泉課稅を爲すに止むるときは、個人の收得する他の第三種所得に付き超過累進稅率に依る課稅を爲すも、其の目的の一半を沒却し、著しく不公平なる結果を生ずるのみならず、等しく法人より利益の配當を受くるものと雖も、其の實際の擔稅力には大に差等あるに拘らず、大株主に對しても小株主に對しても、源泉課稅に依りて同一率の負擔を爲さしむることは、到底之に依り大所得者と小所得者間の負擔の權衡を得せしむる所以に非ず。延ては單に所得稅負擔の輕減を圖らんが爲に個人事業を法人組織に改め、以て所謂合法的脫稅を企つるものすら續出するに至り、遂に課稅の公平を庶幾するに由なきこと事實上明白となれり。故に本改正案に於ては此の不備缺點を是正せんが爲め法人より受くる利益及賞與等は、總て之を受くる各個人に付き、前年四月一日より其の年三月末日に至る期間に收入し又は收入すべかりし金額を調査し、之を第三種の所得として、其の他の所得と綜合合算し、其の總額に相應する稅率を適用することと爲したり。此の改正の結果、法人より受くる利益配當と其の他の所得とを合して巨額の所得を有するものは、累進稅率に依りて比較的重き負擔を爲すべく、之に反して其の所得の少額なる者は比較的輕き負擔を課せらるることとなり、所謂社會政策の精神に適ふのみならず、茲に初めて所得稅課稅の公平と負擔の權衡とを得べきものとす。

（二）第一種所得に關する改正

右の如く各個人が法人より受くる配當等に對し綜合課稅を爲すに伴ひ、法人に對する所得稅の課稅も亦當然改正するの要あるを以て、左記の如く第一種所得を四種に分ちて課稅することと爲したり。尙法人所得の計算に就ては、現行法は其の所得中に包含せらるる第二種所得又は他の課稅法人より受けたる配當金を除算するも、改正案に於ては苟も損益計算上法人の純益たるものは、其の既に源泉に於て又は他の法人に於て課稅せられたると否とを問はず、全部之に課稅することと爲したり。卽ち法人の利益中に含まるる公債・社債又は銀行定期預金の利子若くは他の課稅法人又は免稅法人より受けたる配當金と雖も、之を控除することなく包括課稅することとせり。

（甲）法人の超過所得

法人の各事業年度に於ける所得金額が、同年度の資本金額卽ち拂込株式金額・出資金額、相互保險會社にありては基金及積立金額の合計額に對して、年八分の割合を超ゆるときは、其の超過額を第一種甲法人の超過所得とし、其の超過部分に對して遞次に左の超過累進稅率を課す。

所得金額中資本金額に對し年八分を超え一割以下の金額　百分の一
同上年一割を超え二割以下の金額　百分の三
同上年二割を超え三割以下の金額　百分の六
同上年三割を超ゆる金額　百分の十

之れ法人は法律上獨立の人格者たるのみならず、其の企業所得は畢竟するに、資本合同の組織に因る法人特殊の有利なる地位に基き獲得するものなるを以て、其の資本金額に對し普通の利廻以上の所得を有するときは、之に相當の負擔を課するを當然と認めしに因るものなり。

尙第三種所得中法人の配當金は前年の實蹟に依り課稅するものなるが故に、本改正案施行以前に終了せる事業年度分の配當金は、既に法人に於て課稅せられしものなるを以て、改正案に於ては重複課稅を避けんが爲め、之を受けたる個人に對しては之を綜合して課稅せざることと爲せしが、斯くては大正九及十年度に於て著しく歲入の缺陷を生ずべきを以て、之が補塡の爲め、本改正案施行後一年間、卽ち大正九年四月一日より大正十年三月末日迄の間に終了する事業年度分に限り、尙右超過所得稅の十五割を增徵することと爲したり。

(乙)　法人の留保所得

法人の各事業年度の所得中、配當其の他の處分を爲さず社內に留保したる金額、卽ち各種積立金及後期繰越金を以て第一種乙法人の留保所得とし、之に對しては左記の累進稅率を課す。

(イ)　社內留保額が拂込資本金額以下なるときは　百分の七·五

(ロ)　同上金額が拂込資本金額を超過するときは其の超過部分に對し　百分の十五

(ハ)　前號の場合と雖も其の留保所得中、其の事業年度分の所得總額の二十分の一以下の金額に付ては　百分の七·五

法人の留保所得に所得稅を課する理由は、留保所得も亦法人の所得にして、相當の擔稅力ありと認むべきのみならず、改正案に於ては其の所得を留保せずして配當したる場合に於ては、其の配當に對して法人に於て源泉課稅を爲すの外、更に之を受くる各個人に於て第三種の所得として綜合課稅すべきを以て、之との權衡上其の無制限なる留保を看過すべきに非ず。若し之に何等の課稅を爲さざるときは、恐らくは留保專門の脫稅會社頻出して、配當金綜合課稅の目的を達することを得ざるに至るべきを以てなり。從て其の留保所得の累積たる積立金を減少して、配當又は缺損塡補の資源に充當したるときは、其の減少額を塡補するに至る迄、其の後の各事業年度の留保所得に就ては所得稅を課せざることとし、以て重複課稅の弊を避くることとしたり。

(丙)　法人の清算所得

法人が解散したるとき、其の清算に因る殘餘財產の價額が、解散當時に於ける當該法人の純資產金額卽ち拂込株式金額·出資金額積立金額及其の事業年度分の留保所得の合計額を超過するときは、其の超過額は清算期間中に生じたる所得に相當するものなるを以て、之を清算所得と爲して法人に對し定率百分の七·五の稅率を課す。會社合併の場合に於て被合併會社の株主又は社員が、合併後に於ける新設會社又は存續會社より受くる株式の拂込金額·出資金額·又は金錢の合計額が、被合併會社の合併當時に於ける純資產金額卽ち拂込株式金額·出資金額·積

立金額及其の事業年度分の留保所得の合計額を超過するときに於ても、解散の場合と同じく其の超過金額を清算所得と看做し、之に百分の七・五の稅率を課す。

（丁）內地に於ける外國法人の支店又は出張所の所得に就ては、其の內地に於ける資產又は營業より生じたる所得金額に對してのみ百分の七・五の定率を課す。但し其の所得が資本金額の八分を超ゆる場合に於ては、別に超過所得稅を課せらるべきことは勿論なりとす。

（三）第二種所得に關する改正

第二種所得は之を甲乙の二種に分ち左の如く課稅することとしたり。

（甲）公債・社債及銀行定期預金の利子

公債及社債の利子に對しては現行法の通夫々百分の二又は三の稅率を課すると同時に、新に銀行の定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子に對して、百分の三の稅率を課することとしたり。蓋し銀行の定期預金及之と同樣の性質を有する銀行預金の利子は現行法に於ては第三種の所得として課稅すべき規定なるも、從來所得者は動もすれば其の申告を怠り、銀行業者等は又各人預金の內容を開示するを好まざる事情あるに依り、其の課稅多くは脫漏し、課稅上權衡を失すること大なるものあるを以て、改正案に於ては調査及徵稅の便宜上、之を第二種の所得として源泉課稅を爲すこととし改めたり。

（乙）內地法人より外國居住の株主又は社員に支拂ふ配當及賞與

此等の所得は其の受領者に對して綜合課稅を爲すこと不可能なるを以て、之を第二種所得として百分の七・五の源泉課稅を爲すこととしたり。

（四）第三種所得に關する改正

（イ）個人の外國に於ける所得の課稅

現行法に於ては法人の所得に就ては、其の發生地の內外を問はず全部之に課稅するも、個人の所得中外國に於て取得する所得に就ては之を課稅外に置き、兩者の間統一を缺くの嫌を存せしが、改正案に於ては改正の根本主義たる綜合課稅の目的上、個人の外國より生ずる所得と雖も之を除外すべき理由なきを以て、總て之を綜合合算して課稅することと爲したり。

（ロ）山林所得に關する課稅

現行法に於ては山林所得の計算に就き、山林伐採の所得に對して課稅すべきものと規定するが故に、立木の儘賣却したるものに對しては、假令如何に多額の所得あるも課稅すべきものに非すとする數次の行政裁判所判例を生ずるに至り、彼此甚しき不權衡を來せしを以て、改正案に於ては之を改め、山林の所得は立木の儘賣却せると之を伐採せると問はず、總て前年の實蹟に依り計算課稅することと爲したり。右條項は大正七年に於ける改正に際しても、政府提出案中に包含せしも、衆議院に於て削除せられしものなり。但し山林の所得は其の性質上、多くの場合に於て長期間を經て生ずる特殊の所得なるを以て、之を他の所得に合算して超過累進稅率を適用するは、聊か不穩當の嫌あるに因り、改正案に於ては山林の所得と其の他の所得とを區分し、各別に稅率を適用すべきものと爲し、唯納稅資格の有無及勤勞所得に對する控除又は少額所得者に對する家族扶養費の控除を爲す場合に於ては、山林の所得と其の他の所得とを合算したる總所得額に依りて之を決定するものとせり。

（ハ）勤勞所得に對する控除

現行法に於ては俸給・給料・手當・歲費等所謂勤勞所得に對しては、其の收入豫算年額の一割を控除したるものを以て第三種の所得と爲せしも、改正案に於ては尙其の範圍を擴張し、勤勞所得の性質を有する賞與の外、尙之に準ずべき年金・恩給及退隱料を之に加ふると同時に、所得總額六千圓以下の所得に就ては其の中勤勞所得の二割、六千圓以上一萬二千圓以下には一割を控除し、總所得一萬二千圓を超ゆる大所得に就ては控除の必要なきものと認めて之を行はざることと爲したり。

（ニ）少額所得者に對する家族扶養費の控除

幼者・老者又は不具癈疾者の多少は之を扶養する納稅者の負擔力に著しき影響あるは勿論なるを以て、改正案に於ては所得金額三千圓以下の所得者に對しては、其の申請に依り特別控除を行ふことと爲し、卽ち其の年四月一日現在の同居の戶主又は家族中、年齡十八歲未滿若くは六十歲以上の者又は不具癈疾者あるときは、所得金額一千圓以下の場合には一人に付百圓、同二千圓以下の場合には一人に付七十圓、同三千圓以下の場合には一人に付五十圓を控除することとしたり。

（ホ）課稅最低限の引上

現行法に於ける第三種所得の課稅最低限は大正七年に於て四百圓を五百圓に引上げしものなるも、改正案に於ては更に百圓を增加して六百圓と爲し、戰前に比して五割を增加することとしたり。尙改正案に於ては課稅最低限算定の方法を改め、前記勤勞所得者及少額所得者に對する特別控除の結果其の所得金額が六百圓に滿たざるときは、納稅義務なきものと爲したるを以て、實際上千圓以下の勤勞所得者の如きは、大體免稅せらるることとなれり。

（ヘ）稅率の改正

現行第三種所得稅率は、最低百分の三より最高百分の三十に至る超過累進率とし、所得金額二十萬圓を超ゆる金額に對しては總て右最高率を適用するものなるが、近時一般に個人所得增加し、且改正案に於ては配當及賞與金を綜合して個人に課稅するの主義を採用せるが故に、二十萬圓を超ゆる金額に對し直に最高率を適用するは苛酷に失するのみならず、二十萬圓を超え數百萬圓に上る金額に比し權衡を失するを以て、此の百分の三十の稅率は所得金額百萬圓を超ゆる金額に對し適用すると共に、更に二百萬圓を超ゆる金額に對しては其の額に應じ最高百分の五十迄累進せしむることと爲し、他方少額所得者に對しては本改正案の趣旨に鑑み其の稅率を大に輕減したり。卽ち之を現行稅率と比較對照すれば左の如し。

所得金額	改正稅率	現行稅率	所得金額	改正稅率	現行稅率
八百圓以下	百分の一・〇	百分の三・〇	五千圓超	百分の九・〇	百分の八・五
八百圓超	同一・五	同三・〇	七千圓超	同一一・〇	同一〇・五
千圓超	同二・〇	同四・〇	一萬圓超	同一三・〇	同一二・五
千五百圓超	同三・〇	同四・〇	一萬五千圓超	同一五・〇	同一四・五
二千圓超	同五・〇	同五・五	二萬圓超	同一七・〇	同一七・〇
三千圓超	同七・〇	同七・〇	三萬圓超	同一九・〇	同一九・五

五萬圓超	百分の二一・〇	百分の二二・〇	三百萬圓超	百分の三六・〇	百分の三〇・〇
七萬圓超	同　二一・〇	同　二四・五	四百萬圓超	同　三九・〇	同　三〇・〇
十萬圓超	同　二三・〇	同　二七・〇	五百萬圓超	同　四二・〇	同　三〇・〇
二十萬圓超	同　二五・〇	同　三〇・〇	六百萬圓超	同　四五・〇	同　三〇・〇
五十萬圓超	同　二七・〇	同　三〇・〇	七百萬圓超	同　四八・〇	同　三〇・〇
百萬圓超	同　三〇・〇	同　三〇・〇	八百萬圓超	同　五〇・〇	同　三〇・〇
二百萬圓超	同　三三・〇	同　三〇・〇			

（ト）所得調査委員會及審査委員會に關する改正

現行法に於ける調査委員の選擧は複選の方法に依るものなるも、改正案に於ては納稅義務者中の選擧資格あるものが直接に調査委員を選擧する方法を採り、且投票は制限連記記名投票なりしを單記無記名投票に改めたり。又從來調査委員中より選擧する審査委員の定數は、審査委員會を置くべき區域の大小に拘らず四人と定められしも、改正案に於ては之を改め各府縣毎に一人、北海道は四人と爲したり。更に又現行法に於ては審査委員は調査委員の改選ある毎に改選するの規定なる爲め、一地方に於て調査委員一人の改選ありし場合に於ても、審査委員全部の改選を爲さざるべからざるが如き不便あるを以て、改正案に於ては、審査委員會の區域に異動ありし場合、若くは一般的に調査委員の改選ありし場合の外、審査委員の改選は之を行はざることと爲したり。

（五）所得の申告又は調査・審査に關する規定の新設又は改正

（イ）第一種又は第三種所得稅の納稅義務者に對し、其の所得を政府に申告すべき義務を課し、右申告を爲さざるとき又は政府に於て不相當と認むる申告を爲したるときは、政府に於て期間を定めて申告又は訂正の催告を爲すことを得しめ、右催告を受くるも尙期間內に申告又は訂正を爲さざるときは、稅務署長又は其の代理官をして其の所得に關する帳簿物件の檢査を爲して所得金額を決定し、且徵稅金の差額の五割に相當する金額を徵收することを得しむる規定を設け、而して右帳簿物件の檢査を拒み又は妨げたる者に對しては罰金刑を課することと爲したり。

（ロ）所得の調査又は審査の事務に從事したる者が、其の調査又は審査に關し知得したる祕密を故なく漏洩したる場合の處罰は、現行法に於ては三十圓以下の罰金を課するに止まりしが、改正案に於ては之を嚴重にし、六月以下の懲役又は百圓以下の罰金を課することに改めたり。

今以上改正案に依る平年度の所得稅收入見込額を現行稅額と比較對照して、其の增減を示せば左の如し。

種別	現行稅額	改正稅額	現行稅額に對する增
	円	円	円
第一種　甲	七、四六五、五七七	五〇、七四一、三一八	
第一種　乙	七一、五九五、八七四	四二、三八六、二七五	
第一種　丙	—	八二八、四六二	—
第一種　丁	—	七八四、八六四	—
第一種　合計	七九、〇六一、四五一	九四、七四〇、九一九	增　一五、六七九、四六八
第一種　甲　公債利子	五〇四、九一五	五〇四、九一五	—
第一種　甲　社債利子	六九二、五八九	六九二、五八九	—

第二種	銀行定期預金利子計	一、一九七、五〇四円	五、九三六、三〇四円	增 五、九三六、三〇四円
乙		一、一九七、五〇四	七、一三三、八〇八	增 五、九三六、三〇四
合計		—	八三、四〇四	增 八三、四〇四
第三種		一、一九七、五〇四	七、二一七、二一二	增 六、〇一九、七〇八
總計		七九、三九一、六七九	一三五、八一一、三五一	增 五六、四一九、六七二
		一五九、六五〇、六三四	二三七、七六九、四八二	增 七八、一一八、八四八

（備考）大正九年度分收入見込額は左の如し。但し第一種所得稅現行法に依る分は、大正八年度に事業年度の終了せるものにして決定の翌年度に涉るもの、約二割あるものとして計算せるものとす。

第一種	現行法に依る分	一五、八一二、二九〇円
	改正法に依る分	一三六、六八二、三一六
第二種		七、二一七、二一二
第三種		五二、〇〇〇、五二三
合計		二一一、七一二、三四一
現行稅額		一五九、六五〇、六三四
差引增收額		五二、〇六一、七〇七

而して右の如き所得稅法の改正に關聯して、政府は所得稅に就き內地と外地との間に於ける課稅の重複又は脫漏を避くる爲め、新に單行法を設けて之が調節を圖ることと爲し、所得稅法改正案と同時に所得稅法の施行に關する法律案を議會に提出したり。今其の要綱を揭ぐれば左の如し。

（一）朝鮮・臺灣及樺太に於ては從來所得稅法の一部を施行し來りしも、稅法の改正に伴ひ此等の地方及關東州に對しては、新に特別の法令を以て夫々所得稅令を制定施行することと爲し、所得稅法は此等の地方に於ては之を施行せざることと爲すこと。

（二）前記所得稅法を施行せざる諸外地及關東州と、內地との間に於ける課稅の重複を防ぐ爲め、左の如き規定を設くること。

（イ）前記所得稅法不施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に對しては、第一種丁及第二種乙の所得稅を課せざること。

（ロ）關東州に住所又は一年以上居所を有する個人に對しては、第二種乙及第三種所得稅を課せざること。

（ハ）內地に住所又は一年以上居所を有する個人が、關東州に於て支拂を受くる公債・社債・銀行定期預金の利子に就ては、所得稅を課せざること。

（ニ）前揭諸外地に於て所得稅を免除する重要物產の製造業又は製鐵業より生ずる所得には、所得稅を課せざること。

以上の諸法律案が衆議院に提出せらるるや、其の中所得稅法改正案に對しては政黨各派の意見對立し、贊否の議論沸騰したり。卽ち憲政會所屬の議員は、我國租稅制度の中樞を爲す所得稅の改正は之が國民負擔に及ぼす影響竝に經濟社會に與ふる效果を考へ、最も愼重に行はざるべからざるを以て、今後一年間國民多數と共に之が利害を研究の上、次期議會に於て之を審議決定するを適當と爲し此の意味に於て本改正案に反對し、之に反し立憲政友會及國民黨所屬の議員は、改正案の趣旨は大體に於て之に贊成なりと雖も、部分的に不備の點ありと爲し、更に之に對する修正案を夫々提出せしが結局立憲政友會の修正說多數の贊成を得て成立し、所得稅法改正法律案は修正の上、又所得稅法の施行に關する法律案は原案の儘、何れも可決せられたり。今右修正の主なる點を述ぶれば左の如し。

（一）原案に於ては法人所得の計算に當り、其の總益金中に第二種の所得あるときは、其の所得稅を課せられたると否とを問はず之を控除せざる旨の規定を存せしも、修正案に於ては之を削除したり。其の結果國債の利子に就ては、法文中何等特別の規定なきも、明治四十二年法律第七號（國債の利子に所得稅を課せざるの件）の效果として、法人の利益中に國債の利子を包含せるときは、其の所得の計算に當りては當然控除せらるることとなりたり。

（二）原案に於ては法人の配當金は其の全額を個人の所得に綜合計算することと爲せしも、修正案に於ては配當金の二割を控除して所得を計算することと改めたり。其の理由とする所は蓋し從來の源泉課稅を一擧にして綜合課稅に改むるときは、納稅者の負擔急激に增加し、延ては資本家をして株式の投資を躊躇せしむるの結果となり、自然產業の發達を阻害するの處あるを以て其の負擔の急激なる變化を緩和するの必要あり。且法人より利益の配當を取得する爲には之に必要なる經費を要すべしと雖も、個々に之を調査の上控除することは到底不可能なるを以て間接且一般的に之を控除するの必要ありと爲せしものなり。

（三）原案に於ては第三種所得の稅率が、五千圓以上二萬圓以下の所得に對しては、現行に比し幾分增率せらるることとなれるも、右は中產階級の負擔を增加するの結果となるを以て、修正案に於ては右五千圓乃至二萬圓の部分竝に其の前後の部分に對し、若干稅率の輕減を加ふると共に、第三種所得の最高稅率が、原案に於ては百分の五十となれるを、百分の四十と修正したり。卽ち之を對照すれば左の如し。

所得金額	原案	修正案	所得金額	原案	修正案
八百圓以下	百分の一・〇	百分の一・〇	七萬圓超	百分の二一・〇	百分の二一・〇
八百圓超	同一・五	同一・五	十萬圓超	同二三・〇	同二三・〇
千圓超	同二・〇	同二・〇	二十萬圓超	同二五・〇	同二五・〇
千五百圓超	同三・〇	同三・〇	五十萬圓超	同二七・〇	同二七・〇
二千圓超	同五・〇	同四・〇	百萬圓超	同三〇・〇	同三〇・〇
三千圓超	同七・〇	同五・〇	二百萬圓超	同三三・〇	同三三・〇
五千圓超	同九・〇	同七・〇	三百萬圓超	同三六・〇	同三六・〇
七千圓超	同一一・〇	同九・〇	四百萬圓超	同三九・〇	同三九・〇
一萬圓超	同一三・〇	同一一・〇	五百萬圓超	同四二・〇	同四〇・〇
一萬五千圓超	同一五・〇	同一三・〇	六百萬圓超	同四五・〇	同四〇・〇
二萬圓超	同一七・〇	同一五・〇	七百萬圓超	同四八・〇	同四〇・〇
三萬圓超	同一九・〇	同一七・〇	八百萬圓超	同五〇・〇	同四〇・〇
五萬圓超	同二一・〇	同一九・〇			

（四）修正案に於ては第一種甲法人の超過所得に對する稅率を左の如く增加し、以て前各項の修正に因る歲入減少の補塡を圖りたり。

所得金額中資本金額に對し年八分を超え一割以下の金額　百分の二（原案百分の一）

同上年一割を超え二割以下の金額　百分の四（原案百分の三）

同上年二割を超え三割以下の金額　百分の八（原案百分の六）

同上年三割を超ゆる金額　百分の十五（原案百分の十）

尙原案に於ては改正案實施後一年間に終了する事業年度分超過所得に限り、本稅の十五割を增徵することと爲せしも、修正案に於ては之を七割七分に減少したり。

（五）修正案に於ては更に第一種乙法人の留保所得に對する稅率を左の如く增加し、以て修正に因る歲入減少の補塡を圖ると同時に、富豪等が合法的の脫稅を圖る目的を以て財產保全會社を設立するを防止せんことを期したり。

社內保留額が拂込資本金額の半額以下なるとき　百分の七・五

同上金額が拂込資本金額の半分を超過するとき（超過部分に對し）　百分の十五（原案百分の七・五）

同上金額が拂込資本金額の全額を超過するとき（超過部分に對し）　百分の三十（原案百分の十五）

（六）原案に於ては、第一種又は第三種所得の不申告者又は不當申告者に對しては、申告又は再申告の催告を爲し、之に從はざる場合には其の所得に關する帳簿物件の檢査を爲し、之を拒み又は妨げたる者に對して制裁を加ふる等の規定を存せしも、修正案に於ては此等の規定を以て穩當を缺くものと認め、全部之を削除したり。

（七）原案に於ては、所得の調査又は審査に關し知得したる祕密を故なく漏洩したる者に對しては六月以下の懲役又は百圓以下の罰金を課することとせしも、修正案に於ては此の罰則を以て苛酷に過ぐるものと認め、體刑を廢止すると共に罰金最高額を五百圓に改めたり。

今右修正案に依る平年度の所得稅收入見込額を、原案に依る見込額と比較對照すれば左の如し。

（備考）大正九年度分收入見込額は左の如し。

種別	政府原案稅額	衆議院修正案稅額	政府原案との比較增減（△）
第一種 甲	五〇、七四一、三一八円	六八、二二三、〇一四円	一七、四八一、六九六円
第一種 乙	四二、三八六、二七五	五六、二四二、三七六	一三、八五六、一〇一
第一種 丙	八二八、四六二	七七三、八六一	△五四、六〇一
第一種 丁	七八四、八六四	七二二、〇七五	△六二、七八九
第一種 合計	九四、七四〇、九一九	一二五、九六一、三二六	三一、二二〇、四〇七
第二種 甲 公債利子	五〇四、九一五	五〇四、九一五	—
第二種 甲 社債利子	六九二、五八九	六九二、五八九	—
第二種 甲 銀行定期預金利子	五、九三六、三〇四	五、九三六、三〇四	—
第二種 甲 計	七、一三三、八〇八	七、一三三、八〇八	—
第二種 乙	八三、四〇四	八三、四〇四	—
第二種 合計	七、二一七、二一二	七、二一七、二一二	—
第三種	一三五、八一一、三五一	一〇四、七四七、〇一四	△三一、〇六四、三三七
總計	二三七、七六九、四八二	二三七、九二五、五五二	一五六、〇七〇

種別	政府原案稅額	衆議院修正案稅額	政府原案との比較增減（△）
第一種 現行法に依る分	一五、八一二、二九〇円	一五、八一二、二九〇円	—円
第一種 改正法に依る分	一三、六、六八二、三一六	一四二、七九四、四三六	六、一一二、一二〇
第二種	七、二一七、二一二	七、二一七、二一二	—
第三種	五二、〇〇〇、五二三	四五、八五四、七六七	△六、一四五、七五六
總計	二一一、七一二、三四一	二一一、六七八、七〇五	△三三、六三六

	現行稅額	差引增收額
	一五九、六五〇、六三四円	五二、〇六一、七〇七
	一五九、六五〇、六二四円	五二、〇二八、〇七一
	△ 一円	三三、六三六

卽ち右修正案に依る所得稅增收見込額は、平年度に於ては七千八百二十七萬四千九百十八圓、大正九年度に於ては五千二百二萬八千七十一圓にして、之を政府原案に依る增收額と比較するときは、平年度に於て十五萬六千七十圓を增加し、大正九年度に於て三萬三千六百三十六圓を減少するの計算なり。

政府は以上衆議院の修正を以て何れも相當の理由ありと認めて之に同意せしが、右修正案及所得稅法施行に關する法律案等が貴族院に回付せられ、同院に於て審議中、衆議院は解散を命せられしを以て、此等の法律案は遂に不成立に歸したり。

第二　第二次提案

所得稅法改正法律案は右の如くにして第四十二回帝國議會に於ては遂に不成立に終りしを以て政府は同年七月召集の第四十三回（特別）帝國議會に於て、再び所得稅法改正法律案及所得稅法施行に關する法律案を提出したり。右の中所得稅法改正法律案は、前議會に於ける衆議院の意向を尊重し殆ど總て其の修正案を踏襲せしものなりと雖も、唯其の施行期日を大正九年八月一日と改めしに伴ひ、法文に多少の變更を加へたり。又所得稅法施行に關する法律案は、前議會提出案の中より、關東州に住所又は一年以上居所を有する個人に對して第二種乙及第三種所得稅を課せざる規定、及內地に住所又は一年以上居所を有する個人が、關東州に於て支拂を受くる公債・社債・銀行定期預金の利子に就ては所得稅を課せざるの規定を削除し、且其の施行期日を所得稅法改正法律案と同樣大正九年八月一日に改めたり。而して右の如く所得稅法の改正を年度央より施行するの已むなきに至りし結果、其の九年度に於ける增收見込額は、前議會に於ける見込額に比して其の過半を減少し、二千百九十六萬七千九百四十二圓に止まることとなりしも、平年度に於ける增收見込額は、前議會に於ける修正案に依る見込額と同一となるものとす。然るに之より曩き前議會終了後に於て、歐洲戰後の好景氣の反動として恐慌襲來し、經濟界は極度の混亂に陷るに至り、第四十三議會開會の當時は前議會開會の當時に比して、經濟界の狀況正に一變せる際なりしを以て、右所得稅法改正案に對しては議會に於て再び異論沸騰したり。卽ち同法案が先づ衆議院に提出せらるるや、憲政會及國民黨其の他の政黨は、本法案は案其のものの內容甚だ不完全なるのみならず、地租・營業稅等と比較して其の稅率均衡を得ざるものありて、本案に對する審議は斯かる短期の特別議會に於て、充分に之を行ふことを得ず。加之現在の如く財界の狀態極度の混亂に陷れる際に在りて、斯くの如き重要なる租稅の大增徵を行ふは絕對に其の當を得たるものに非ず。故に此の際之が實行を今一箇年延期することと爲し、其の間に於て本改正案を曩に設置せられたる臨時財政經濟調査會に付議して、充分なる調査研究を遂げしめ、傍ら財界の安定を待ちて更めて、議會に提出するを可なりと爲し、此の意味に於て本案の否決を主張し、之が否決に伴ふ國防充實費財源の不足は、國庫剩餘金の支出に依りて補塡すべきことを唱へたり。然るに之に反し立憲政友會は、今日經濟界動亂の際に於て增稅を行ふは、決して時期を得たるものと稱するを得ざるは明かなりと雖も、他方國防の充實が刻下の急務なるを認むる以上は、之に對する確定的財源を供すべき本改正案は已むを得ず之を認めざるべからず。然れども現下經濟界の狀況に鑑みるときは、本改正案の根本主義と爲す綜合課稅主義は幾分之を緩和し、以て財界に對する

急激なる變化を避くるの必要ありと爲し、此の趣旨に基きて同會所屬議員は本案に對する修正案を提出したり。斯くて採決の結果右修正案は多數を以て可決せられ、政府亦之に對して同意を表したり。今衆議院に於ける修正の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）原案に於ては株式配當金は其の二割を控除したる殘額、卽ち配當金の八割を以て課稅所得とすることと爲せしが、修正案に於ては右控除割合を增加して三割とし、配當金の七割を以て課稅所得と計算することに改めたり。

（二）原案に於ては第三種の所得稅率は六百圓乃至八百圓の所得に對して百分の一を課し、順次累進して最高百分の四十に至りて止むるものと爲せしが、修正案に於ては大體に於て此の稅率を更に低下することと爲し、最低を百分の〇・五として、順次各級の稅率を適當に按排輕減し、最高を百分の三十六に止むることと爲したり。今之を原案と對照すれば左の如し。

所得金額	原案	修正案	所得金額	原案	修正案
八百圓以下	百分の一・〇	百分の一・五	一萬圓超	百分の一一・〇	百分の九・五
八百圓超	同一・五	同一・〇	一萬五千圓超	同一三・〇	同一一・〇
千圓超	同二・〇	同二・〇	二萬圓超	同一五・〇	同一三・〇
千五百圓超	同三・〇	同三・〇	三萬圓超	同一七・〇	同一五・〇
二千圓超	同四・〇	同四・〇	五萬圓超	同一九・〇	同一七・〇
三千圓超	同五・〇	同五・〇	七萬圓超	同二一・〇	同一九・〇
五千圓超	同七・〇	同六・五	十萬圓超	同二三・〇	同二一・〇
七千圓超	同九・〇	同八・〇	二十萬圓超	同二五・〇	同二三・〇
五十萬圓超	同二七・〇	同二五・〇	三百萬圓超	同三六・〇	同三三・〇
百萬圓超	同三〇・〇	同二七・〇	四百萬圓超	同三九・〇	同三六・〇
二百萬圓超	同三三・〇	同三〇・〇	五百萬圓超	同四〇・〇	同三六・〇

（三）原案に於ては法人の所得中利益の配當として株主に支拂ふ金額は、超過所得ある場合を除くの外、法人所得としては之に課稅せざることと爲せしが、修正案に於ては之を第一種法人の配當所得として、百分の四の稅率を以て之に源泉課稅することと爲し、以て前各項の修正に因る歲入減少額の補塡に充つることと爲したり。

（四）原案に於ては大正八年八月一日より大正九年七月三十一日に至る期間內に終了する法人の事業年度分超過所得に限り、本稅の七割七分を增徵することと爲せしが、前項の修正の結果九年度歲入に多少の餘裕を生せしを以て、修正案に於ては此の增徵率を六割一分に輕減したり。

所得稅法改正法律案が衆議院に於て右の如き修正を加へられたる上、貴族院に回付せらるるや、貴族院は右修正案を以て未だ不充分なりと爲し、之に對し更に左の如き重要なる修正を加へたり。

（一）法人の超過所得に對する免稅率を高め、資本金額に對し年一割を超過する所得に課稅することに改むること（原案年八分）。

（二）法人の留保所得に對する稅率を輕減して左の如くすること。

資本金の五割相等額以內の金額　百分の五（原案百分の七・五）

同上五割相當額を超ゆる金額　百分の十（原案百分の十五）

同上全額を超ゆる金額　百分の二十（原案百分の三十）

(三) 第三種所得中配當金の控除割合を更に增大して四割と爲すこと(原案三割)。

(四) 第三種所得の課稅最低限を八百圓に引上ぐること(原案六百圓)。

(五) 以上の修正の結果に因る減收を補塡する爲め、左の如き改正を加ふること。

(イ) 法人の超過所得に對する稅率を左の如く變更すること。

資本金額に對し年一割を超え二割以下の金額	百分の四(原案の通)
同上二割を超え三割以下の金額	百分の十(原案百分の八)
同上三割を超ゆる金額	百分の二十(原案百分の十五)

(ロ) 法人の配當所得に對する稅率を百分の五に改むること(原案百分の四)。

(ハ) 第二種所得甲の稅率を左の如く變更すること。

公債の利子	百分の四(原案百分の三)
其の他	百分の五(原案百分の三)

(六) 以上の修正の結果大正九年度歲入に於て相當の餘裕を生ずるを以て、此の財源を以て超過所得に對する增徵率六割一分を三割五分に低減すること。

右貴族院の修正に對しては政府及衆議院共に同意を表せしを以て、所得稅法改正法律案は玆に其の成立を見たり。今本改正に因る所得稅の收入見込額に就き、政府原案・衆議院修正案・貴族院修正案(確定案)に依る金額を、現行稅額に比較對照すれば左の如し。

種別	(一)現行稅額	(二)政府原案	(三)衆議院修正案	(四)貴族院修正案	(四)の(一)に對する增減(△)	(四)の(二)に對する增減(△)	(四)の(三)に對する增減(△)
第一種 甲	一円	六、三三〇円	六、三三〇円	六、四〇八円	一円	一、三三八円	一、三三八円
第一種 乙	一	五六、三三一	五六、三三一	五六、四九六	一	一、三六五	△四、七六七
第一種 丙	一	一	三三、六六六	三六、四〇一	一	三六、四〇一	五、八〇一
第一種 丁	一	七三、六六一	七三、六六一	七三、四〇一	一	一	一
第一種 戊	一	七三、〇三五	七三、〇三五	七三、〇三五	一	一	一
第一種 計	九、六〇一、四三一	一二五、九一三、三六	一二九、二四四、九四二	一二五、四六四、九一九	七五、四六四、九四〇	六、五六、八六五	五、〇三一、二九九
第二種 甲 公債利子	五〇四、九一五	五〇四、九一五	五〇四、九一五	一、〇〇九、八三〇	五〇四、九一五	五〇四、九一五	五〇四、九一五
第二種 甲 社債利子	六三一、五九	六三一、五九	六三一、五九	一、一四四、三五	四六一、七六六	四六一、七六六	四六一、七六六
第二種 甲 預金利子	一	五、九六六、三〇四	五、九六六、三〇四	九、八八三、八四〇	九、八八三、八四〇	三、九三七、五六六	三、九三七、五六六
第二種 甲 計	一、一二九、五〇四	七、一三八、八〇八	七、一三八、八〇八	一一、〇四七、五六五	一〇、九四三、八四〇	四、九三一、七七	四、九三一、七七
第二種 乙	一	八三四	八三四	八三四	八三四	—	—
第二種 計	一、一二九、五〇四	七、一三九、八四二	七、一三九、八四二	一一、〇四八、三九九	一〇、九四三、八六五	四、九三一、七七	四、九三一、七七
總計	一五九、六〇、六四四	一三七、九三、五三五	一三七、六三、六三一	一三七、三五、六四四	△七、七六〇、九七九	△六、五九、九六八	△二、五六、六七七

(備考) 大正九年度の歲入見込額は左の如し。

種別	(一)政府原案	(二)衆議院修正案	(三)貴族院修正案	(三)の(一)に對する增減(△)	(三)の(二)に對する增減(△)
第一種	二二六、一〇一円	二二、〇四九、九五円	二二六、八三六、二六円	二、七三四、七七円	△二、二四二、九五円
第二種	五、二二九、三〇三	五、二二九、三〇三	八、四六四、四三五	三、二三六、一三二	三、二三六、一三二
第三種	四、三三、三三六	四、九〇九、二四九	四、一九九、四二一	△七、一二四、七七七	△七、〇九〇、八二八

計	一八一、六八、五七六円	一八一、五七〇、九二六円	一八一、五三一、一七九円
現行稅額	一五九、六五〇、六三四	一五九、六五〇、六三四	一五九、六五〇、六三四
差引增收額	三一、九六七、九四二	三一、九二〇、二九二	三一、八七一、五四五
		△	△
		九六、三九七円	九六、三九七円
		△	△
		四八、七四七円	四八、七四七円

卽ち右に依れば所得稅法改正の結果は所得稅收入額は、平年度に於て二億三千七百二十五萬九千六百四十四圓、大正九年度に於て一億八千百五十二萬二千百七十九圓となり、現行稅法に依る收入額に比し平年度に於て七千七百六十萬九千十圓、大正九年度に於て二千百八十七萬千五百四十五圓の增收となるの計算なりとす。而して所得稅法改正法律案と同時に提出せられたる所得稅法の施行に關する法律案は、右所得稅法改正案の修正に伴ひ字句の修正を行ひしのみにて、異議なく兩院を通過したり。

第三　法律の公布

以上の如くにして第四十三回帝國議會の協贊を經たる、所得稅法改正法律及所得稅法の施行に關する法律の兩者は、裁可を經て何れも大正九年七月三十一日を以て公布せられたり。斯くて第四十二議會以來幾多の紆餘曲折を經たる所得稅法の改正も漸く其の實現を見るを得、所得稅の制度は玆に根本的の改革を施さるるに至れり。今此等兩法律の全文を揭ぐれば左の如し。

所得稅法（大正九年七月三十一日法律第十一號）

第一條　本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一　本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキ

二　本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲　法人ノ超過所得

乙　法人ノ留保所得

丙　法人ノ配當所得

丁　法人ノ清算所得

戊　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲　本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙　第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨ

リ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條　法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條　法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條　本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條　本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條　法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ塡補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ加算ス

第十一條　法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又

ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三條　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十四條　第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子竝第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

二　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三　山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

六　前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十五條　前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六條　前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　所得千圓以下ナルトキ　年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者　一人ニ付百圓

二　所得二千圓以下ナルトキ　同　一人ニ付七十圓

三　所得三千圓以下ナルトキ　同　一人ニ付五十圓

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具癈疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　北海道府縣郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

第十八條　第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

一　軍人從軍中ノ俸給及手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三　旅費、學資金及法定扶養料

四　郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第十九條　勅令ヲ以テ指定シタル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第二十條　第三種ノ所得ハ八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲八百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十一條　第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ十

乙　同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ二十

丙　百分ノ五

丁　百分ノ五

戊　百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十トシ其ノ事業年度ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘ

キ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以內ノ金額ニ付テハ其ノ稅率ハ百分ノ五トス

第二十二條　第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　公債ノ利子　百分ノ四

其ノ他　百分ノ五

乙　百分ノ七、五

第二十三條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額	百分ノ〇、五
八百圓ヲ超ユル金額	百分ノ一
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二
千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ六、五
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ八
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ九、五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
二百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十
三百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三
四百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戶主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十四條　第一種ノ所得ニ付納額義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ淸算若ハ合併ニ關スル計算書竝第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又

ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十六條　第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十七條　稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

第二十八條　各稅務署所轄內ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄內ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ增減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條　調査委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

調査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

第三十條　調査委員及補闕員ノ選擧區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十一條　選擧區域內ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十五條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選擧人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ告ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三　國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四　六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六　第七十四條乃至第七十六條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

前項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納稅又ハ申告ト看做ス」

選擧人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條　投票及開票ニ關スル事務ハ市區町村長又ハ戶長之ヲ擔任シ選擧會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第三十三條　稅務署長ハ調査委員及補闕員ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戶長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第三十四條　選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選擧ニ付一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間內ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選擧人ニ交付ス

第三十五條　市區町村長又ハ戶長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

第三十六條　稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十七條　投票開票及選擧會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第三十九條　調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戶長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戶長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十條　調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十一條　調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選擧區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十二條　調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十三條　調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第四十四條　前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ト爲リタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス」

選擧區域ノ變更ニ因リ新ニ選擧セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十五條　調査委員又ハ補闕員第三十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選擧區域內ニ住居セサルニ至リ

タルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十六條　所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日以內トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條　所得調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十八條　所得調査委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第四十九條　所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十條　調査委員ハ自己及自己ト同一戶籍內ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十一條　八月三十日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス」

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間內又ハ八月三十日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未濟ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二條　政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以內ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間內ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十三條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十四條　調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第五十五條　本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

一　公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額

二　利子支拂期限及利率

三　償還ノ方法及期限

四　數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

第五十六條　第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十七條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十八條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第五十九條　第二十六條、第五十一條又ハ第五十二條ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本法施行地內ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前

項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六十條　納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第六十一條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十二條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十二條　各稅務監督局所轄內ニ所得審査委員會ヲ置ク

所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二　稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員會審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニハ日當及旅費ヲ給ス

第六十四條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六十五條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ査覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十六條　納稅義務者第六十一條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六十七條　第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サスシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期　其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期　其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期　翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期　翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十八條　前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第六十九條　法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラルル稅金ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第七十條　第六十四條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十一條　第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務署所轄內ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以外、住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

第七十二條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第七十三條　納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ他所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第七十四條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ第二十六條第一項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第七十五條　正當ノ事由ナクシテ第五十六條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第五十六條第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第七十六條　所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附　則

第七十八條　本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ本法ヲ適用ス但シ第十六條ノ規定ハ大正九年分所得稅ニ付テハ之ヲ適用セス

賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニシテ從前ノ規定ニ於テ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ付テハ本法施行前ニ於ケル收入金額ニ限リ、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子ニ付テハ支拂期ノ本法施行前ニアルモノニ限リ大正九年分第三種所得トシテ計算ス

第七十九條　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人又ハ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ免除セラレタル法人ノ本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル第十四條第一項第四號及第五號ノ所得其ノ他本法施行前ニ於ケル第十四條第一項第四號ノ所得ニ付テハ本法ヲ適用セス

第八十條　本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第八十一條　法人ノ超過所得ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ大正十年七月三十一日ニ至ル間ニ終了スル各事業年度分ノ超過所得ニ限リ本稅ノ三割五分ヲ增徵ス

大正九年七月一日以後ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間ニ變更アリタルトキハ前項ニ該當スル舊事業年度ノ期間內ニ始期又ハ終期ヲ有スル各事業年度分ノ超過所得ニ付本法ニ依リ所得稅ヲ課シ仍本稅ノ三割五分ヲ增徵ス

第八十二條　所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ從前ノ規定中八月三十日トアルハ九月三十日トス

從前ノ規定ニ依ル所得調査委員、補闕員及所得審査委員ノ任期ハ大正十年五月一日ヲ以テ終了ス

第八十三條　第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ニ限リ第一期ノ納期ヲ大正九年十月一日ヨリ三十一日限トス

第八十四條　所得稅法ハ當分ノ內小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

所得稅法ノ施行ニ關スル件（大正九年七月三十一日法律第十二號）

第一條　所得稅法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セス

第二條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第三條第一種甲及戊竝第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

第三條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス

附　則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　附屬法規の改正及制定

第一　所得稅法施行規則及同施行上取扱方心得の改正

所得稅法の改正及同法の施行に關する法律の制定に伴ひ、其の施行上に關する取扱手續に就ても當然從來の規定を改正するの必要を生ぜしを以て、大正九年七月三十一日勅令第二百二十六號を以

て改正所得稅法施行規則を公布し、更に翌八月十九日に至り大藏大臣は各稅務監督局長に對し內訓を發し、所得稅法施行上取扱方を示達したり。今此等兩規定の全文を揭ぐれば左の如し。尙所得稅法の規定に基き所得稅を免除すべき重要物產製造業の種類竝に其の免稅手續等に就ては、大正二年所得稅法改正の際、勅令第六十九號を以て單獨に之が規定を設くる所ありしが、今回右の如く所得稅法施行規則の全文を改正するに際し、同規則中に於て此等に關する規定を設くることと爲し、大正二年勅令第六十九號は同規則附則を以て之を廢止したり。

所得稅法施行規則（大正九年七月三十一日勅令第二百二十六號）

第一條　法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ所得稅法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二條　所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅法施行地ニ於ケル資金價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資產價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ留保所得ハ總所得ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ割合ヲ總留保所得金額ニ乘シ之ヲ計算ス

第五條　所得稅法第二十一條第二項但書ノ規定ハ當該事業年度ニ於ケル留保所得中最高キ稅率ヲ適用スヘキ金額ヨリ順次低キ稅率ヲ適用スヘキ金額ニ付之ヲ適用ス

第六條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ所得稅法第十條第一項ノ規定ニ依ル配當所得ノ計算ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條　所得稅法第十四條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條　第三種ノ所得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ爲スヘシ

所得稅法第十四條第一項第二號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第一號、第二號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引キ計算ス

第九條　所得稅法第十六條ノ不具癈疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、及盲者其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第十條　所得稅法第二十五條第二項ノ申請書ニハ年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者ノ氏名、生年月日、職業、申請者トノ續柄及不具癈疾ノ事實ヲ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

所得稅法第十六條第二項ノ場合ニ於テハ前二項ノ申請書ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出スルヲ以テ足ル

第十一條　稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ對シ戶籍ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二條　左ニ揭クル公共團體ニハ所得稅法第十七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

一　府縣組合、郡組合、市町村組合、町村組合、市町村內ノ區、沖繩縣ノ區及區內ノ部、北海道地方費、北海道ノ區及區町村內ノ部、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、農會、商業會議所其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ

二　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

第十三條　左ニ揭クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一　金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二　鐵ノ條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）

三　銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四　汽鑵、原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五　燐、曹達、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六　製紙用パルプ

七　板硝子

八　コンデンスドミルク

九　絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十四條　前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付所得稅ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十五條　所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第二十四條又ハ第二十五條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年五月一日以後ニ

於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十六條　法人ノ各事業年度ノ所得ハ毎事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日內又ハ清算著手ノ日ヨリ二十日內ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七條　解散シタル法人ノ清算所得ハ殘餘財產確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ殘餘財產ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スヘキ殘餘財產確定ノ都度之ヲ申告スヘシ

第十八條　合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ合併ノ日ヨリ十四日內ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資產ノ明細書ヲ添附シ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十九條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類金額、所得ノ基本タル資產營業ノ所在地、所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス

第二十條　所得稅法第五十六條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

一　俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ每年四月末日限

二　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限

三　法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限

無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ每年四月末日限

第二十一條　前條ノ支拂調書ニハ左ノ各號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所、氏名及各人別支拂金額ヲ記載スヘシ

一　俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ年分ノ支拂金額及其ノ金額計算ノ基礎但シ其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ異動アリタルモノニ付テハ其ノ事實

二　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額及支拂金額ノ確定シタル月日

三　法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ其ノ支拂金額、支拂金額ノ確定シタル月日及其ノ支拂ヲ受クル者ノ拂込金額別株式數、出資金額、基金其ノ他支拂金額計算ノ基礎

無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ支拂金額、支拂月日及其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ拂

込金額別株式數其ノ他支拂金額計算ノ基礎

第二十二條　第二十條第一號ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出シタル後六月末日迄ニ其ノ記載事項ニ付異動アリタルトキハ七月十日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十三條　第二十條及前條ノ規定ニ依ル調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ調書ニ記載シタル一件一人毎ニ五厘ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ計算ノ基礎ヲ記載シタル請求書ヲ七月末日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二十四條　所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クヘキ市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第二十五條　調査委員ノ定數ハ五人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ增減スルコトヲ得

第二十六條　所得稅法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第二十七條　稅務署長ハ選擧期日前三十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選擧人名簿正副二通ヲ調製シ副本ヲ市區町村長又ハ戶長ニ送付スヘシ

市區町村長又ハ戶長ハ選擧期日前二十日ヲ期トシテ其ノ日ヨリ五日間市區役所、町村役場又ハ戶長役場ニ於テ選擧人名簿ノ副本ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ

關係者選擧人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縱覽期間內ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長ハ正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長又ハ戶長ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムヘシ

選擧人名簿ハ選擧期日ノ前日ヲ以テ確定ス

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選擧人名簿ニ付テハ大藏大臣ハ第一項乃至第四項ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十八條　市區町村長又ハ戶長ハ投票區內ニ於テ選擧資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第二十九條　投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ市區町村長又ハ戶長之ヲ決定スヘシ

第三十條　市區町村長又ハ戶長ハ投票ノ有效無効ヲ區別シ調査委員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第三十一條　投票ノ調査終リタルトキハ市區町村長又ハ戶長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

一　投票及開票ノ日時及場所

二　投票及開票ノ立會人ノ住所及氏名

三　投票人及投票ノ總數竝有效投票及無效投票ノ數

四　投票ヲ無效ト決定シタル事由

五　被選擧人ノ氏名及其ノ得票數

第三十二條　選擧會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ク

第三十三條　稅務署長ハ選擧區內ニ於テ選擧資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選擧會ニ立會ハシムヘシ

第三十四條　所得調査委員會ノ開會日數ハ各所得調査委員會ノ區域內ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納メタル者ノ數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ　三十日以內
三千人以上ナルトキ　二十五日以內
千人以上ナルトキ　二十日以內
五百人以上ナルトキ　十五日以內
五百人未滿ナルトキ　十日以內

第三十五條　所得調査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齡多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第三十六條　所得調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第三十七條　稅務署長所得稅法第二十六條、第五十一條、第五十二條又ハ第七十四條第二項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十八條　所得稅法第五十九條第二項ノ公告ハ納稅義務者ノ氏名及所得金額ヲ官報ニ揭載シテ之ヲ爲スヘシ

第三十九條　所得稅法第六十條第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添ヘ所得金額ノ決定ヲ爲シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第四十條　審査委員及其ノ補闕員ノ選擧事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス

第四十一條　審査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

補闕員ハ稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員之ヲ互選ス

第四十二條　稅務監督局長ハ審査委員及補闕員ノ選擧期日、投票ノ時間及投票場所ヲ定メ之ヲ調査委員ニ通知シ同時ニ投票用紙ヲ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ニハ之ヲ受クヘキ調査委員ノ屬スル府縣又ハ北海道ニ於ケル調査委員ノ氏名表ヲ添附スヘシ

第四十三條　審査委員及補闕員ノ選擧ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ審査委員及補闕員ノ各選擧ニ付一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間內ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ但シ相當ノ事由ニ因リ自ラ投票所ニ至ルコト能ハサルトキハ郵便ニ依リ投票スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ投票時間後到著シタル投票ハ無效トス

第四十四條　稅務監督局長ハ調査委員中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第四十五條　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條　審査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第四十七條　審査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ稅務監督局長ハ當選人ニ當選ノ通知ヲ爲シ且其ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十八條　審査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十九條　審査委員及補闕員ハ稅務監督局所轄內ニ於ケル調査委員全部ノ改選アリタルトキ又ハ稅務監督局ノ管轄區域ニ異動アリタルトキ之ヲ改選ス

第五十條　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ補闕員ヲ以テ之ヲ補充ス但シ北海道ニ在リテハ補闕員中投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ闕員ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ審査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第五十一條　審査委員又ハ補闕員ニシテ調査委員タルノ資格ナキニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十二條　所得審査委員會ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第五十三條　所得審査委員會ハ開會ノ始ニ於テ審査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第五十四條　所得審査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十五條　所得審査委員會ノ會長事故アルトキハ出席シタル審査委員中年齡多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第五十六條　審査委員ハ自己及自己ト同一戶籍內ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十七條　稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ所得審査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十八條　所得審査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ

第五十九條　稅務監督局長所得稅法第六十一條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十條　納稅義務者所得稅法第六十四條ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ同時ニ所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ申請スルコトヲ得

第十條及第十一條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第六十一條　所得稅法第六十四條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ稅務署長ニ於テ收入豫算年額四分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第六十二條　稅務署長所得稅法第六十五條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十三條　所得金額ノ決定後同居者ニ異動アルモ所得稅法第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第二項及第二十三條第二項ノ規定ノ適用ニ依リテ生シタル效果ハ之ヲ變更セス

第六十四條　所得稅ヲ課セサル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ

第六十五條　第二種ノ所得ニ付其ノ金額ノ支拂者所得稅ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ其ノ地ノ金庫ニ拂込ムヘシ第二種乙ノ所得ニ付テハ尙其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添附スヘシ

第六十六條　所得稅法第七十二條第二項ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ申告ナキトキハ稅務署長其ノ納稅地ヲ指定ス

第六十七條　第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アル者居所地ニ於テ所得稅ヲ納メムトスルトキハ其ノ旨居所地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第六十八條　納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ於テ生スル所得ヲ有スルトキハ其ノ所得ノ生スル地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第六十九條　納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十條　納稅義務者所得稅法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキハ其ノ旨納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十一條　納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十二條　大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

第七十三條　大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ本令ヲ適用ス但シ所得稅法第十六條ノ規定ノ施行ニ關スル規定ハ大正九年分所得稅ニ付テハ之ヲ適用セス

本令施行前從前ノ規定ニ依リ爲シタル所得稅免除ノ申請及第三種ノ所得ニ關スル申告ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル

大正二年勅令第六十九號ハ之ヲ廢止ス

所得稅法施行上取扱方心得（大正九年八月十九日大藏大臣達）

第一條　法人ノ所得計算上前期繰越益金ハ之ヲ總益金中ニ算入セサルモノトス

第二條　法人合併ノ場合ニ於テ繼承シタル資產價格カ合併ノ爲ニ發行シタル株式金額ヲ超過

スル場合ノ所謂合併差益ハ之ヲ總益金中ニ算入セサルモノトス

第三條　法人ノ資產減價償却及繰越缺損金ノ補塡ハ其ノ事業年度ノ損金ト認ムヘキモノナルヲ以テ法人ノ計算ニ於テ純益金ノ處分トシテ之ヲ爲シタル場合ト雖其ノ純益ノ生シタル事業年度ニ於ケル總損金中ニ之ヲ算入スヘキモノトス

第四條　法人ノ所得計算上國債及貯蓄債券法ニ依リ發行シタル貯蓄債券ノ利子ハ其ノ全額ヲ以テ所得稅ヲ課セサル所得ト看做スヘキモノトス

第五條　法人ノ總益金中ニ國債以外ノ公債ノ利子其ノ他ノ第二種所得又ハ他ノ法人ヨリ受ケタル配當金（其ノ所得稅ヲ課セラレタルト否トヲ問ハス）アルモ之ヲ控除セス課稅所得トシテ之ヲ計算スルモノトス

第六條　保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ヲ算出スル場合ニ於テハ保險契約ニ因ル配當金又ハ配當準備金ヲ控除スルモノトス但シ配當準備金ニ付テハ保險約款上ノ確定的義務ニ基キ積立テタルモノニ限ル

保險契約ニ因ル配當金ハ之ヲ第三種所得トシテ計算セサルモノトス

第七條　法人カ月ノ中途ニ於テ解散シタルトキハ解散ノ日ヲ以テ所得稅法第六條ノ月末ト看做シ資本金ヲ計算スルモノトス

第八條　所得稅法第十四條第二項ニ依リ利益ノ配當ト看做サレタル金額ハ法人ノ當該事業年度ノ配當所得中ニ算入スルモノトス

第九條　法人ノ清算所得又ハ所得稅法第十條第二項ニ依ル配當所得計算ニ付テハ殘餘財產又ハ積立金中所得稅ヲ課セサル所得又ハ之ヲ免除スル所得ヨリ成ルモノアルモ之ヲ控除セサルモノトス

第十條　合名會社又ハ合資會社カ商法第八十五條又ハ第百五條ニ基キ任意清算ニ依リ財產ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ解散當時ノ總資產價額ヨリ債務金額ヲ控除シタルモノヲ以テ稅法第十一條第一項ノ殘餘財產ト看做スヘキモノトス

第十一條　清算中ニ拂込ヲ爲シタル株式金額又ハ出資金額アルトキハ清算所得ノ算出上之ヲ拂込株式金額又ハ出資金額ニ算入スルモノトス

第十二條　第三種ノ所得金額ヲ調査スルニ當リテハ各人ノ生活狀況等ニ依リ所得ノ全體ニ著眼シ大體ニ於テ其ノ所得ノ實ヲ得ムコトヲ期スヘク徒ラニ些細ノ點ニ關スル計算ニ重キヲ置キ全體ニ於テ所得ノ實額ヲ得サルカ如キ調査ヲ避クヘキモノトス

第十三條　課稅ノ公平ヲ圖ルコトハ最モ緊要ノ事項ナルヲ以テ所得調査上深ク此ノ點ニ注意シ特ニ都會地ナルト否トニ依リ又ハ所得ノ大小ニ依リ調査寬嚴ノ程度ヲ異ニスルカ如キ弊ナカラシメムコトヲ期スヘキモノトス

第十四條　稅務官吏ハ常ニ各人ノ所得ニ注意シテ適實ノ調査ヲ遂ケ以テ納稅者ノ申告ノ當否ヲ勘案シ所得金額ノ決定ヲ爲スヘキコト勿論ナルモ納稅者ノ申告ヲ輕視スルカ如キコトナク誠實ナル申告ヲ奬勵スルコトニ注意スヘキモノトス

第十五條　第三種所得調査上各人ノ所得事項ニ付具體的ノ調査ヲ爲スコト困難ナル場合ニ於テハ適當ナル所得標準歩合ヲ設ケ之ニ依リ所得ノ算出ヲ爲スモ妨ナシト雖標準歩合ノ適用

ハ固ヨリ所得推定ノ方法ニ過キサルヲ以テ納稅者ノ申告ニシテ誠實ナリト認ムヘキモノニ付テハ可成其ノ申告ヲ是認スヘキモノトス

第十六條　田又ハ畑ノ所得ハ前三年以來引續キ同一ノ收益方法ニ依リタル場合及地目ニ變換ナカリシ場合ニ限リ前三年間ノ所得平均高ニ依リ之ヲ算出スヘキモノトス但シ前三年間ノ所得ヲ平均スル場合ニ於テ或年分ニ損失アルトキハ之ヲ他ノ年分所得ヨリ差引計算スルモノトス

第十七條　立竹木ヲ土地ト共ニ處分シタル場合ニ於テ土地ノ讓渡ヲ主タル目的トシ且ツ立竹木價格ノ僅少ナルカ如キモノニアリテハ强テ其ノ價格ヲ區分シテ山林所得ヲ計算スルニ及ハサルモノトス幼木ヲ土地又ハ地上權ト共ニ讓渡シタル場合亦同シ

第十八條　第三種ノ所得稅ハ所得金額ヨリ控除スヘキモノニアラスト雖所得稅法施行地外ヨリ生スル所得ニ對シ其ノ所得發生地ニ於テ課セラレタル所得稅其ノ他ノ公課ハ之ヲ必要經費ト看做スヘキモノトス

第十九條　所得金額ノ調査決定ニ當リテハ愼重ノ注意ヲ拂ヒ後日之カ訂正ヲ爲スカ如キコトナキヲ期スヘキモノトス

第三種ノ所得金額ノ決定ニ誤謬アルコトヲ發見スルモ左記各號ノ場合ニアラサレハ之ヲ訂正セサルモノトス但シ所得金額ノ增加ヲ要スル場合ニ於テハ納稅者ニ對シテ追加申告ヲ促シ若シ納稅者カ之ニ應セサルトキハ訂正ヲ爲ササルモノトス

一　決定シタル所得金額カ其ノ內譯金額ノ合計ト符合セサルトキ

二　同一ノ所得ヲ重複ニ計算シタルトキ

三　所得稅法第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル控除金額ノ計算ヲ誤リタルトキ

四　課稅スヘカラサル所得ヲ算入シタルトキ

五　會計檢査院ノ審理ニ因リ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ

六　其ノ他所得ノ算定又ハ法令ノ適用ニ誤謬アルコト最モ明確ナルトキ

第二　所得稅法施行細則の制定

所得調査委員會に就ては、所得稅法の規定に依り當初は稅務署所轄區域內の市郡を通じて一委員會を設くるものとせられしも、明治三十八年所得稅法改正の結果、特定の市及區には特に所得調査委員會を設置するを得ることとなり、之に基き同年大藏省令第二十八號を以て、特に所得調査委員會を置くべき市及區を指定し、後四十二年十一月省令第五十三號を以て其の全文を改正せしが、爾後屢、右の市及區を追加指定して大正十年に至れり。又所得調査委員の定數に關しては、明治三十二年制定の所得稅法施行規則に依り、五人を以て原則と爲すも、特別の事由ありと認むるときは之を增減するを得ることと定められしを以て、之に基き同年大藏省令第十三號を以て斯かる特別の地方及其の定數を定め、後四十二年十一月省令第五十四號を以て其の全文を改正せしが、爾後屢、此の特定地方及定數に關して改廢增減を行ひ、以て大正十年に至れり。更に又第二種所得に就き其の支拂者に於て所得稅を徵收したるとき、之が金庫に拂込方竝に其の拂込書及計算書の書式等に就ては、明治三十二年所得稅法施行規則第三十六條の規定に基き、同年大藏省令第十七號を以て之を定むる所ありしが、大正九年七月前記の如く所得稅法施行規則の改正の結果、同規則第六十五條の規定に依り、同年七月省

令第二十八號を以て、新に之が規定及書式を定むると共に從來の規定を廢止し、以て翌大正十年に至れり。其の他第二種所得稅の過誤納ありたる場合之が下戻請求方に就ては、明治三十三年大藏省令第三十六號を以て之が手續を規定する所あり、爾後引續き行はれて大正十年に至れり。

然るに大正九年所得稅法及同法施行規則の改正せらるるや、之に伴ひ新に其の施行上の細則を規定する必要を生ずると共に、前記の諸省令に規定せる所にも改正を加ふるの必要を生せしを以て、翌大正十年五月に至り大藏省令第十四號を以て左の如く新に所得稅法施行細則を制定し、此等所得稅法の施行上必要なる諸規則を總て統一規定することと爲し、同時に前記四省令は之を廢止したり。

所得稅法施行細則（大正十年五月十一日大藏省令第十四號）

第一條　所得稅法施行規則第六十五條ノ規定ニ依ル拂込書ハ第一號書式ニ、計算書ハ第三號書式ニ、明細書ハ第四號書式ニ依リ調製スヘシ

第二條　金庫ニ於テ第二種ノ所得ニ付所得稅ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ領收書ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書及明細書ヲ添付シ之ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

第三條　第二種ノ所得ニ付所得稅ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ利子又ハ配當金等ノ支拂地ノ所轄稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ請求書ヲ提出スヘシ

第四條　所得稅法施行規則第二十條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル支拂調書ハ第五號書式ニ依リ調製スヘシ

第五條　左記區域ニ付テハ所得稅法施行規則第二十七條第一項ノ三十日ヲ六十日以內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル日トシ第二項ノ二十日ヲ村長又ハ戶長ノ適當ト認ムル日トス

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
札幌	檜山	奧尻郡奧尻村
	增毛	苫前郡燒尻村、天賣村
	宗谷	利尻郡鬼脇村、仙法志村、鬱泊村、香形村
	禮文	船泊村、香深村
	根室	花咲村
		齒舞村
		國後郡泊村、東沸村、米戶賀村、秩苅別村、留夜別村、大瀧村
		色丹郡斜古丹村
		紗那郡留別村、紗那村、有萌村、別飛村
		振別郡振別村、老門村
		擇捉郡內保村、丹根萌村
		蘂取郡蘂取村、乙今牛村
		蘂取郡波嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村
熊本	那覇	島尻郡
	八重山	八重山郡與名國村
	大島	大島郡喜界村、早町村、龜澤村、島尻村、天城村、東天城村、知名村、和泊村、與論村、十島村
		宮古郡多良間村
		宮古郡

前項ノ區域ニ於ケル所得稅法施行規則第二十七條第三項ノ規定ニ依ル異議ノ申立ハ村長又ハ戶長ニ對シ之ヲ爲スヘシ

村長又ハ戶長前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ證憑ヲ審査シ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日以內ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選擧人名簿ノ副本ヲ修正シ其ノ事由ヲ具シテ之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ

稅務署長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧人名簿ノ正本ヲ修正スヘシ

第六條　左記區域ニ付テハ所得稅法施行規則第二十七條第一項ノ三十日ヲ四十日トシ第二項ノ二十日ヲ二十五日トス

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
仙臺	石巻	牡鹿郡荻濱村、鮎川村、女川村
名古屋	酒田	飽海郡飛島村
	宇治山田	志摩郡神島村
	村上	岩船郡粟島浦村
廣島	屋代	大島郡平郡村
丸亀	中村	幡多郡沖ノ島村
	宇和島	北宇和郡戶島村、日振島村

第七條　所得稅法施行規則第二十七條第一項ノ規定ニ依ル選擧人名簿ハ第六號書式ニ依リ調製スヘシ

第八條　所得調査委員及其ノ補闕員又ハ所得審査委員及其ノ補闕員ノ選擧投票用紙ハ第七號又ハ第八號書式ニ依リ調製スヘシ

第九條　所得稅法第二十八條、同法施行規則第二十四條及第二十五條ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域及調査委員ノ定數ハ別紙ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年大藏省令第三十六號明治四十二年大藏省令第五十三號同第五十四號及大正九年大藏省令第二十八號ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

（別表、所得調査委員會設置區域及定數表省略）

右所得稅法施行細則は爾後大正十五年末に至る迄の間に於て、十數次に亙りて其の一部に改正を加へられしが、右改正は概ね書式又は別表の改正に止まるものなるを以て、茲には其の中本文の改正に屬するもののみを列記し、他は總て之を省略す（改正――大正十年九月大藏省令第三十三號・同年十月同第三十八號・十一年三月同第二十六號・同年四月同第三十九號・十二年三月同第六號・同年三月同第八號・同年四月同第十二號・十三年三月同第七號・同年五月同第十四號・同年十一月同第二十六號・十四年五月同第十五號・十五年四月同第十五號・同年七月同第二十七號・同年九月同第三十六號）。

（一）大藏省令第二十六號（大正十一年三月三十一日）

所得稅法施行細則中左ノ通改正シ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

（書式中改正省略）

（二）大藏省令第八號（大正十二年三月三十一日）

所得稅法施行細則中左ノ通改正シ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中「第二十二條」ヲ「第二十二條ノ三」ニ改メ「支拂調書」ノ下ニ「及計算書」ヲ加フ

（書式中改正省略）

（三）大藏省令第二十六號（大正十三年十一月二十九日）

所得稅法施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條中「屋代」ヲ「岩國」ニ改ム

（別表中改正省略）

（四）大藏省令第二十七號（大正十五年七月十四日）

所得稅法施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　亞米利加合衆國（「アラスカ」布哇及「ヴアージンアイランド」ヲ含ム）ニ船籍ヲ有スル船舶ノ大正十三年七月十八日以後ニ生スル所得ニ對シテハ大正十三年法律第六號ニ依リ其ノ所得稅ヲ免除ス

（五）大藏省令第三十六號（大正十五年九月十七日）

所得稅法施行細則中左ノ通改正シ大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中區域表ヲ左ノ如ク改ム

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
東京	幸橋	小笠原島 伊豆七島
札幌	檜山	奥尻郡　奥尻村

第六條中區域表ヲ左ノ如ク改ム

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
	增毛	苫前郡　羽幌村、天賣村
	宗谷	利尻郡　鬼脇村、仙法志村、鷲泊村、香形村
		禮文郡　船泊村、香深村
	根室	花咲郡　齒舞村
		國後郡　泊村、留夜別村
		色丹郡　斜古丹村
		紗那郡　紗那村
		擇捉郡　留別村
		蘂取郡　蘂取村
熊本	那覇	島尻郡　渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村
	八重山	八重山郡　與那國村
	大島	大島郡　喜界村、早町村、龜津村、伊仙村、天城村、東天城村、知名村、和泊村、與論村、十島村
	宮古	宮古郡　多良間村
大阪	中村	幡多郡　沖ノ島村
仙臺	石卷	牡鹿郡　荻濱村、鮎川村、女川町
	酒田	飽海郡　飛島村
名古屋	宇治山田	志摩郡　神島村
	村上	岩船郡　粟島浦村

別表所得調査委員會設置區域及定數表ヲ左ノ如ク改ム

（別表省略）

廣島	大島郡　平郡村
岩國	北宇和郡　戸島村、日振島村
宇和島	

第二項　所得稅法の施行に關する法律の改正

前述の如く大正九年所得稅法の改正に當り、之に伴ひて大正九年法律第十二號を以て所得稅法の施行に關する法律を制定し、以て內地と朝鮮・臺灣其の他の外地との間に於ける所得稅の重複課稅を避けんことを圖りしが、同法律制定の際に在りては此等の外地に於ける所得稅の賦課は第一種法人の所得に限られしを以て、同法律の規定も亦前揭の如く、主として法人に關するものに止まりたり。然るに翌大正十年に至り臺灣に於ては租稅收入の增加を圖る爲め、十年度より新に第二種及第三種所得稅をも賦課することに決せしを以て、第一種所得稅に於けると同一の趣旨を以て、第二種及第三種所得稅に就ても內地と臺灣との間に重複課稅を避くるが爲め、特別の規定を設くるの必要を生じたり。茲に於て政府は右所得稅法の施行に關する法律に改正を加へて、右に必要なる諸規定を設くることと爲し、第四十四回帝國議會に之が法律案を提出したり。尙同法律には內地及朝鮮・臺灣等外地の法人が合併を爲したる場合に於て、所得稅の課稅方に關する規定を缺くを以て、本改正を機會として右に關する規定をも追加することと爲したり。右法律案は異議なく議會を通過せしを以て、裁可を經て大正十年三月法律第十五號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十五號（大正十年三月三十日）

大正九年法律第十二號中左ノ通改正ス

第三條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人カ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルトキハ所得稅法第九條第三項及第十二條ノ規定ヲ準用ス

第四條　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ臺灣ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ニ付テハ所得稅法第十八條第六號ノ規定ヲ適用セス

第五條　臺灣ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法第三條第二種乙及第三種ノ所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

第六條　所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得ニシテ臺灣ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スルモノニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス

第七條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正十年分所得稅ヨリ、第三條改正ノ規定ハ大正十年四月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

右の改正に伴ひ所得稅法施行規則にも改正を加ふる必要を生ぜしを以て、同年四月勅令第六十九號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第六十九號（大正十年四月一日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第七十一條ノ二　臺灣ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第二種乙ノ所得ニ付テハ大正九年法律第十二號第五條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

臺灣ニ住所ヲ有スル個人又ハ所得稅法施行地ニ住所若ハ一年以上居所ヲ有セスシテ臺灣ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第三種ノ所得ニ付テハ左ニ掲クル場合ヲ除クノ外大正九年法律第十二號第五條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

一　所得稅法施行地ニ住所ヲ有スル者所得金額決定後臺灣ニ住所ヲ移轉シタルトキ

二　臺灣ニ住所ヲ有スル者臺灣ニ於ケル法令ニ依ル所得金額決定前所得稅法施行地ニ住所ヲ移轉シタルトキ

三　所得稅法施行地又ハ臺灣ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ住所又ハ居所ニ付前二號ニ準スヘキ事由ノ生シタルトキ

第七十二條及第七十三條中「第三條」ヲ「第七條」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに翌大正十一年に至り樺太に於ても第二種及第三種所得稅を課することとなりしを以て、再び右所得稅法の施行に關する法律に改正を加ふる必要を生じ、即ち同年三月法律第二十七號を以て左の如く之を公布したり。

法律第二十七號（大正十一年三月三十一日）

大正九年法律第十二號中左ノ通改正ス

第四條乃至第六條中「臺灣」ヲ「臺灣又ハ樺太」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正十一年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

而して右法律の改正に伴ひ所得稅法施行規則中にも改正を加ふるの必要を生せしが、同規則に對しては之と同時に同年四月一日より實施せらるべき、會計制度の改正に伴ふ改正をも行ふの必要ありしを以て、同年三月勅令第百七十一號を以て左の如く公布し、以上の兩件に必要なる改正を施したり。

勅令第百七十一號（大正十一年三月三十一日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第六十五條中「其ノ地ノ金庫」ヲ「最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店」ニ改ム

第七十一條ノ二中「臺灣」ヲ「臺灣又ハ樺太」ニ、「所得稅法施行地又ハ」ヲ「所得稅法施行地、」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三項　所得稅法の改正

第一目　信託財產所得の課稅

大正十一年二月政府は第四十五回帝國議會に信託法案を提出し、新に信託行爲に關する一般的法規を制定せんことを圖りしが、右信託法の制定に伴ひ所得稅法中に於て、信託財產より生ずる所得に對する課稅に關する規定を設くる必要を生ぜしを以て、政府は同一議會に所得稅法中改正法律案を提出し、議會の協贊を經て大正十一年四月法律第四十五號を以て之を公布したり。今本改正の要領を揭ぐれば左の如し。

（一）信託財產より生ずる所得に關しては、其の所得を信託の利益として享受すべき受益者に對して所得稅を課することと定めたり。蓋し信託財產は信託法上に於ては受託者の所有に屬するものなりと雖も、其の財產より生ずる所得は結局受益者に歸屬すべきものなるを以て、經濟上の實質より見れば、受益者は直接其の財產を所有すると同一の利益を收むるものなり。故に所得稅を課する場合に於ては、受益者が信託財產を所有するものと看做して受益者に課稅し、受託者及委託者に對しては課稅せざることと爲したり。之れ本改正の骨子と爲すべき點にして、右の如く受益者が信託財產を所有するものと看做す結果として生ずべき效果左の如し。

（イ）信託財產より生ずる收益は、一旦其の財產所有者たる受託者が取得するものなるが故に、現行所得稅法の儘にては、受託者に對して所得稅を課し、更に受託者より收益の引渡を受くるが故に、受益者にも亦其の收益に對し所得稅を課するの外なく、卽ち同一の收益に對し二重に課稅することとなるも、改正法に依れば受益者に對してのみ課稅することとなりて、實際に適合す。

（ロ）受益者が受託者より受くる所得は受益權なる一種の債權より生ずるものなるを以て、現行法の儘にては信託財產の種類如何を問はず、其の收入金全部に對し課稅することとなり、受益者が直接其の財產を所有する場合に比較して甚だ不權衡となるも、改正法に依れば受益者が直接信託財產を所有するものと看做すを以て、信託財產が田畑なるときは前三年の平均に依り所得を算定し、株式なるときは配當金中より四割を控除し、社債なるときは第二種所得稅を課して第三種所得稅を課せず、國債なるときは其の利子に對して所得稅を免除する等、總て一般の場合と同一に取扱はれ、課稅の公平を得ることとなる。

（二）受益者が不特定なる場合又は未だ存在せざる場合に於ては、受益者に課稅すること能はざるを以て、此の場合に於ては例外として受託者を受益者と看做して課稅することと爲したり。

（三）右の場合に於ては受託者固有の所得と受益者と看做されたる爲めの所得とは、何等の關係なきものなるを以て、之を合算せず、又受託者の同居家族の所得とも合算することなく、信託の所得のみを別個のものとして稅率を適用することとし、若し同一受託者の手に數個の信託あるときは、之れ又合算せずして各別に課稅することと爲したり。

（四）又右の如く受託者を受益者と看做して課稅する場合に於て、受託者が法人なるときは、法人の所得卽ち第一種の所得として課稅すべきが如しと雖も、此の場合の所得は受託者たる法人の資本金の運用に依りて生じたるものに非ざるを以て、現行法に依り超過所得又は留保所得等を算

定することを得す。加之受託者は受益者に代りて納稅せしむるの趣旨を以て課稅するものにして、受託者が眞の擔稅者に非ざるを以て、受託者が個人なると法人なるとに依り課稅を異にすべき理由なし。故に受託者が法人なるときと雖も、之を個人の所得と看做して課稅することと定めたり。

（五）受託者に對して課稅するは前述の如く便宜の方法に外ならざるを以て、假令受託者が公益法人等にして、普通の場合に於ては所得稅を課せられざる者なるときと雖も、此の受益者の代理人たる觀念に於て課稅すべき所得稅は、結局受益者の負擔に轉嫁すべきものなるを以て、受託者が公益法人なる場合に於ても之に課稅することと定めたり。

（六）信託に關する所得の算定に就ては、受託者より其の信託に關する計算書を提出せしむるの必要あるを以て、之が提出に就ては現行法に於ける俸給又は配當金等の支拂者より提出せしむる支拂調書に準せしむることと爲し、關係法文に對し夫々改正を加へたり。

今改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第四十五號（大正十一年四月十八日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第三條ノ二　信託財產ニ付生スル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財產ヲ有スルモノト看做シテ所得稅ヲ賦課ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セサルトキハ受託者ヲ以テ受益者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ受託者カ本法其ノ他ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル者ナルトキト雖尙所得稅ヲ賦課ス

受託者法人ナル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ個人ノ所得ト看做ス

第十六條ノ二　第三條ノ二第二項第三項ノ規定ニ係リ所得稅ヲ課スヘキ所得ハ之ヲ受託者固有ノ所得ト區分シテ所得金額ヲ定ム、二以上ノ信託アル場合ニ於テハ尙各信託每ニ之ヲ定ム」

第十五條第二項、第十六條、第二十條第二項及第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ所得ニ付之ヲ適用セス

第五十六條中「前項ノ支拂調書」ヲ「第一項又ハ前項ノ支拂調書又ハ計算書」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第五十七條中「前條第一項ノ支拂調書」ヲ「前條第一項又ハ第二項ノ支拂調書又ハ計算書ニ」改ム

第七十五條中「第五十六條第一項」ヲ「第五十六條第一項又ハ第二項」ニ「支拂調書」ヲ「支拂調書又ハ計算書」ニ「第五十六條第二項」ヲ「第五十六條第三項」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右改正の結果所得稅法施行規則中に信託に關する計算書の提出に就て規定を設くるの必要を生せしを以て、同年十二月勅令第五百十三號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第五百十三號（大正十一年十二月二十九日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十二條ノ二　所得稅法第五十六條第二項ノ規定ニ依リ信託ノ計算書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

一　信託會社ニ在リテハ每事業年度終了後二十日限

二　信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ每年四月末日限

第二十二條ノ三　前條ノ計算書ニハ各信託ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　委託者及受益者ノ住所及氏名

二　信託行爲ノ時及信託會社ニ在リテハ各事業年度末、信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ三月末日ニ於ケル信託財產ノ種類及現在額竝信託會社ニ在リテハ各事業年度中、信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間中ニ於ケル信託財產ノ異動及信託ニ關スル收入支出

三　前各號ニ揭クルモノノ外信託行爲ノ內容ニ關スル事項

第二十三條　第二十條、第二十二條又ハ第二十二條ノ二ニ規定スル調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ左ノ金額ヲ交付ス

一　第二十條又ハ第二十二條ニ規定スル調書ニ付テハ記載事項一件一人每ニ五厘

二　第二十二條ノ二ニ規定スル計算書ニ付テハ一信託每ニ三錢

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ調書又ハ計算書提出後十三日以內ニ請求書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年法律第四十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙右に伴ひ翌大正十二年三月大藏省令第八號を以て所得稅法施行細則中に改正を加へ、信託に關する計算書の書式を定めたり。

前揭所得稅法中改正法律の施行期日は之を勅令に讓られしが、右は大正十一年十二月勅令第五百十二號を以て、信託法及信託業法其の他信託法制定に關聯する諸法律と共に、大正十二年一月一日より施行することと定められたり

第二目　法人の留保所得課稅に關する特別規定の設定竝に銀行預金利子課稅方法の改正

所得稅法は既述の如く大正九年七月に於て根本的改革を施され、全く其の面目を一新せしが、爾後其の實施の成績に徵するに、右改正稅法中に於ても尙多少不備の點を存すること明かとなれり。今其の缺陷の最も重要なるものを擧ぐれば、其の第一は法人の留保所得に關する問題なり。卽ち改正所得稅法の規定に依れば、法人が其の株主又は社員に對して行ふ利益の配當は、總て之を受くる各個人の所得に綜合合算して課稅すると同時に、法人が其の利益を配當せずして社內に留保する場合には、之を第一種乙法人の留保所得として、之に對し一定の累進率を課するものなるが、其の結果は個人に對する綜合課稅率は、個人の所得額が或る一定金額を超過するときは法人に對する留保所得課稅率に比し著しく高率となるを免れざるを以て、稅法施行以來同族會社又は保全會社等の如き家族的

の會社を組織して、其の所得を會社內に留保することに依り、株主又は社員に對する配當所得の綜合課稅を免れ、以て第三種所得稅率と留保所得稅率との間差を利せんとするものを生じ、甚しきに至りては該會社と其の社員又は株主との間に種々の取引を行ひたる形跡を作爲して、之に依りて所得稅の輕減を圖らんとするが如き手段に出づるものをも存するに至り、而も以上の如き合法的脫稅行爲は年を逐うて甚しからんとするの傾向を呈したり。

改正法の缺陷と認めらるる他の重要なる點は銀行預金利子に關する課稅方法に就てなり。卽ち改正稅法に依れば銀行預金に就ては、定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子のみが第二種所得の取扱を受け、其の他の銀行預金の利子は貯蓄預金利子を除くの外、總て第三種所得として綜合課稅を適用せらるるものなるが、稅法施行の實際に徵すれば、第三種に屬する銀行預金利子は多くの場合納稅者の申告に漏るる傾あり、從つて銀行預金は定期預金を除きては殆ど稅法の適用を免るるの狀況なるのみならず、實質上定期預金と認めらるるものと雖も、種々の手段を講じて定期預金に非ざるが如き形態を裝はんとするものを生ずるに至れり。

以上は何れも稅法の缺陷より生ずる弊害の著しきものにして、負擔の衡平を失すること甚しきものなるは固より言を俟たず。是を以て既に大正十一年七月臨時財政經濟調査會は其の稅制整理に關する答申中に於て、以上の弊害は到底之を放任し難きものとして之が改正案を提出せしが、政府も亦此等の弊害は至急之を是正するの必要ありと認め、大正十二年一月第四十六回帝國議會に於て、所謂應急的稅制整理として各種稅法の改廢に關する法律案を提出せんとするに當り、其の一案として以上諸點の改正を目的とする所得稅法中改正法律案を提出したり。今其の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）同族會社又は保全會社に依る合法的脫稅行爲を防止せんが爲め、株主又は社員の一人及其の緣故者の株式金額又は出資金額が、其の法人の資本金額の二分の一以上を占むる法人に就きては、其の留保したる所得中左の各號の一に該當するものに限り、所得審査委員會の決議に依りて之を株主又は社員に配當したるものと看做すことを得ることとなしたり。

（イ）事業年度末に於ける積立金及其の事業年度の所得中の留保額の合計が、當該事業年度末に於ける拂込資本金額の二分の一を超過するときは、其の超過金額に屬する留保額より當該事業年度所得の二十分の一を控除したる金額

（ロ）留保金額が當該事業年度の所得の十分の三を超過するときは其の超過金額

右の規定に對して尙逋稅の途を講せんとする者の取締を圖る爲め、更に上述の如き法人と其の株主又は社員及其の緣故者との間に於ける行爲に就き、所得稅逋脫の目的ありと認むる場合には政府は所得審査委員會の決議に依り、其の認むる所に依り所得金額を計算することを得ることとなしたり。

（二）銀行預金利子課稅の衡平を圖る爲め、貯蓄預金を除くの外は總ての銀行預金の利子を第二種所得として、之に源泉課稅を爲すことに改めたり。

（三）現行稅法に依れば、第三種所得に就ては、所得調査委員會閉會の後に於ては、其の所得の決定に就き脫漏あることを發見せし場合に於ても、納稅者の申告に依るの外は之を改定追加することを得ざりしが、斯くの如きは負擔の衡平を圖る途に非ざるのみならず、前述の如く本次の改正に

依り假令法人の留保所得課稅に關する特別規定を新設するも、法人の所得決定が遲延して所得調査委員會閉會後となるが如き場合には、保全會社の留保所得を其の年の個人所得に綜合課稅することを得ざることとなり、事實上右規定新設の效果なきに至るべきを以て、本改正案に於ては所得調査委員會閉會後、第三種所得に就き脫漏あることを發見したるときは、其の決定を爲すべかりし年の翌年より尙三年間は、所得調査委員會の調査に依り、政府に於て其の所得額を決定することを得るの規定を設けたり。

(四) 現行法に於ては所得稅を逋脫せし者に對してのみ刑罰を課することと爲せるも、改正案に於ては更に逋脫せんとせし者に對しても右罰則を適用することと爲したり。

(五) 北海道區制及沖繩縣區制の廢止に伴ひ、稅法中關係條項に改正を加へたり。

(六) 本改正に依る所得稅の增收見込額は、所謂保全會社の留保所得を配當と看做し課稅することに依る增收百七十二萬四千五百三十九圓、銀行預金利子の第二種所得課稅に依る增收五百十六萬八千四百五十圓、合計六百八十九萬二千九百八十九圓なりとす。

右所得稅法中改正法律案は衆議院に於て審議の結果、左記の諸點に就て修正を加へたる上、之を可決したり。

(一) 原案に於ては所謂保全會社が其の所得の十分の三を留保したる場合には、之を配當したるものと看做して個人綜合課稅を爲すことと爲せるも、斯くては或る事業年度に於ける法人の所得が其の資本金額に對して極めて少額に止まりし場合、或は其の積立金額が其の資本金額に比して甚しく少額なる場合等に在りては、甚だ苛酷なる結果を生ずべきを以て、右留保金額が資本金額の三十分の一に達せざる場合には右條項を適用せざる旨の規定を設けたり。

(二) 原案に於て第三種所得決定後脫漏あることを發見したるときは、尙爾後三箇年に亙りて調査の上之を追徵するを得ることと爲せるは、納稅者に對し大なる不安を與ふるものなるを以て、之を一箇年間に短縮したり。

(三) 原案に於ては所得稅を逋脫せんとせし者に對しても、逋脫せし者に對する罰則を適用することと爲せるも、右は穩當を缺くものと認めて之に關する條項を削除したり。

貴族院特別委員會に於ては右衆議院修正案に就き愼重なる審議を遂げたる末、左記の如き各種希望條件を附して之を可決することに決し、同院本會議亦右委員會議決の通可決したり。而して大藏大臣は委員會に於て、右希望條件の中(一)及(四)に對しては將來稅法改正の機會に於て充分調査研究の上考慮すべき旨を答辯し、(二)・(三)及(五)に對しては實行上成るべく委員會の希望に副ふべく努むべき旨を言明したり。

(一) 現行所得稅法に於ては、法人より受くる利益の配當を第三種所得として綜合課稅を爲すべき規定を存すと雖も、此の如きは徵稅手續の繁雜を來し、納稅者をして不安の念を抱かしめ、又徵稅費用を增加せしむるのみならず、株式の醵集に依る各種事業の萎微衰頹を招き、延て國民の企業心を阻喪せしむるの恐あり。且又現行法規に於ても逋稅の方法を講ずべき幾多の缺陷あり、必ずしも現行法規に於て最も公平なる課稅の負擔を爲さしめ得るものと言ふべからず。政府は宜しく此等の諸點に鑑み、產業政策に著眼して、成るべく速に適當なる機會に於て配當所得を第二種所得として、源泉課稅の方法を採るの途を考慮せられんことを希望す。

（二）今次の所得稅法改正案は、現行所得稅法が綜合課稅主義を採用せる結果、所謂合法的脫稅を爲す目的を以て設立せられたる法人を取締る趣旨に出でたるものなるも、是が實施の曉に於ては却て逋脫の目的を有せざる善意の法人を過當に壓迫するの嫌あるを以て、政府は改正法規の適用上、現行所得稅法實施前に設立せられたる法人にして、特に逋脫の爲に利用せられざるものは勿論、其他法人に就ても能く其事業の性質を參酌し、稅務官吏の專恣を豫防する方法を講ぜられんことを希望す。

（三）一國の信用程度を發達せしめ商取引の敏活を期するの目的を以て、政府は曩に印紙稅法を改正して小切手の印紙稅を免除せり。今回の所得稅法改正案に於ては、定期預金以外の預金利子に對しても、定期預金利子と同一の課稅を爲さんとするものの如きも、小切手を以て引出すべき當座預金の性質を有するものに就きては、政府は上記の理由に鑑み取扱上相當考慮を加へられんことを希望す。

（四）政府は第二種所得として課稅せられたる所得は法人の總益金中より之を控除して、二重課稅を避くることの立法方針を採られんことを希望す。

（五）總收入金額より必要の經費を控除したる收入金額を以て所得金額と爲す場合に於て、其の收入を得るが爲め爲したる負債の利子は、必要の經費として控除すべきものなるに拘らず、實際の取扱に於ては之を控除せざるが如し。政府は事實の確認し得らるる限り之を控除するの方針を採られんことを希望す。

斯くて兩院の協贊を經たる所得稅法中改正法律は、大正十二年三月二十七日法律第八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第八號（大正十二年三月二十七日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第二條及第三條中「銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金」ヲ「又ハ銀行預金」ニ改ム

第二十六條中「申出テタルトキハ」ヲ「申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

第二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八條中「又ハ北海道、沖繩縣ノ區」ヲ削ル

第三十條中「又ハ北海道、沖繩縣ノ區」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

第三十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

第三十條第二項ノ町村組合ニ付テハ其ノ組合管理者ヲ町村長ト看做ス

第七十三條ノ二　政府ハ法人ノ株主又ハ社員ノ一人及其ノ親族、使用人其ノ他特殊ノ關係アリト認ムル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一

以上ニ相當スル法人ニ付テハ其ノ留保シタル所得中左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限リ之ヲ株主又ハ社員ニ配當シタルモノト看做スコトヲ得

一　事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ所得中留保シタル金額ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

二　各事業年度所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

各事業年度所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ニ對シ年三十分ノ一ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過セサルモノニ付テハ前項第二號ノ規定ヲ適用セス

第七十三條ノ三　前條ノ法人ト其ノ株主又ハ社員及其ノ親族、使用人其ノ他特殊ノ關係アリト認ムル者トノ間ニ於ケル行爲ニ付所得稅逋脫ノ目的アリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ其ノ行爲ニ拘ラス其ノ認ムル所ニ依リ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第七十三條ノ四　政府ハ前二條ノ規定ヲ適用セムトスルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス

第七十四條中「第一項」ヲ「第二項」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル銀行預金利子中從前ノ規定ニ依リ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ付テハ支拂期ノ本法施行前ニアルモノニ限リ大正十二年分第三種所得トシテ計算ス

右に伴ひ所得稅法施行規則中にも改正を加ふる必要ありしを以て、同月二十九日勅令第七十八號を以て左の如く之を公布したり。而して所得稅法は次目に於て述ぶるが如く同日法律第二十九號を以て更に其の一部を改正せられ、貸付信託の利益に對して第二種所得稅を課せらるることとなりしを以て、右施行規則の改正勅令中には之に伴ふ改正をも併せ規定したり。

勅令第七十八號（大正十二年三月二十九日）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第十二條中「市町村內ノ區、沖繩縣ノ區及區內ノ部」ヲ「市町村內ノ區及部」ニ改メ「北海道ノ區及區町村內ノ部」ヲ削ル

第二十二條ノ二　信託ノ受託者ハ左ノ期限ニ從ヒ各信託ノ計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

但シ貸付信託ニシテ受益者個人ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　信託會社ニ在リテハ每事業年度終了後二十日限

二　信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ每年四月末日限

第二十四條中「又ハ北海道、沖繩縣ノ區」ヲ削ル

第三十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

所得稅法第七十三條ノ二又ハ第七十三條ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テハ其ノ旨前項

ノ通知書ニ附記スヘシ

第三十九條ノ二　稅務署長所得稅法第七十三條ノ二又ハ第七十三條ノ三ノ規定ヲ適用スルノ必要アリト認ムルトキハ所得稅法第七十三條ノ四ノ決定ヲ求ムル爲事由ヲ具シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第五十九條ノ二　稅務監督局長所得稅法第七十三條ノ四ノ決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙本法律の審議に當り貴族院は前述の如く、銀行預金利子課稅方法の改正に關し希望條件を附し政府亦成るべく其の希望に副ふべきことを言明せしを以て、大藏省主稅局長は同年三月二十九日各稅務監督局長に對し通牒を發し、當座預金中單に支拂資金として預託し、之に對し小切手を振出すものの如きは、假令輕微の利子を附するも元來利殖の目的を有せざるものと認めらるるを以て、斯くの如き預金にして其の利率日歩一錢（年利三分六厘五毛）を超えざるものに對しては、當分第二種所得稅の徵收を見合はすこととし、各銀行をして右の趣旨に依り取扱はしむべき旨を通達したり。

第三目　貸付信託利益課稅方法の改正

前述の如く大正十一年四月所得稅法改正の結果、信託財產より生ずる利益に對しては其の受益者に對し所得稅を課することとなりしが、右の改正に對し信託業者は、斯くの如く信託財產の利益に對し第三種所得として綜合課稅することは、信託事業の生命たるべき金錢信託の發達を妨ぐるのみならず、銀行定期預金利子との間に權衡を失し、營業上大なる困難を感ずるを以て、金錢信託の利益に對しては第二種所得として源泉課稅せられ度き旨、大藏大臣に對し陳情する所ありしが、恰も大正十二年一月第四十六回帝國議會に於て、前述の如く政府が所得稅法中改正法律案を提出するや、之が審議に際し衆議院特別委員會に於ては、銀行預金利子を總て第二種所得として課稅する以上、金錢信託より生ずる利益に對しても第二種課稅を行ふべしとの意見を生せしが、政府は之に對し此の兩者は法律上の性質を異にするのみならず、總ての金錢信託の利益に對し第二種所得稅を課するときは、脫稅其の他の弊害を生ずる虞ありと爲して反對したり。然れども此等の金錢信託の中其の運用方法が預入又は貸付に限定せらるるものは、實際上銀行預金と殆ど異る所なく、之に對しても法律上の性質に拘泥して第三種所得稅を課するは、信託業の發達を阻害するのみならず、信託受益者と銀行預金者との間に負擔の不公平を生ずる嫌あるを以て、實際の狀況に照し之に第二種所得稅を課することと爲すべしとの意見衆議院に於て有力となり、右第四十六回帝國議會に於て議員鳩山一郎外三名は、右の趣旨に依り所得稅法中改正法律案を提出したり。本案は異議なく兩院を通過し、政府亦之に對し同意を表せしを以て、大正十二年三月二十九日法律第二十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十九號（大正十二年三月二十九日）

所得稅法中左ノ通改正ス

第一條ノ二　本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ信託財產ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

第二條中「前條」ヲ「第一條」ニ改メ「利子」ノ下ニ「若ハ貸付信託ノ利益ノ」ヲ加フ

第三條中「利子」ノ下ニ「若ハ貸付信託ノ利益」ヲ加フ

第三條ノ二第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス貸付信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條ノ二第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

信託會社ノ所得計算ニ付テハ貸付信託ニ因ル收入及支出ハ其ノ總益金及總損金ヨリ之ヲ控除ス

附　則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ受クル貸付信託ノ所得ニシテ從前ノ規定ニ依リ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ付テハ信託利益ノ支拂期カ本法施行前ニ在ルモノニ限リ大正十二年分第三種所得トシテ計算ス

尙右法律案の審議に際し貴族院に於ては、信託受託者の政府に提出すべき信託計算書は、其の作製の爲め尠からざる手數を必要とするものなるを以て、少くとも今次の改正に係る金錢信託に關しては、銀行預金利子との權衡上よりするも、之が計算書の提出は之を省略することと爲すべしとの希望あり、之に對し政府は同意を表せしを以て、右法律の公布と同時に勅令第七十八號を以て所得稅法施行規則に改正を加へ、左の如く之に關する規定を設けたり。

勅令第七十八號（大正十二年三月二十九日）（抄錄）

所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十二條ノ二　信託ノ受託者ハ左ノ期間ニ從ヒ各信託ノ計算書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

但シ貸付信託ニシテ受益者個人ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　信託會社ニ在リテハ毎事業年度終了後二十日限

二　信託會社ニ非サル受託者ニ在リテハ毎年四月末日限

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四目　生命保險料の控除

所得稅を賦課する場合に於て生命保險の保險料は之を所得中より控除して計算すべしとの議は從前より唱へられし所にして、既に大正九年の所得稅法改正の際に於ても此の種の意見を存せしも其の時機を得ずして遂に之が實現を見るに至らずして止みしが、大正十二年第四十六回帝國議會に際し衆議院議員金光庸夫外二名は、右の趣旨に依り所得稅法中改正法律案を衆議院に提出したり。右法案は『自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除』せんとするものなりしが、之に對しては政府は、其の趣旨に於ては敢て異論なしと雖も、之を實際施行せんとするに就きては、所得の性質・保險金額の大小・保險料金の多寡等に就き斟酌を加ふの必要あるべく、又保險料を控除する以上は權衡上之と類似の性質を有する貯蓄預金等の控除をも考慮するの必要あり、其の他種々の點に於て施行上攻究を要する